

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 方針	規制法等	提案事項 (重複)	求める措置の具体的な内容	具体的な施策事例	提案中における最終的な 審査結果(結果)	
R4	1	03.医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	介護保険法第115条の22第1項	B. 地方に対する規制緩和	介護予防支援による法人の参入	現行制度においても、指定介護予防支援事業者はその業務の一環を指定居宅介護支援事業者に委託することができるよう規定されている。しかし、①委託に関する事務負担が追加されること、②介護報酬の範囲内で委託料を支払うため収入が低いことなどから、委託者及び受託者双方に負担が存在する。この結果、指定介護予防支援事業者から見れば、受託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況が起こっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html		
R4	2	01.土地利 用(農地除 く)	都道府県	鳥取県、滋賀 県、京都府、兵 庫県、和歌山 県、徳島県	總務省	B. 地方に対する規制緩和	過疎地域の持続的発展の支 援に関する特別措置法(令和3年 法律第19号)第7条、第9条	過疎地域持続的発展方針の廃止等	【現行制度について】 過疎法において、過疎計画を定める際は過疎地域の持続的発展の基本の方針に関する事項を定めることとされている。 【支障事例】 過疎法における過疎計画の策定段階で過疎方針を定めており、過疎計画に記載する基本の方針と過疎方針で大幅な重複が発生する。 【支障の解決策】 過疎計画に過疎方針を包含し、統合するよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html		
R4	3	10.運輸・ 交通	都道府県	鳥取県、京都 府、堺市、神戸 市、徳島県、全 国知事会、全国 地方知事会、關 西圏知事会	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再 生に関する法律(平成19法律第 59号)第27条の17	地域公共交通利便増進実施計 画に係る手続の簡素化	地域公共交通利便増進実施計 画について、軽微な変更に係 る手続の簡素化	地域公共交通計画(令和2.11法改正前の地域公共交通網形成計画(計画期間5年。以下マスタープランといふ。))の実施計画である本計画(マスタープランの計画期間内が期限。以下実施計画といふ。)を策定し、国の認証を受けた場合は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件緩和等の特例措置を受けることができる。 国認証を受けた実施計画が記載された運行計画(例:バス路線の系統、便数、路線地図等)は、計画期間中は維持することが原則となるが、運行計画を変更する際は、地域公共交通活性化協議会(以下活性化協議会といふ)の承認を得て、国に変更申請し、承認を受ける必要がある。しかし、実際の運行状況や情勢変化に応じて、柔軟かつ機敏に、試行錯誤を繰り返し地元にとって使いやすい路線にしていくためには、軽微な変更(例:大幅な路線再編を除く便数や経由地等の変更)は届出制にすることなど柔軟化が必要と考る。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	4	09.土木・ 建築	都道府県	鳥取県、兵庫 県、全国知事会	厚生労働省、國 土交通省	B. 地方に対する規制緩和	建設工事從事者の安全及び健 康の確保に関する法律(平成28年 法律第111号)第9 条	建設工事從事者の安全及び健 康の確保に関する都道府 県計画を廃止する。	建設工事從事者の安全及び健 康の確保に関する都道府 県計画を廃止する。	建設工事從事者の安全及び健 康の確保に関する都道府 県計画を廃止する。	建設工事從事者の安全及び健 康の確保に関する都道府 県計画を定められる中、都道府県も計画を策定することに躊躇を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少 ない感じている。 また、都道府県計画の策定後は、厚労省が都道府県労働局、国交省が地方整備局、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれ ら関係者による協議会を設置している。 一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る議体として、当県労働局が「建設工事関係労働災害防止連絡会議」(構成員は上記協議会とは同じ)を既に設置しており、国の基本計画の 下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率的かつ効果的であると考えられる。当省は労働局に推進を行ったが、結果的に国と協調した取組を進めることはできなかった。各都道府県においても同 様の議体が設けられていると考えられる。 今後は、都道府県労働局の会議体で重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うことなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じる予想される。 ※当県では、都道府県計画の策定を踏まえ、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	5	12.その他	都道府県	鳥取県、兵庫 県、和歌山県、 全国知事会	総務省、農 林水産省、 経済産業 省、国土交 通省	B. 地方に対する規制緩和	総合保養地域整備法第6条 の規定に関する規制緩和	総合保養地域整備基本 構想に関する主務大臣 協議の廃止等	平成31年1月現在で29都道府県で30の基本構想が策定されているが、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに躊躇を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少 ないといふ。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html		
R4	6	08.消防・ 防災・安全	都道府県	鳥取県、滋賀 県、京都府、堺 市、兵庫県、徳 島県、全国知事 会、中国地方知 事会	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	地震防災対策特別措置法(平 成7年法律第111号)第2条	地震防災緊急事業五箇年 計画を他計画での代 替を可能とすること	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能と する。	国土強靭化基本法に基づく国土強靭化地域計画と同様、趣旨が類似しており、重複性が高く、地方が予定する事業について、計画間の仕分け、住み分けなどを余計に調整が必要が生じている。個別事業につ いても国土強靭化地域計画に記載を行うようになったことから、地震防災対策特別措置法第四条に規定する「地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等」含め、本計画は国土強靭化地域計画で代替 可能としても支障が無いと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	7	03.医療・ 福祉	施行時特 別例市	富士市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第13条の2	児童扶養手当法において、公的年金等の受給者はお ける老齢年金と児童扶 養手当の併給の見直し	児童扶養手当法において、公的年金等の受給者はお ける老齢年金と児童扶 養手当の併給の見直し	児童を養育している祖父母等が老齢年金を受給している場合、児童扶養手当額との差額しか支給されない。そもそも公的な老齢年金は60歳までに保険料を負担し、本人等が退職後の生活を維持するため に受給できるものである。老齢年金に子の加算はなく、様々な事情により子を養育することになった際、支給され手当は存在しない。子を養育している老齢年金受給者は、生活に困窮している世帯が多く、児童扶養手当額が因いでない現状がある。 ①児童扶養手当が老齢年金と併給している場合に、老齢年金の支給が停止する。老齢年金に子の加算はなく、様々な事情により子を養育することになった際、支給され手当は存在しない。 ②児童扶養手当が老齢年金と併給している場合に、老齢年金の額を児童扶養手当の支給額に用いる所定として判定し、低所得者に手当を支給する。	—	
R4	8	06.環境・ 衛生	都道府県	島根県	消費者庁、 環境省	B. 地方に対する規制緩和	国等における直 接供給の環境ガス等 の排出の削減方 針等の規制緩和	策定が義務付けられ ている環境関係法 令等における規 制緩和の規制緩和	【現行制度】 環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。 【支障事例】 ①環境ガス等の排出削減のため、都道府県等の地方公共団体が本化等 ②地盤自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 ③水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項 ④都道府県食品ロス削減推進計画 【支障事例】 審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。 【支障の解決策】 課題や施策の共有を主眼として、環境関係計画等の一本化を図ることで支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html		

対応方針(闇喰決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(闇喰決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (39) 介護保険法(平9年12月13日) (i) 地域包括支援センター(115条の46第1項)の義務については、引き続き実態の把握に努めつつ、社会保険審査会での議論も踏まえ、指定介護予防支援事業者の指定(115条の22第1項)の対象の在り方や当該センターの業務負担を軽減する方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	△令5> 5【厚生労働省】 (30) 介護保険法(平9年12月13日) (i) 指定介護予防支援事業者の指定(115条の22第1項)の対象については、地域包括支援センター(115条の46第1項)の設置者に加え、令和6年度から指定居宅介護支援事業者(46条1項)に拡大した。 【措置済み(全世界対応型)の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)】	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22を改正し、指定介護予防支援事業者の指定対象に指定居宅介護支援事業者を追加した。	【厚生労働省】介護保険法第115条の22(令和5年5月19日官報号外第106号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_1	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【総務省】 (27) 過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令3法19) 過疎地域持続的発展方針(7条1項)以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項)以下この事項において「計画」という。)については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を日付に通知する。		過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画について、一体のものとして策定する場合の留意事項を都道府県に通知した。	【総務省】過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画の効率的な策定について(令和7年3月14日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡) 【総務省】効率的な策定を行う場合のイメージ	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_2	総務省自治行政局過疎対策室
5【国土交通省】 (29) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) 地域公共交通利便増進実施計画(27条の16第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制することや認定を不要とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。	—	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年18月)により、地域公共交通利便増進実施計画の変更手続について、国土省令で定める軽微な変更については、届出制する改正を行った(改正後の地域交通法第27条の15第5項)。	【国土交通省】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律_新旧対照表抜粋(令和5年2月10日付け)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_3	国土交通省総合政策局地域交通課
5【厚生労働省】 (53) 国土交通省(32)1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平28法11) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画(9条1項)については、以下とのおりとする。 ・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるとして令和5年1月31日に都道府県に対して通知した。 ・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制について、都道府県労働局は、建設工事従事者連絡会議と一体の開催が可能な開催を令和5年1月31日に都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。 ・都道府県における当該計画に係る事務の実務等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画(8条1項)の計画期間中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるとして令和5年1月31日に都道府県に対して通知した。 当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制について、都道府県労働局は、建設工事従事者連絡会議と一体の開催が可能な開催を令和5年1月31日に都道府県及び関係機関に対して通知した。 計画に係る運用改善に繋がる方策の検討については、検討中。	【厚生労働省】 【国土交通省】令和4年の地方からの提案等に関する方針方針」を踏まえた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律第9条第1項(都道府県計画)に係る対応等について」(令和5年1月31日付厚生労働省労働基盤安全衛生部不動産・建設経済局建設市場整備課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_4	厚生労働省労働基盤安全衛生部安全課 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
5【総務省】 (19) 農林水産省(9)【経済産業省(5)】 農林水産省(9)【経済産業省(4)】 総合保険地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、都道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出することについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	△令5> 5【総務省】 (13) 農林水産省(8)【経済産業省(4)】 国土交通省(14) 総合保険地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、主務大臣への協議を廃止し届出することについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	総合保険地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続について、主務大臣協議を不要とし、届出することとした事務連絡を都道府県に発出した。	【国土交通省】総合保険地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続について(令和5年3月23日付け国土交通省国土政策局地方振興課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_5	総務省自治行政局地域政策課 農林水産省農村振興局農業政策部農地政策課 経済産業省地域経済産業グループ地域政策整備課 国土交通省国土政策局地方振興課
5【内閣府】 (6) 地震防災対策特別措置法(平7法11) 地震防災緊急事業五箇年計画(28年1月、以下この事項において「計画」という。)については、以下の措置を講ずる。 ・国土強靭化地域計画(強くなやみや国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、從来の調査項目を削減した上で実施することとし、その旨を都道府県に通知した。	—	地震防災緊急事業五箇年計画について、国土強靭化地域計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び変更について内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取について簡素化することとし、その旨を都道府県に通知した。 また、計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、從来の調査項目を削減した上で実施することとし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】「地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の簡素化等について」(令和5年3月9日付け内閣府政策統括官(防災担当)付事務官(調査・企画担当)・内閣府政策統括官(防災担当)付事務官(防災計画担当)通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_6	内閣府政策統括官(防災担当)付事務官(調査企画担当・防災計画担当)
5【消費者庁】 (3) 文部科学省(10)【環境省(6)】	—	前段については以下とのおり 「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)により、測定基準、監査効果・ガバ等の排出削減割合(令和5年3月17日付け)の推進に向けた方針、地盤調査及び食生活・削減推進計画について、地方公共団体の判断により、他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に通知した。	【環境省】「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について」(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_8	消費者庁消費者教育推進課食品安全・削減推進室
—	—	後段については以下とのおり 「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について(通知)」(令和5年3月17日付け環境省大臣官房総合環境政策統括官通知)により、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、一体のものとして策定することが可能である旨を地方公共団体に通知した。	—	—	環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策企画評議・政策プロセシング室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度 管 理	申別 分野	提案団体 の属性	関係府省	提案 項目名	提案 方法等	提案事項 (重複なし)	求める措置の具体的な内容	具体的な事例	提案中における最終的な 審査結果(結果)		
									https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html		
R4	15	12.その他	中核市	松山市・今治市・八幡浜市、 新居浜市、西条市、 大洲市、四国中央市、 東温市、上島町、久万高原町、 松前町、内子町、伊方町、 松野町	認務省	B. 地方 に対する 規制級 和	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律第17条、電子 署名等による地方公共団体情 報システム機構の認証業務に 関する法律第3条、第29条、個 人番号カードの交付等に関する 事務処理要領	マイナンバーカード更新 時にカードの郵送受取 を可能とすること	有効期間満了などによりマイナンバーカード更新の際 には、電子交付枚数の約7割が、令和2年度から令和3年度の2年間に交付されたものであるが、その交付の際には窓口が審査した。その10年後である令和12 年度から令和13年度にはこれらのカードが有効期間満了を迎えるため、現行制度のまでは、更新された新たなカードを受け取るための来庁者により、再び交付窓口の滞留が見込まれる。 また、カード所持者が増加したことにより、住所変更や氏名変更、複数回の転居などにより券面の追記欄に余白がなくなったことによるカードの再交付が数多く発生しており、地方公共団体の窓口業務の負担が 増している。	当市ではマイナンバーカードの交付率が4割を超えており、電子交付枚数の約7割が、令和2年度から令和3年度の2年間に交付されたものであるが、その交付の際には窓口が審査した。その10年後である令和12 年度から令和13年度にはこれらのカードが有効期間満了を迎えるため、現行制度のまでは、更新された新たなカードを受け取るための来庁者により、再び交付窓口の滞留が見込まれる。 また、カード所持者が増加したことにより、住所変更や氏名変更、複数回の転居などにより券面の追記欄に余白がなくなったことによるカードの再交付が数多く発生しており、地方公共団体の窓口業務の負担が 増している。	
R4	16	09_土木・ 建築	一般市	今治市	国土交通省	B. 地方 に対する 規制級 和	建築基準法第5条第3項	建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を 設置し、資格登録までに実務経験を積んでほしいこととする。	特定行政令として建築行政を行っていくには、建築主事(建築基準適合判定資格者)を継続的に確保していく必要があるが、当市においては当該資格を有する職員は4名のみであり、建築主事となり得る着手人 の数が急激である。 現行の建築基準適合判定資格者は、建築基準法第5条第3項により「一級建築士試験に合格した者で、二年以上の実務の経験を有するもの」と定められており、この2年以上の実務を有するもの のうち規定が、職員の技術力向上に対するモチベーション維持を図る上で、職員配置を考える上で支障となっている。 例えば、当市としてはより多くの建築職に実務を2年経験させたいと思っているが、建築基準業務など建築職を必要とする他部署がある中、実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、建築職として 採用された職員を当該部署に配置できるわけではなく、先に配属された職員がある程度の実務経験を得るまで、一級建築士を取得した意欲ある職員の当該部署への配属が先延ばしとなることとなり、その場合、資格登録も遅れ、モチベーションの低下につながる。また、資格登録が先延ばしとなることで、建築主事の継続的な確保が困難となり、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の配置転換も円滑に行うことができない状況である。	特定行政令として建築行政を行っていくには、建築主事(建築基準適合判定資格者)を継続的に確保していく必要があるが、当市においては当該資格を有する職員は4名のみであり、建築主事となり得る着手人 の数が急激である。 現行の建築基準適合判定資格者は、建築基準法第5条第3項により「一級建築士試験に合格した者で、二年以上の実務の経験を有するもの」と定められており、この2年以上の実務を有するもの のうち規定が、職員の技術力向上に対するモチベーション維持を図る上で、職員配置を考える上で支障となっている。 例えば、当市としてはより多くの建築職に実務を2年経験させたいと思っているが、建築基準業務など建築職を必要とする他部署がある中、実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、建築職として 採用された職員を当該部署に配置できるわけではなく、先に配属された職員がある程度の実務経験を得るまで、一級建築士を取得した意欲ある職員の当該部署への配属が先延ばしとなることとなり、その場合、資格登録も遅れ、モチベーションの低下につながる。また、資格登録が先延ばしとなることで、建築主事の継続的な確保が困難となり、既に資格を所持し、建築主事として業務をしている職員の配置転換も円滑に行うことができない状況である。	
R4	17	04_雇用・ 労働	都道府県	石川県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	労働委員会規則第16条の2 (昭和42年中央労働委員会規則 第1号)、労働委員会規則の 一部を改正する規則の施行に ついて(令和3年2月1日付)、 厚生労働省令第020(第1号)、 中央労働委員会長官令、労 働委員会規則の一部を改正す る規則(「ワーカ活用規則」)に係 るQ&A(改訂版)について(令 和3年2月15日付)中央労働 委員会事務局総務課事務連 絡)	労働委員会における会 議について会長が相当認 と認める場合にウェブ会議 による出席を可能とすること	ウェブ会議を開催できら 要件を柔軟に考え、例えば、緊 急事態宣言等の場合に限らず、「会長が相当認める 場合」には、ウェブ会議による出席を認めるといった内 容で法令等の見直しでほしい。	例えば、委員が会議当日に県外へ出張しているなどの個人的な理由で会議に参集できない場合には、ウェブ会議による出席は認められず、委員の出席機会が失われる。また、委員は弁護士や労働組合役員、会 社経営者など外部の有識者であり、委員の職務と本業を両立させることが難しくなる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	18	03_医療・ 福祉	都道府県	石川県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律(昭和二十二年 法律第百三号)、精神保健 福祉法第百三号、精神保健 福祉法第22号厚生省大臣官房労 働健康福祉部精神保健福祉課長 連絡)	医療保護入院の届出の 電磁的方法による提出	医療保護入院を行った場合、精神科病院は10日以内 に所定の事項を保健所経由で県に届ける義務があるが、届出様式上入院を必要とする医師の署名が必 要とされていることから届出書及びその他必要書類に ついて、平成12年3月30日厚 生省第22号厚生省大臣官房労 働健康福祉部精神保健福祉課長 連絡)	病院管理者から紙媒体で提出された医療保護入院の届出(年間届出件数:約2,800件)は、各保健所及び精神保健福祉センターにおいて紙媒体で管理しており、文書管理コストが大きい。 また、病院管理者から紙媒体で提出された医療保護入院の届出を各保健所及び精神保健福祉センターで集計・とりまとめ等しているが、紙媒体であり、届出件数も多いため、職員の事務負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	19	03_医療・ 福祉	その他	吉坂町後期高 齢者医療広域 連合、宮城県、 仙台市、石巻市、 塩瀬市、気 仙沼市、柴田 町、丸森町、亘 理町、山元町、 松島町、利府 町、大和町、色 城市发展、加美 町、涌谷町、美里 町、南三陸町、 豊田市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	高齢者の医療の確保に関する法律 第85条、同施行令第16条の 2-3、同施行規則第71条の 9-10、介護保険法、同施 行令、同施行規則 なお、高齢者の医療の確保に に関する法律等に継続支給を 可とする規定はないが、厚生 労働者の事務連絡で高額療養費 等の継続支給を可としている。	後期高齢者医療制度に おける高額介護合算療 養費申請について、同法の高額療 養費及び高 額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次 回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすること。	【実行制度について】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算し、基準額を超えた額を給付する制度であり、「計算期間の始期及び終期等を記載した申請 書」を提出しなければならない(同法施行規則第71条の9)と規定されている。なお、申請にあたっては、当広域連合において事前に医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給見込額を算定し、当広域連 合から申請動奨票を行っている。 【支障事例】 毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。また、手続きを失念すると、本来受けられる給付が受けられなくなる可能性がある(令 和3年度申請動奨票の約1%が未申請)。年々申請対象者が増加し、広域連合及び受付を担当する市区町村において、事務に膨大な労力を要している。申請動奨票件数は、制度開始時の平成20年度8,847件から、令和4年度19,825件と2倍以上に増加していることから、申請対象者の増加が見込まれる。 【支障の解決策】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とする。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	
R4	20	06_環境・ 衛生	一般市	安城市	兼機省	B. 地方 に対する 規制級 和	騒音規制法施行規則第3条、 振動規制法施行規則第3条	騒音規制法及び振動規 制法に基づく届出のオ ンライン	現在、紙での届出受付を行っている自治体が多くあるが、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能とすることで、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進を図 っていきたい。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別	中 別 管 理	分 野	対象団 体の属性	対象団 体の属性	関係府省	提案 区分	根拠法等 (事項名)	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個別等)				
		12.その他	市町	農王町、宮城県、東松島市、名取市、大崎市、東松島市、喜多方市、東松島市、大崎市、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、三崎町、須賀川市、下品市、猿渡市、須賀川市、猿渡市、宇和島市、郡部町	総務省	B. 地方 に対する 規制緩 和	公職選挙法施行令第49条の 8、公職選挙法施行規則第9条 及び第10号様式	期日前投票の宣誓書の 廃止又は提出に係る手 続の簡素化	期日前投票の宣誓書の廃止又は提出に係る手続の簡素化	期日前投票制度が定められ、当町でも2割5分を超える有権者がこの制度を利用し投票をしている現状である。期日前投票所の運営については、選舉人がスマート投票できるよう改善を重ねながら行っているものの、宣誓書記載があったために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を工夫したりするなど対策を講じてはいるが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明(選舉の当日に投票所で)は実施している。	期日前投票制度が定められ、当町でも2割5分を超える有権者がこの制度を利用し投票をしている現状である。期日前投票所の運営については、選舉人がスマート投票できるよう改善を重ねながら行っているものの、宣誓書記載があったために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を工夫したりするなど対策を講じてはいるが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明(選舉の当日に投票所で)は実施している。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukkeka.html			
R4	21														
		05.教育・ 文化	都道府県	福岡県、九州地 方知事会	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	宗教法人法第6条(公益事業 の事業)、同法第14条(規 則の充実)、同法第22条(役員 の欠格)、同法第81条(解散命 令)、同法第87条の2(事務の 区分)	宗教法人法への暴力団 排除規定の追加	宗教法人から暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律第2条第六号に規定する暴力 団員又は暴力団員になつたから五年を経過しな い者等(以下「暴力団員等」といいます)による 宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の 追加を行うこと。	【現状】 法認定事務として、各都道府県知事は宗教法人法の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の次第事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 【具体的な支障事例】 宗教法人法は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれをを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。 【改正案】 (1)役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの (2)暴力団員等がその事業活動を支配するもの を規定すること 【改正案】 (1)宗教法人法第22条の役員の欠格事由に「暴力団 員等」を追加すること (2)宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員 等」の事業活動を支配するもの」を追加すること ※「公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する 法律」第6条の1に同内容	【現状】 法認定事務として、各都道府県知事は宗教法人法の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の次第事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 【具体的な支障事例】 宗教法人法は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれをを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。 【改正案】 (1)暴力団員等と連携する者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行つこどもできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添5)。 (2)暴力団員等と連携する者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行つこどもできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添5)。 【現状】 顧客の人の見方を考慮する宗教団体の法人設立認証等を拒否したが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあつても認証せざるを得ない(別添6)。 宗教法人法と並行して公益事業を行つことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財團法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	【現状】 法認定事務として、各都道府県知事は宗教法人法の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の次第事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 【具体的な支障事例】 宗教法人法は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれをを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。 【改正案】 (1)暴力団員等と連携する者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行つこどもできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添5)。 (2)暴力団員等と連携する者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行つこどもできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添5)。 【現状】 顧客の人の見方を考慮する宗教団体の法人設立認証等を拒否したが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあつても認証せざるを得ない(別添6)。 宗教法人法と並行して公益事業を行つことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財團法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukkeka.html		
R4	22														
		03.医療・ 福祉	都道府県	福岡県、九州地 方知事会	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	依存症対策全国競点機関設 置の実施(依存症対策全国競 点機関設置の実施)、依存症 対策全国競点機関設置の実 施(依存症対策全国競点機 関設置の実施)	依存症治療指導者養成研 修等に係る周知及び 取りまとめの見直し	依存症治療指導者養成研 修等に係る周知及び 取りまとめの見直し	標記3研修については、厚生労働省の通知(平成29年6月13日付発0613第1号)に基づき、依存症対策全国競点機関である依存症対策全国センター及び独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターから、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」といいます)へ研修の開催案内が毎年度送付され、都道府県等により関係機関への周知、参加希望者の取りまとめが行われている。	標記3研修については、厚生労働省の通知(平成29年6月13日付発0613第1号)に基づき、依存症対策全国競点機関である依存症対策全国センター及び独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターから、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」といいます)へ研修の開催案内が毎年度送付され、都道府県等により関係機関への周知、参加希望者の取りまとめが行われている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukkeka.html			
R4	23														
		02.農業・ 農地	都道府県	福岡県、九州地 方知事会	農林水産省	B. 地方 に対する 規制緩 和	機組縮定後の一同事務内 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)(平成29年農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水産省次官依 頼)、農村地防災減災事業 実施要綱(平成25年2月26日 付第24農業振興第2115号農林水 産省農村振興局通知)	農村地防災減災事業 における機組縮定後 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)	農村地防災減災事業 における機組縮定後 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)	機組縮定後の一同事務内 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)	機組縮定後の一同事務内 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)	機組縮定後の一同事務内 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)	機組縮定後の一同事務内 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)	機組縮定後の一同事務内 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)	機組縮定後の一同事務内 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)
R4	24														
		02.農業・ 農地	都道府県	福岡県、九州地 方知事会	農林水産省	B. 地方 に対する 規制緩 和	機組縮定後の一同事務内 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農 村振興局通知)	農村地防災減災事業 における機組縮定後 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農 村振興局通知)	農村地防災減災事業 における機組縮定後 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農 村振興局通知)	【現行制度について】 農村地防災減災事業におけるため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、機組縮定後 の間(期間)間流用について(令和3年4月16日付第1号農政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱では年度内での工期(7ヵ月程度必要)が確保できず、翌年度へ予算の繰越を余儀なくされている状況だが、繰越した予算については地区(市町村単位)間流用が認められていない。 【支障事例】 繰越した予算は地区間流用ができないことから、入札残等になった部分は、当該市町村において執行をするよう、可能な限り事業の前倒しで対応をしている。しかし、地元調整が不調で不前倒しできる事業が無い場合は、執行ができない予算の有効な活用ができない。	【現行制度について】 農村地防災減災事業におけるため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、機組縮定後 の間(期間)間流用について(令和3年4月16日付第1号農政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱では年度内での工期(7ヵ月程度必要)が確保できず、翌年度へ予算の繰越を余儀なくされている状況だが、繰越した予算については地区(市町村単位)間流用が認められていない。 【支障事例】 繰越した予算は地区間流用ができないことから、入札残等になった部分は、当該市町村において執行をするよう、可能な限り事業の前倒しで対応をしている。しかし、地元調整が不調で不前倒しできる事業が無い場合は、執行ができない予算の有効な活用ができない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukkeka_yosan.html			
R4	25														
		02.農業・ 農地	都道府県	福岡県、九州地 方知事会	農林水産省	B. 地方 に対する 規制緩 和	上位改良事業補助金実施要 綱(平成25年4月11日付第 1号農政事務連絡)、農村 地防災減災事業実施要 綱(平成25年2月26日付第 24農業振興第2114号農林 水產省農村振興局通知)	農村地防災減災事業 における機組縮定後 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)	農村地防災減災事業 における機組縮定後 の間(期間)間流用について (令和3年4月16日付第1号農 政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25 年2月26日付第24農業振 興第2114号農林水產省農村振 興局通知)	【現行制度について】 農村地防災減災事業におけるため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、機組縮定後 の間(期間)間流用について(令和3年4月16日付第1号農政事務連絡)、農村地防災 減災事業実施要綱(平成25年11月1日付農業振興第2114号農林水產省農村振 興局通知)により、原則として国からの補助金交付決定通知を受けて行うことと されているが、公益上真にやむを得ない理由による場合は、事前に届け出ることにより、例外的に交付決定前着手が認められている。 【支障事例】 農村地防災減災事業におけるため池の劣化状況及び地震耐性評価に係るため池の漏水調査については、本来ため池の貯水状態が良い5月頃に実施することが望ましいが、現行の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できない。	【現行制度について】 農村地防災減災事業におけるため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、農林水產省通知(令和元年11月1日付元農振第1992号農林水產省農村振興局長)により、原則として国からの補助金交付決定通知を受けて行うことと されているが、公益上真にやむを得ない理由による場合は、事前に届け出ることにより、例外的に交付決定前着手が認められている。 【支障事例】 農村地防災減災事業におけるため池の劣化状況及び地震耐性評価に係るため池の漏水調査については、本来ため池の貯水状態が良い5月頃に実施することが望ましいが、現行の補助金交付決定後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため池の漏水調査が実施できない。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukkeka_yosan.html			

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年)におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (10)公職選挙法(昭25法100) (ii)期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るために、令和4年中に政令を改正し、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする。	—	期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るために、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とした。	【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する省令(令和4年12月23日付け総務省令第387号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teinbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4,21	総務省自治行政局選挙部選挙課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (60)依存症治療指導者養成研修等に関する事務 依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者等養成研修については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、これらの研修を一括して、関係機関への開催案内の周知、参加希望者の取りまとめ及び参加者の選定を行った。また、当該頻度を現行の年に複数回から年1回とする見直しを行い、その旨を都道府県及び指定都市に令和5年度の早期に周知する。	—	依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者等養成研修については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、これらの研修を一括して、関係機関への開催案内の周知、参加希望者の取りまとめ及び参加者の選定を行った。また、当該頻度を現行の年に複数回から年1回とする見直しを行い、その旨を都道府県及び指定都市に令和5年度の早期に周知した。	【厚生労働省】「令和5年度依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者養成研修の開催について」(令和5年3月31日付け独立行政法人久里浜医療センター長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teinbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4,23	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (16)土地改良事業関係補助金 土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて明確化し、地方農政局及び地方公共団体に通知する。 ・ため池の劣化状況及び地盤耐性評価による調査業務などのソフト事業を含む、「農村地域防災減災事業実施要綱」(平25農林水産事務次官)第3の2に規定する事業については、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能である。 ・ソフト事業のうち、特に、満水位のため池における堤体からの漏水量調査等は、調査期間が限定されるため、公益上真にやむを得ない事情があると認められ、補助金交付決定前の事業着手が可能である。 【措置済み(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)】	—	土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業に係る補助金交付決定前着手の取扱いについて明確化し、地方農政局及び地方公共団体に通知する。 ・ため池の劣化状況及び地盤耐性評価による調査業務などのソフト事業を含む、「農村地域防災減災事業実施要綱」(平25農林水産事務次官)第3の2に規定する事業については、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能である。 ・ソフト事業のうち、特に、満水位のため池における堤体からの漏水量調査等は、調査期間が限定されるため、公益上真にやむを得ない事情があると認められ、補助金交付決定前の事業着手が可能である。	【農林水産省】土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについての周知について(地方分権改革に関する提綱)(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)		農林水産省農村振興局整備部防災課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【消費者庁】 (4)地方消費者行政強化交付金 (5)地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」(平30消費者庁消費者教育・地方協力課)を改正し、当該交付金の強化事業における軽微な変更に係る費目開用の上限を緩和する旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。	—	令和5年度当初予算案成立日に地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領改正(改正 令和5年3月28日消地協第50号)を行い、同時に地方公共団体へ通知・運用を開始した。	【消費者庁】地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領 改正 令和5年3月28日消地協第50号。 【消費者庁】地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領の改正について (令和5年3月28日付け消費者庁長官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_26	消費者庁地方協力課
5【経済産業省】 (6)大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【経済産業省】 (5)大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗立地法における届出(6条1項等)については、都道府県等の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・届出に係る公告等の手続については、デジタル技術等を活用した取組を整理し、都道府県等に令和5年度中に周知する。 ・届出については、都道府県等がオンライン化を実現しやすい環境を令和5年度中を目途に整備する。	届出に係る公告等の手続については、デジタル技術等を活用した取組を整理し、都道府県等に令和5年度中に周知した。 届出については、都道府県等がオンライン化を実現しやすい環境を令和5年度中を整備した。	【経済産業省】「大店立地法におけるオンライン化に向けた取組事例」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_27	経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (21)都市計画法(昭43法100) 開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可(42条1項)及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可(43条1項)については、地方公共団体の適切な判断に資するうえ、「開発許可制度運用指針」(平26国土交通省都市局)に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、開発許可権者に令和4年度中に周知する。	—	開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可については、地方公共団体の適切な判断に資するうえ、「開発許可制度運用指針」(平26国土交通省都市局)に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、地方公共団体に対し、令和5年3月30日にメールにて周知した。	【国土交通省】市街化調整区域における建築物の用途変更許可について(令和5年3月30日付け国土交通省都市局都市計画課メール周知資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_31	国土交通省都市局都市計画課
5【経済産業省】 (4)電気事業法(昭29法170) 地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行なっている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な關係(2条1項5号)を明確にするととも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことで自治体が非電気事業用電気工作物を搬持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能であることを明確化し、資源エネルギー庁ホームページにおいてQ&Aを公表した。	—	地方自治体等においては、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を活用した場合であっても、一般送配電事業者に対し自治体と指定管理者間の契約書と指定管理施設の構成(供給される住所や供給地名等)が明示されている協定書等を示すことで自治体が非電気事業用電気工作物を搬持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能であることを明確化し、資源エネルギー庁ホームページにおいてQ&Aを公表した。	【経済産業省】資源エネルギー庁ホームページ http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotokusou/faq.html	—	資源エネルギー庁・ガス事業部電力産業・市場室
5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (4)戸籍事務の外部委託については、その一部を民間事業者に委託する場合に、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態での業務委託を可能とした事例を収集し、周知することが相当と考えられる事案について、法務局及び地方法務局並びに市区町村に令和4年度中に周知する。	—	令和5年3月23日付け法務省民事第一課補佐官事務連絡を発出し、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態により、届書の受領業務を民間委託する場合における事例について周知した。	【法務省】同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態により、届書の受領業務を民間委託する場合における事例の周知について(令和5年3月23日付け法務省民事第一課補佐官事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_33	法務省民事局民事第一課
5【個人情報保護委員会】 (2)【厚生労働省】(4) 個人情報の保護に関する法律(平15法55) 水道事業者(水道法(昭32法17)3条5項)が保有する水道の使用情報については、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを明確化し、水道事業者及び都道府県に令和4年度中に通知する。	—	水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取扱いについて、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを明確化し、水道事業者及び都道府県に令和4年度中に通知した。	【厚生労働省】水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取扱いについて (令和5年3月16日付け厚生労働省医療・生活衛生局水道課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_34	個人情報保護委員会個人情報保護制度担当室 厚生労働省医療・生活衛生局水道課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】 地方税法(昭25年226)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57) 事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律2条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。	【個人情報保護委員会】『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A(令和5年3月31日更新、同年4月1日適用)への事例追加による明確化を行った上で、内容について、同年4月5日付で施工業者等に対し周知を行った。	【個人情報保護委員会】『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A(令和5年3月31日更新、同年4月1日適用) 【国土交通省】固定資産税等の質問検査権への対応等について(令和5年4月5日付け)国土交通省住宅局住宅生産課、国土交通省不動産・建設経済開発課事務連絡	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_37	個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室 総務省自治税務局固定資産税課 国土交通省住宅局住宅生産課、不動産・建設経済局建設課	
5【総務省(12)(並)】【法務省(3)】 地方税法(昭25年226) 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一標準化に伴って策定した標準仕様書(通知項目として固定資産評価額、建築年月日等を規定)により、電子データで出力することを可能とする。また、令和8年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAN)の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とするよう関係団体と調整中。	固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、令和4年8月31日に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。 ※なお、対応方針後段部分の「令和8年度」は令和5年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAN)の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とするよう関係団体と調整中。	—	—	—	総務省固定資産税課 法務省民事局民事第二課
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(3)】【法務省(15)】 災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付については、住家の被災認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。	災害対策基本法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、罹災証明書の交付に必要な被災認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用するための規定を整備した(令和5年6月16日公布・施行)。	内閣府】被災者の住家に関する情報の内部利用等について(令和5年6月16日付け)内閣府政策統括官(防災担当)付参考官(被災者生活再建担当)通知	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_40	内閣府政策統括官(防災担当)付参考官(被災者生活再建担当) 総務省自治税務局固定資産税課	
5【内閣府】 (3)災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付については、住家の被災認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。 ・「準半壊に至らない(一部損壊)」以外でも、住家の被災の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、写真判定が可能であることを明確化し、写真判定の参考となる情報を示しつつ、各都道府県知事・各救助実施市長宛てに通知した。	「準半壊に至らない(一部損壊)」以外でも、住家の被災の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、写真判定が可能であることを明確化し、写真判定の参考となる情報を示しつつ、各都道府県知事・各救助実施市長宛てに通知した。	内閣府】令和5年度における被災者支援の適切な実施について(令和5年5月24日付け)内閣府政策統括官(防災担当)通知	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_41	内閣府政策統括官(防災担当)付参考官(被災者生活再建担当)	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	年別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 団体 の属性	関係省 廳	提案 事項	提案 事項 の属性	具体的な施策事例	提案中における最終的な 審査結果(結果)	
R4	42	09.土木・ 建築	一般市	山口市	総務省、国 土交通省	B. 地方 に対する 規制級 和	住民基本台帳法第30条の9、 第30条の10第1項第1号、第30 条の11第1項第1号、第30条の 12第1項第1号、第30条の15第 1項第1号及び第2項第1号、 住民基本台帳法別表第一から 別表第五までの総務省令で定 める事項を定める省令第1条か ら第6条	市が所有者不明土地の利用の円滑化等に關 する特別措置法等に基づく土地所有者登録等の最新 の住所登録の調査を行う事項など、幅広く住民基本台 帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住 民基本台帳法の改正を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	
R4	43	06.環境・ 衛生	市区長会	中核市市長会	経済産業省	B. 地方 に対する 規制級 和	電気事業法第2条第1項第5号、 電気事業法施行規則第2条各 号、電気事業法施行規則第2条各 号及び第3条、自己託送に係る規 針(令和3年11月18日経済産 業省)、電気事業法に基づく経 済産業大臣の处分に係る審査 基準等(20210705賛第1号)、 地方自治法第241条の第3項	地方公共団体が自己託送を利用する場合において、 地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2 5号等の「経済産業省令で定める密接な関 係を有する者」の要件緩和	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。 地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記範囲に含まれるかが問題となる。 前橋市では市有施設か、排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年1月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であると、保安規範上の設置者名義が指定管理者ではなく市と指定管理者との間で電気事業法に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めるとは困難との回答であった。 指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政委託手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行っても施設の处分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。 しかしながら、両市の現行実態では、同じ施設であっても制度を活用するか託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の審査エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を実現じ得ることが難くなっています。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html
R4	44	12.その他	市区長会	中核市市長会、 平塚市	総務省、国 土交通省	B. 地方 に対する 規制級 和	道路運送車両法第58条第1 項、第97条の3第1項	三輪～二輪の小型自動車及び二輪～ 三輪の軽自動車の登録、 車両の軽自動車登録料金(以下「25cc」と表す) 及び二輪の軽自動車への登録料金 に係る運輸支局への届出 料金について、市区町村へ電子データでの提 供が可能とすること	軽自動車税における課税登録作成の登録、廃車等の申告は、125cc以下の原動機付自転車等については市区町村の窓口、3輪・4輪の軽自動車等については軽自動車登録協会、125ccを超える3輪の軽 自動車等については軽自動車登録協会の窓口で行なわれている。 このうち、軽自動車登録協会は市区町村提供のシステムにて、電子データで提供を受けることができる。 これに、車両の登録登録状況がまほらタイムで把握でき、また、CSVデータを利用基幹システムへ取り込むこともできるため、軽自動車登録税事務の円滑化に大きく寄与している。 しかし、運輸支局が行125ccを超える3輪の軽自動車等の登録、廃車等の申告に係る情報については、提供を受けることができないため、基幹系システムへの入力が手入力によるところとなり、軽自動車登録税事務は、税申告書の紙媒体であるため、基幹系システムへの入力が手入力によるところとなり、軽自動車登録税課税期日である4月1日頃に事務が集中すること多くの市区町村で毎年恒常化してあり、誤りを発生する要因となっていた。さらには、納税者が当該車両を廃車した際に、申告書の控えを市区町村に郵送することで税を行なうに要がある場合、納税者が手紙を失念すると、廃車したにもかからず納税通知が送付されてしまふケースが発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html
R4	45	08.消防・ 防災・安全	市区長会	中核市市長会	内閣府	B. 地方 に対する 規制級 和	避難行動要支援者の避難行動 支援に関する取組指針	【現行制度について】 現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されているが、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込まれた計画作成は非常に困難である。 【支援事例】 現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、扱い手不足、隣人関係の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しており、既存の仕組みや市区町村の実情に応じた取組を推進する指針とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (摘要年)におけるもの	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【総務省(16)(ア)】[法務省(9)]【農林水産省(7)】[国土交通省(20)] 住民基本台帳法(昭42年法81) 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから、本人確認情報の提供を受けられることがあります。 ・森林法(昭26年法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・農地法(昭27年法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・森林法(昭26年法249)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合 ・不動産登記法(平16年法126)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が筆界等定期度に関する事務を処理する場合 ・農地中间管理事業法(昭35年法35)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成、經營管理意向調査、不明森林共所有者の探索、不明森林所有者の探索に関する事務を処理する場合 ・所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合	—	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、地城の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律(81号)を改正するに伴い、住民基本台帳法(昭42年法81号)による住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能な事務の範囲について(令和6年3月26日付け法務省民事局総務課登記情報センター「住民基本台帳法の改正等に伴う住民基本台帳の利用が可能な事務の範囲について」)(令和6年3月26日付け法務省民事局第二課補佐官事務連絡) 【法務省】「第13次地方分権一括法による住民基本台帳法の改正等に伴う住民基本台帳登記情報センター「住民基本台帳法の改正等に伴う住民基本台帳の利用が可能な事務の範囲について」」(令和6年3月26日付け法務省民事局第二課補佐官事務連絡) 【農林水産省】「農地台帳の作成等における住民基本台帳の利用について(依頼)」(令和5年10月13日付け農林水産省経営局農地政策課長事務連絡) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用について」の一部改正について(令和5年10月20日付け林野庁長官通達) 【農林水産省】「農地中间管理事業法の運用上の留意事項について」等の一部改正に伴う農地中间管理事業法の改正について(令和5年9月25日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】「住民基本台帳法の改正について」(令和5年9月20日付け林野庁森林利用課長通知) 【国土交通省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則」の改正について(令和5年9月15日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)	【法務省】「住民基本台帳法別表第一心臓表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令」(令和5年総務省令第89号) 【法務省】「第13次地方分権一括法による住民基本台帳法の改正等に伴う住民基本台帳登記情報センター「住民基本台帳法の改正等に伴う住民基本台帳の利用が可能な事務の範囲について」」(令和6年3月26日付け法務省民事局第二課補佐官事務連絡) 【農林水産省】「農地台帳の作成等における住民基本台帳の利用について(依頼)」(令和5年10月13日付け農林水産省経営局農地政策課長事務連絡) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用について」の一部改正について(令和5年10月20日付け林野庁長官通達) 【農林水産省】「農地中间管理事業法の運用上の留意事項について」等の一部改正に伴う農地中间管理事業法の改正について(令和5年9月25日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】「住民基本台帳法の改正について」(令和5年9月20日付け林野庁森林利用課長通知) 【国土交通省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則」の改正について(令和5年9月15日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)	https://www.cato.go.jp/bunken-suushin/teishinbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#4_42	総務省自治行政局住民制度課 法務省民事局民事第二課 農林水産省経営局農地政策課 林野庁森林整備部計画課 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
5【経済産業省】 (4)電気事業法(昭39年法170) 地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な關係(2条1項5号)を証明せざると、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。	—	地方自治体等においては、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を活用した場合であっても、一般送配電事業者に対し自治体と指定管理者間の契約書と指定管理施設の情報(供給される住所や供給地点特定番号等)が明示されている協定書等を示すことなどで自治体が非電気事業用電気工作物を権利し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することができることを明確化し、資源エネルギー庁ホームページにおいてQ&Aを公表した。	【経済産業省】資源エネルギー庁ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotokusou/faq.html	—	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
5【総務省(12)(ア)】[国土交通省(7)] 地方税法(昭25年法226) 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続について、令和7年中にオンライン化する。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (ii)医療扶助として給付される治療材料(15条2号)のうち、眼鏡の給付については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、医療扶助の適切な運用に資する措置を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 51【厚生労働省】 (14)生活保護法(昭25法144) (i)医療扶助として給付される治療材料(15条2号)のうち、眼鏡の給付については、給付要否意見書の所要経費が過当でないと認められる場合には、複数の取扱業者から見積りを取得(見積合せ)し、当該意見書に記載されている取扱業者からも選定することができる等について、地方公共団体に周知した。 【措置済み(令和5年3月17日厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議)】	令和4年度社会・援護局関係主管課長会議(令和5年3月17日)にて、生活保護法に基づく治療材料(眼鏡)の給付について、給付要否意見書(治療材料)の所要経費が過当でないと認められる場合には、複数の取扱業者から見積りを取得(見積合せ)し、当該意見書に記載されている取扱業者以外からも選定することができる等について、都道府県知事に技術的な助言を求めるべきことなどを地方公共団体に周知した。	【厚生労働省】「令和4年度社会・援護局関係主管課長会議資料」(令和5年3月17日) https://www.aoi.go.jp/bunkon-suishin/teainbosyu/2022/r4hi_tsuchi.html#4_48		厚生労働省社会・援護局保護課
5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (ii)「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとした措置(廃棄物処理法の適用除外)についてにおける、當利目的でない試験研究用途の場合において、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物業者(平成17年3月25日閣議決定)における、當利目的でない試験研究用途の場合は、当該試験研究用廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に令和4年度中に周知する。		「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとした措置(廃棄物処理法の適用除外)についてにおける、當利目的でない試験研究用途の場合において、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物業者(平成17年3月25日閣議決定)における、當利目的でない試験研究用途の場合は、当該試験研究用廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に令和4年度中に周知する。	【環境省】「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について(令和4年12月22日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡) 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について(事務連絡)(令和4年12月22日付け事務連絡)を発出した。	https://www.aoi.go.jp/bunkon-suishin/teainbosyu/2022/r4hi_tsuchi.html#4_50	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (ii)農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(別表2(ち))として、特定行政庁の許可(48条8項)を得ず、田園住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に令和4年度中に通知する。	農作物のために必要な休憩施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(別表2(ち))として、特定行政庁の許可(48条8項)を得ず、田園住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に通知した。	【国土交通省】農作物のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて(技術的助言)(令和5年1月19日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知) https://www.mato.go.jp/bunken-suishin/seisanbousyu/2022/r4fu_tsuchi.html#4_51			国土交通省住宅局市街地建築課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【デジタル庁】厚生労働省(21) 身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)、介護保険法(平9法123)、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平16法149)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等について、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年までに必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 次	半別 管理	分野	都道府県 の属性	都道府県 の属性 (団体)	関係府省	検索 区分	供擬法令等	検索事項 重複率	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	検査中に記入する被検査の 結果概要
R4	58	10.運輸・ 交通	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	国土交通省	B. 地方 に対する 規制緩 和	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年の普及促進計画及び普及促進活動計画と普及促進活動報告の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出の義務付けられることがなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。	【執行制】 令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正により、地方版図柄入りナンバープレートの導入地域を構成する地方公共団体に対し、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成して国土交通省に提出することが義務付けられた。普及促進計画には普及率や総申込件数等の目標や普及促進活動の取組状況について記載することとなっている。対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等には協議会の構成や具体的な便益等について記載することとなっている。	【支障】 本業、地方版図柄入りナンバープレートは住民個人が自由に選択する事項であって、普及率等の数値目標を設定し、その達成を目指すことはない性質のものであると考える。また、自動車登録制度は国土交通省地方運輸局の所轄事務であって、その責任は国が負うべきものであるにかかわらず、地方に義務付けがなされ、計画・報告の作成や普及促進の取組に係る新たな事務が発じるにともない、その財源措置もいたためたな財政負担が生じる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosukekka.html	
R4	59	03.医療・ 福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条、児童福祉法第19条の2	難病法及び児童福祉法における指定医療機関制度に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法における指定医療機関制度に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」といいます)第3条第1項において、難病法支給対象は都道府県知事が指定する指定医療機関に限られていること、難病法第14条第3項、第4項において指定医療機関の届出事由によって規定されているが、当県では、申請書面にて指定医療機関の届出を認めており、難病患者の治療が可能な医療機関が増えていった状況を踏まえ、指定医療機関制度は難病治療の質の担保にあり寄与していない一方で、記載事項の確認、指定書の作成、指定医療機関一覧の修正など指定医療機関に係る各般の事務手続は、1件あたり1~2時間の時間作業を要する。当県ではこれらの事務手続を年間約600件処理しており、県の業務が圧迫されるとともに、医療機関においても指定を受けための申請が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosukekka.html
R4	60	03.医療・ 福祉	都道府県	山梨県	内閣府、財務省	B. 地方 に対する 規制緩 和	財政法(昭和22年法律第34号)第42条、令和4年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要継	国庫補助金等の概算交付を受けたまま繰越処理を可能とすること。	国庫補助金等(※)の繰越事務については、市町村や県が概算交付を受けたままの状態で繰越を行なうことが出来ない。このため、概算払額遅延のための処理が必要であるが、その事務が複雑かつ重く、年度末の一多忙を極める時期に処理をしなければならないため、非常に負担となっている。	【支障】 ※子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、ほか各種補助金	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosukekka.html
R4	61	03.医療・ 福祉	都道府県	山梨県	内閣府、厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	—	LGWAN経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止	補助金・交付金等(※)の交付申請や実績報告等の業務については、経由事務等の軽減や省略が可能と考える。(補助金等の交付申請書式に關して、現状、詳細な記入要領が定められていない場合がほとんどである。国から都道府県、都道府県から市町村へ事務委託を行い、申請書類や実績報告書等市町村等が作成する中で、交付申請書別表の記入欄の名称や過去の書類を参考に、手探りで記載を行なわなければならない。)【支障】 子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、子育て世帯生活支援特例給付金(厚生労働省)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosukekka.html	
R4	62	12.その他	都道府県	神奈川県	総務省	B. 地方 に対する 規制緩 和	行政書士法第14条の5	都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行なった旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により掲載することを求める。また、公表の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示して挙げることを求める。	【現行制度について】 行政書士法第14条の5の規定による都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行なった旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。 【支障と課題】 都道府県の公報はつづけとてあるが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報よりインターネットの利用による公報に位性が認められる。また、公報登載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が生じるとともに、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用も生じており、事務負担や費用負担の増加も、公報よりインターネットの利用による公報によることが義務付けられているため公報登載を行なっているが、より効率的に周知を行うためインターネットの利用による公報も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosukekka.html	
R4	63	05.教育・ 文化	都道府県	神奈川県、新潟県、静岡県	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項	職業実践専門課程とし認定する専修学校の推薦の手続きの見直し	私立専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	【現行制度について】 文書をもつて一定の事実を広く一般の人間に知らせるべき公の事務をなすと定められた。現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言い難い。また、自治事務である行政書士法による都道府県の事務に限らず、公告の方法を義務づけている行政書士法第14条の5の規定は、都道府県の判断で適切な方法により公報に周知を行うことを義務づけているが、より効率的に周知を行うためインターネットの利用による公報も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosukekka.html
R4	64	05.教育・ 文化	都道府県	神奈川県、新潟県、静岡県	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムに関する規程」に関する実施要項	キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の推薦の手続きの見直し	私立専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(平成30年文部科学省告示第170号)に基づきキャリア形成促進プログラムの認定に関する、「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項において、私立の専修学校にあっては都道府県知事が推薦を行う義務を設けた。専修学校専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をするしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行なう義務が生じる。一方、都道府県知事がから推薦を行うこととしているため、実質的に都道府県ににおいて、各私立専修学校に提出された申請書の審査審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの推薦の手続きの見直しを行なっているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっていて。	【支障の解消策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学者が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等による「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れが防げること、有意義があることから、見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosukekka.html
R4	65	05.教育・ 文化	都道府県	神奈川県、新潟県、静岡県	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項	「現行制度について」 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項において、私立の専修学校にあっては都道府県知事が推薦を行う義務を設けた。専修学校専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をするしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行なう義務が生じる。一方、都道府県知事がから推薦を行うこととしているため、実質的に都道府県ににおいて、各私立専修学校に提出された申請書の審査審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの推薦の手続きの見直しを行なっているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっていて。	【支障の解消策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学者が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等による「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れが防げること、有意義があることから、見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosukekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【国土交通省】 (12)道道運送車両法(昭26法185) 「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」(令4国土交通省自動車局自動車情報課)において導入地域等が作成することとされている普及促進計画及び促進活動報告については、導入地域等の事務負担を軽減するため、令和4年度中に同要綱を改正し、以下の措置を講ずる。 ・普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めるものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に限ることとする。 ・普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。	—	普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めるものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に限ることとし、普及促進計画及び普及促進活動報告の様式について簡素化、記載例と併せて、導入地域等に通知する。	【国土交通省】地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の一部改正について(令和5年2月10日付け自動車局自動車情報課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_58	国土交通省物流・自動車局自動車情報課
5【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾患医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾患医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)については、新規に開設する医療機関又は業局においても速やかに指定を受けることができるよう、新規に開設する医療機関又は業局については、指定小児慢性特定疾患医療機関又は指定医療機関の指定日を保険医療機関及び保険業局(健康保険法(大)11法70)63条3項1号)の指定日と同日とすることを可能とした。	新規に開設する医療機関又は業局においても速やかに指定を受けることができるよう、新規に開設する医療機関又は業局については、指定小児慢性特定疾患医療機関又は指定医療機関の指定日を保険医療機関及び保険業局(健康保険法(大)11法70)63条3項1号)の指定日と同日とすることを可能とした。	【厚生労働省】指定小児慢性特定疾患医療機関の指定についての一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知) 【厚生労働省】指定医療機関の指定についての一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_59	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (22)専修学校における職業実践専門課程の認定に関する規程 職業実践専門課程(2条)として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 【文部科学省】 (26)専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程 職業実践専門課程(2条)として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応することとし、その旨を都道府県等に通知した。 【措置済み】(令和5年8月22日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室事務連絡)	都道府県知事等の推薦手続については、学校及び制度全体の質の保証を担保するという観点から、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うこととする。ただし、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せについては、都道府県等を経由せず、文部科学省において直接対応することとし、この旨地方公共団体に周知した。	【文部科学省】職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の手続について(依頼)(令和5年8月22日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_63	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課・専修学校教育振興室専修学校第一係
5【文部科学省】 (23)専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程 キャリア形成促進プログラム(2条)として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 【文部科学省】 (26)専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程 キャリア形成促進プログラム(2条)として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等を経由せず、文部科学省において直接対応することとし、この旨を都道府県等に通知した。 【措置済み】(令和5年8月22日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室事務連絡)	都道府県知事等の推薦手続については、学校及び制度全体の質の保証を担保するという観点から、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うこととする。ただし、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せについては、都道府県等を経由せず、文部科学省において直接対応することとし、この旨地方公共団体に周知した。	【文部科学省】キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程又は特別の課程の推薦等の手続について(依頼)(令和5年8月22日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_64	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課・専修学校教育振興室専修学校第一係

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (51)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、申請者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、一部を不要とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (37)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、一部を不要とするなど、申請者及び地方公共団体の負担軽減を図るため、生活困窮者自立支援法施行規則(平27厚生労働省令16)の改正及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(平27厚生労働省令16)の改訂を行い、その旨をこのことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和5年3月31日発出)を改正し、令和5年4月以降は、就労訓練事業の認定の申請に当たっては、登記事項証明書の添付を省略する方針とするとともに、事業所概要や組織団などの事業の運営体制に関する参考様式を定め、地方公共団体に周知した。 【措置済み】(生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第51号)、令和5年3月31日付け厚生労働省社会・接護局長通知)	令和4年12月に社会供給事業機関生活困窮者自立支援及び生活保護部会にて取りまとめた、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの諸議の整理(中間まとめ)」において、就労訓練事業の認定手続きに当たっては、「認定申請書類を真正に必要なものに限ることにより認定手続を簡素化する」必要があるという方向性が示された。 このことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和5年3月31日発出)を改正し、令和5年4月以降は、就労訓練事業の認定の申請に当たっては、登記事項証明書の添付を省略する方針とするとともに、事業所概要や組織団などの事業の運営体制に関する参考様式を定め、地方公共団体に周知した。	厚生労働省】生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について(令和5年3月31日付け厚生労働省社会・接護局長通知) 【厚生労働省】「自治体事務マニュアル(第12版)」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#4_65	厚生労働省社会・接護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
5【厚生労働省】 (15)保健師助産師看護師法(昭23法203) 准看護師試験の施行場所等の告示(施行規則19条)については、医道審議会保健師助産師看護師分科会での議論を踏まえつつ、試験を実施する都道府県の判断に(公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことの可否について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (19)保健師助産師看護師法(昭23法203) 准看護師試験の施行場所等の告示(施行規則19条)については、省令を改正し、令和6年までから、試験を実施する都道府県の判断で、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと可能とした。 【措置済み】(保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第132号))	准看護師試験の施行場所等の告示(施行規則19条)については、省令を改正し、令和6年までから、試験を実施する都道府県の判断で、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと可能とした。	【厚生労働省】保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(令和5年10月24日付け厚生労働省医政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#4_66	厚生労働省医政局看護課
5【総務省】(20)厚生労働省(38) 救急教員法(平3法66) アーバンナーシングックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。 ・救急医療の現場における、医療関係職種の在り方にに関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証について検討し、令和4年度中に結論を得る。 ・当該検討等を踏まえ、救急救命処置における、エビネプリン製剤によるエビネプリンの投与の対象拡大について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【総務省】(14)厚生労働省(29) 救急教員法(平3法66) (i)アーバンナーシングックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。 ・地元公団病院における、医療関係職種の在り方にに関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証について検討し、令和4年度中に結論を得る。 ・当該検討等を踏まえ、救急救命処置における、エビネプリン製剤によるエビネプリンの投与の対象拡大について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和5年度の厚生労働省研究において、アーバンナーシングックに対するアドレナリン(エビネプリン)の筋肉内注射に係る一連の判断の可否についての調査研究を実施するとともに、令和5年度の内閣府の調査事業・特区制度を活用した救急救命処置の先行的な実証に向けた調査・検討会議において、実証に向けたプロトコール等に関する検討や、MC協議会等の運営要件の策定を行った。 これらの結果を踏まえ、救急医療の現場における医療関係職種の在り方にに関する検討会WGにおいて実証の可否に関する議論を行った。	—	—	総務省消防庁救急企画室 厚生労働省医政局地域医療計画課
5【文部科学省】 (4)教科書の発行に関する臨時押収法(昭25法139) 地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務について、当該事務の効率化など地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【文部科学省】 (4)教科書の発行に関する臨時押収法(昭25法139) 地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務について、当該事務の効率化など地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	教科書の採択・需要数報告に係る事務の効率化に資する取組として、以下の事項を実施。 ①毎年度発出する通知(採択公正確報・事務処理や著作権関係者名簿に係る通知)は、地方公共団体の事務負担を軽減及び作業時間を確保する観点から、以下のとおりとする。 ・地方公共団体に対して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務について、複数の事務処理を統合して、複数の事務連絡について、複数の事務連絡を集約し、早期に発出した。 【措置済み】(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知) ・需要数報告に係る事務の効率化による負担軽減を図るために、当該事務に係る新たなシステムを令和7年度からの運用に向けて構築する。 ・当面の措置として、市区町村教育委員会における当該事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に令和5年度中に要請する。	【文部科学省】令和6年度使用教科書の採択事務処理について(通知)(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知) 【文部科学省】教科書採択における公正確報・概要等について(通知)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知) 【文部科学省】令和7年度使用教科書の採択事務処理について(通知)(令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知) 【文部科学省】教科書需要票及び教科書需要集計一覧表等の様式の一部改正について(通知)(令和7年3月27日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#4_68	文部科学省初等中等教育局教科書課企画室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (52)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 特定医療費の支給(5条2項)に係る自己負担限度額の認定については、市町村の条例に基づき地方税法(昭25法226)上の申告義務を免除している者であることが、申請者の申立書等により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とするについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (38)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 特定医療費の支給(5条2項)に係る自己負担限度額の認定については、市町村民税非課税者であることが、申請者の申立書等により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とする。 特定期療費の支給(5条2項)に係る自己負担限度額の認定については、市町村民税非課税者であることが、申請者の申立書等により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とする。 特定医療費の支給(5条2項)に係る自己負担限度額の認定については、市町村民税非課税者であることが、申請者の申立書等により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とする。	特定医療費の支給に係る自己負担限度額の認定については、地方税法(昭25法226)の規定による市町村民税が課されない者又は市町村の条例に基づき当該市町村民税が免除されている者であって、かつ、市町村の条例により地方税法上の申告義務を免除されている者であることが地方公共団体において確認できた場合には、当該申請者が市町村民税非課税者であるとの確認に当たって、非課税医療費を提出せることを要とした。	【厚生労働省】特定期療費の支給認定についての一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#4_71	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (推奨年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (iv)国民健康保険の資格喪失に係る届出(施行規則13条)については、世帯主及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和4年度中に省令を改正し、生活保護部局からの通知等により被保険者の生活保護受給開始を確認できる場合は、市区町村の判断で世帯主による届出の省略を可能とする。	—	国民健康保険法省令を改正し、国民健康保険部局が、公簿等により被保険者の生活保護受給開始を確認できた場合は、市区町村の判断で、世帯主による資格喪失の届出を省略可能とし、その旨通知した。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令について(令和5年1月20日付け厚生労働省令第9号) 【厚生労働省】国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和5年1月20日付け厚生労働省令第1号) 【厚生労働省】国民健康保険の被保険者が生活保護を受けるに至った場合に資格喪失の届出を省略することができる国民健康保険法施行規則の改正内容に関するQ&Aの送付について(令和5年1月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_81	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省(23)(iv)】【国土交通省(4)】 生活保護法(第25法) 住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携については、地方公共団体に対する事務の実態等に関するアンケートの結果を踏まえ、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> SI【厚生労働省(1)(ii)(iv)】【国土交通省(3)】 生活保護法(第25法) 住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際において、生活保護部局間において情報連携を適切に行う旨を、生活保護部局に対しては厚生労働省から令和5年3月30日付けで事務連絡を発出し、住宅部局に対しては国土交通省から令和5年3月31日付けで事務連絡を発出し、周知した。 【措置済み】(令和5年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)、令和5年3月31日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡】	地方公共団体に対して、住宅扶助の代理納付に関する事務の実態等に関するアンケートを実施した生活保護部局と住宅部局との情報連携に関する参考事例及び両部局間において情報連携を適切に行う旨を、生活保護部局に対しては厚生労働省から令和5年3月30日付けで事務連絡を発出し、住宅部局に対しては国土交通省から令和5年3月31日付けで事務連絡を発出し、周知した。	【厚生労働省】住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局との情報連携について(令和5年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡) 【国土交通省】住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局との情報連携について(令和5年3月31日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_82	厚生労働省社会・援護局保護課 国土交通省住宅局住宅総合整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (37)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円滑な実施を図るため、一定の場合には労働者派遣事業(同条3号)に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。	—	都道府県労働局及び地方公共団体に対し、災害時における薬剤師派遣については、原則として、「業として行う」には該当しないため、「労働者派遣事業」に該当しないと考えられるとの解釈を示し、明確化した。	【厚生労働省】災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長通知) 【厚生労働省】災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_85	厚生労働省職業安定局需給調整事業課
5【経済産業省】 (6)大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> SI【経済産業省】 大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗立地法における届出(6条1項等)については、都道府県等の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・届出に係る公告等の手続については、デジタル技術等を活用した取組を整理し、都道府県等に令和5年度中に周知する。 ・届出については、都道府県等がオンライン化を実現しやすい環境を令和5年度中を目途に整備する。	届出に係る公告等の手続については、デジタル技術等を活用した取組を整理し、都道府県等に令和5年度中に周知した。 届出については、都道府県等がオンライン化を実現しやすい環境を令和5年度に整備した。	【経済産業省】大店立地法におけるオンライン化に向けた取組事例】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_86	経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (i)建築物の床面積(施行令2条1項3号)の算定については、十分に外気に開放され、かつ、屋内の用途に供しないピロティを建築物の床面積に算入しないこと及びピロティが屋内の用途に供する部分が何かについては想定される使用方法等に応じて判断するものであることを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和4年度中に通知する。	—	建築物の床面積の算定にあたり、十分に外気に開放され、かつ、屋内の用途に供しないピロティについては、床面積に算入しないこと及びピロティが屋内の用途に供するか否かについて、想定される使用状況など、個々の計画内容に応じて適切に判断することを通知した。	【国土交通省】ピロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いについて(令和5年3月13日付け国土交通省住宅局建築指導課連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_88	国土交通省住宅局建築指導課
5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)会計年度任用職員(地方公務員法(昭25法261)22条の2)に係る手当(203条の2第4項及び204条2項)については、勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> SI【総務省】 (i)会計年度任用職員(地方公務員法(昭25法261)22条の2)に係る手当(203条の2第4項及び204条2項)については、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。 【措置済み】(地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)、令和5年6月9日付け総務省行政政策局公務員部長通知】	勤勉手当の支給を可能とすることを含む地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布された。また、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、地方公共団体に通知した(令和5年6月9日付け総務省行政政策局公務員部長通知)。	【総務省】地方自治法の一部を改正する法律(会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係)の運用について(令和5年6月9日付け総務省行政政策局公務員部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbousyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_89	総務省自治行政局公務員部

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野 の属性	提案主体 の属性	関係府省	提案 対象	提案方 式	提案方 式	提案事項 の属性	求める措置の具体的な内容	具体的な施策例	提案中における最終的な 実施計画(概要)	
R4	98	03.医療・ 福祉	都道府県 新潟県、岐阜県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	調理師法施行第1条、製薬 衛生法施行第3条、安養 士法施行第8条、 「管理栄 養指導室 業務手 事務連絡」 について(令和4年3月18日 付け厚生労働省健康局健康課 栄養指導室事務連絡)	調理師法等合 規	管理栄養士、調理師、製薬衛生師及び少農士免許に 係る名簿訂正手続について、「30日以内の期限廃止 等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付申請 等受付・進達事務について)【令和4年3月18日付申請 等受付・進達事務について】 ②調理師、製薬衛生師及び安養士免許の名簿訂正手 続について、各都道府県の付添書類等を判断できる旨 を改めて周知すること。	管理栄養士、調理師、製薬衛生師及び少農士免許に 係る名簿訂正手続について、「30日以内の期限廃止 等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付申請 等受付・進達事務について)【令和4年3月18日付申請 等受付・進達事務について】 ②調理師、製薬衛生師及び安養士免許の名簿訂正手 続について、各都道府県の付添書類等を判断できる旨 を改めて周知すること。	管理栄養士、調理師、製薬衛生師及び少農士免許に 係る名簿訂正手続について、「30日以内の期限廃止 等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付申請 等受付・進達事務について)【令和4年3月18日付申請 等受付・進達事務について】 ②調理師、製薬衛生師及び安養士免許の名簿訂正手 続について、各都道府県の付添書類等を判断できる旨 を改めて周知すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	
R4	99	03.医療・ 福祉	都道府県 新潟県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	調理師法施行規則第3条、栄 養士法施行規則第3条	調理師免許証及び栄養 士免許証の用紙サイズ の見直し	調理師免許証及び栄養 士免許証の用紙サイズ の見直し	行政文書の規格の主流はA4サイズである一方、調理師及び栄養士の免許証の大きさの規格はB4サイズであるため、発送時に、専用封筒や折れ防止のためのB4サイズの厚紙等をこのためだけに用意する必要 があるほか、定形外郵便となるため、郵送料が割高にならない。また、書類がA4サイズを念頭に設計されているため免許証が保管できない等、文書管理上の支障も生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html		
R4	100	03.医療・ 福祉	都道府県 新潟県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	8020運動・口腔保健推進事業 実施要綱、医療施設運営費等 補助金、中等情動基整備等 農業補助金交付要綱	厚生労働省令第17号「医療施設運営費等補助金」のうち 「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化 を求める。	厚生労働省令第17号「医療施設運営費等補助金」のうち 「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化 を求める。	厚生労働省令第17号「医療施設運営費等補助金」においては、補助金交付等の申請書提出先の医政局医療経理課(交付手續所管課)とは別に、計画書等を医政局医療課に提出して修正してもら なければならないなど、事務が煩雑になっている。また、二重窓口の状態になっているが、両窓の役割分担が明確に示されていないため、問合せ先に迷うことが多い。さらに、両窓において情報共有がされておらず、交付手續と実施要綱とで事業の実施主体が異なるといった齟齬が生じたことであった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html		
R4	101	03.医療・ 福祉	都道府県 新潟県、群馬県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	【障害福祉計画】 障害者総合支援法第89条第1 項【障害児福祉計画】 児童福祉法第33条の22第1項	都道府県障害福祉計画 及び都道府県障害児福祉 計画による計画期間の 延長	都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計 画について、計画期間の延長を求める。	現行の3年周期では検証できる期間が短く、十分な評価が行えない。また、計画の策定には多くの作業が必要であり、3年周期では策定業務が大きな負担となっている。	—		
R4	102	03.医療・ 福祉	都道府県 新潟県、群馬県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	老人福祉計画 老人福祉法第118条	都道府県介護保険事業 支援計画による計画期 間の延長	都道府県介護保険事業 支援計画について、計画期間 を6年に延長することを求める。(ただし、必要に応じて 見直しを行ふ。)	当県だけ、老人福祉計画(老人福祉法)及び介護保険事業支援計画(介護保険法)として「高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者施策について総合的に推進している。 介護保険事業支援計画は、介護保険法により、3年に一度改正する旨定められており、その度に多大な人役(府内係課14課との調整、学識経験者等18名の協議会の年4回開催、基礎データ収集のための調査)を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html		
R4	103	02.農業・ 農地	都道府県 新潟県	農林水産省	B. 地方 に対する 規制緩 和	有機農業の推進に関する法 律第7条第1項、環境と調和のと れた食料システムの確立のため の環境負荷低減事業活動の 促進等に関する法律第16条第5 項	環境と調和のとれた食 料システムの確立のための環 境負荷低減事業活動の促進等 に関する法律第7条第1項、環 境と調和のとれた食料システムの確立のための環 境負荷低減事業活動の促進等 に関する法律第16条第5項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環 境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第7条第1項 にに基づく「有機農業の推進に関する法律」に基づく 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環 境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第5 項にに基づく「推進計画」に替えることができるよう 求めること。	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環 境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第7条第1項 にに基づく「有機農業の推進に関する法律」に基づく 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環 境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第5 項にに基づく「推進計画」等との整合が求められる。これら2つの計画は内容面での重複が多いことが想され別々の策定作業は負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html		
R4	104	02.農業・ 農地	都道府県 高知県、鹿児 島県、香川県、愛 媛県、高知市	農林水産省	B. 地方 に対する 規制緩 和	畜産・酪農收益力強化総合 対策基金等事業補助金交付要 綱	畜産・酪農收益力強化総合 対策基金等事業補助金交付要 綱	畜産・酪農收益力強化総合 対策基金等事業補助金交付要 綱による畜産ラバズ ターキー事業の施設整備事 業について、畜産で は半年度での事業実施とな っていることから、肉用牛・ 飼農・畜産收益力強化総 合対策基金等事業実施要 綱	【現行制度について】 畜産ラバズターキー事業の施設整備事 業については、一般会計予算での単年度事業であり、目標年度(通常は5年後)の成果目標を達成しなければ次の事業実用ができない。 一方、同事業の肉用牛・飼農重点工作は基金事業であり、複数年度での事業実施が可能。 【支障事例】 当県では令和3～5年度に同事業を実用し、畜産での大規模な施設整備を予定していたが、令和3年度分のみ承認された。 さもなくばコナミによる輸入資材の品番遅れにより年内完了が困難となり、事故繰越の手続きを行ったところ。 【制度改正の必要性】 当県のようす山間開拓では、大規模な養豚施設を整備するための土地の確保が難いことから、農場敷地内に新しい豚舎を建築後、豚を移動させ、既存豚舎を撤去した跡地に新しい豚舎を整備する必要があ り、施設整備に数年の期間を要する。 【支障の解消】 畜産ラバズターキー事業の肉用牛・飼農・畜産收益力強化総合対策基金等事業実施要綱による複数年度での事業実施が困難な状況。 【支障の解消】 畜産ラバズターキー事業の肉用牛・飼農・畜産收益力強化総合対策基金等事業実施要綱による複数年度での事業実施が困難な状況。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyoyasan.html		
R4	105	02.医療・ 福祉	都道府県 高知県、鹿児 島県、香川県、愛 媛県、高知市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律、同法施行令、 同法施行規則	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律のオンライン 手続	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律のオンライン 手続	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律のオンライン 手続	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律のオンライン 手続	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律のオンライン 手続	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	106	03.医療・ 福祉	都道府県 高知県、香川県、愛 媛県、高知市、土佐 町、中土佐町、 黑潮町	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第40条第50 項、特別児童扶養手当等の支給に 関する法律施行規則(昭和43 年厚生省令第38号)第17条第 1項	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第40条第50 項、特別児童扶養手当等の支給に 関する法律施行規則(昭和43 年厚生省令第38号)第17条第 1項	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第40条第50 項、特別児童扶養手当等の支給に 関する法律施行規則(昭和43 年厚生省令第38号)第17条第 1項	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第40条第50 項、特別児童扶養手当等の支給に 関する法律施行規則(昭和43 年厚生省令第38号)第17条第 1項	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第40条第50 項、特別児童扶養手当等の支給に 関する法律施行規則(昭和43 年厚生省令第38号)第17条第 1項	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第40条第50 項、特別児童扶養手当等の支給に 関する法律施行規則(昭和43 年厚生省令第38号)第17条第 1項	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	107	05.教育・ 文化	村	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	公立義務教育学校の学級編制 及び教職員定数の標準に関する 法律(昭和33年法律第106 号)、第9章2項 三級学級の小学校(義務教育学 校の前開課程を含む)及び中 学校(義務教育学校の後開課程 を含む)に付する教職員定数の 割合及び中等教育学校の教職員 定数に付する割合	公立義務教育学校の学級編制 及び教職員定数の標準に関する 法律(昭和33年法律第106 号)、第9章2項 三級学級の小学校(義務教育学 校の前開課程を含む)及び中 学校(義務教育学校の後開課程 を含む)に付する教職員定数の 割合及び中等教育学校の教職員 定数に付する割合	公立義務教育学校の学級編制 及び教職員定数の標準に関する 法律(昭和33年法律第106 号)、第9章2項 三級学級の小学校(義務教育学 校の前開課程を含む)及び中 学校(義務教育学校の後開課程 を含む)に付する教職員定数の 割合及び中等教育学校の教職員 定数に付する割合	公立義務教育学校の学級編制 及び教職員定数の標準に関する 法律(昭和33年法律第106 号)、第9章2項 三級学級の小学校(義務教育学 校の前開課程を含む)及び中 学校(義務教育学校の後開課程 を含む)に付する教職員定数の 割合及び中等教育学校の教職員 定数に付する割合	公立義務教育学校の学級編制 及び教職員定数の標準に関する 法律(昭和33年法律第106 号)、第9章2項 三級学級の小学校(義務教育学 校の前開課程を含む)及び中 学校(義務教育学校の後開課程 を含む)に付する教職員定数の 割合及び中等教育学校の教職員 定数に付する割合	公立義務教育学校の学級編制 及び教職員定数の標準に関する 法律(昭和33年法律第106 号)、第9章2項 三級学級の小学校(義務教育学 校の前開課程を含む)及び中 学校(義務教育学校の後開課程 を含む)に付する教職員定数の 割合及び中等教育学校の教職員 定数に付する割合	—
R4	108	12.その他	都道府県 茨城県、宮城 県、高知県	内閣府、總 務省、文部 科学省、厚 生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	地方交付税法、子ども育 成支援法、地方税法	都道府県から総務省へ 報告する地方交付税算定に係る基礎数値 に基づく調査の期限及び 内容の見直し	都道府県から総務省へ 報告する地方交付税算定に係る基礎数値 に基づく調査の期限及び 内容の見直し	①子ども・育成支援制度に係る基礎数値 当該項目について、内閣府、厚生労働省から都道府県の子ども担当課にて開催される基礎数値調査(令和3年報告期限:5月22日)等が照会されており、同調査の報告数値を普通交付税の基礎数値として市町村が担当課によっても厳 密に算出する義務があることである。(令和3年報告期限:6月4日)市町村が担当課としても子ども担当課と連携をとり、突合した数値の報告に努めているが、保育園等の対象施設や市町村の子ども担当課によっても厳 密に算出する義務があることである。 ②固定資産税等に係る基礎数値 当該項目について、市町村が担当課と市町村の固定資産税等に係る基礎数値を提出する義務があることである。地方公共団体における固定資産税の発行・管理等の事務負担が発生している。また、証書を使用する機会は少ないにも関わらず、証書を紛失した場合は速やかに届出が必要となることである。 なお、地方税の基礎数値に付する「(中)」と「(中)」概要調査を作成し、毎年4月中旬に、これを都道府県知事に送付しなければならない。」とあるが、前述のとおり総務省においても実務を優先した報告期限の設 定になつて、法令の趣旨が実務に困難である。	①子ども・育成支援制度に係る基礎数値 当該項目について、内閣府、厚生労働省から都道府県の子ども担当課にて開催される基礎数値調査(令和3年報告期限:5月22日)等が照会されており、同調査の報告数値を普通交付税の基礎数値として市町村が担当課によっても厳 密に算出する義務があることである。(令和3年報告期限:6月4日)市町村が担当課としても子ども担当課と連携をとり、突合した数値の報告に努めているが、保育園等の対象施設や市町村の子ども担当課によっても厳 密に算出する義務があることである。 ②固定資産税等に係る基礎数値 当該項目について、市町村が担当課と市町村の固定資産税等に係る基礎数値を提出する義務があることである。地方公共団体における固定資産税の発行・管理等の事務負担が発生している。また、証書を使用する機会は少ないにも関わらず、証書を紛失した場合は速やかに届出が必要となることである。 なお、地方税の基礎数値に付する「(中)」と「(中)」概要調査を作成し、毎年4月中旬に、これを都道府県知事に送付しなければならない。」とあるが、前述のとおり総務省においても実務を優先した報告期限の設 定になつて、法令の趣旨が実務に困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (9)栄養士法(昭22法245) 管理栄養士名簿の訂正(施行令3条3項)については、期限後に申請があった場合の申請者からの逓延理由の確認に係る都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (1)栄養士法(昭22法245)及び調理師法(昭33法147) 栄養士及び調理師の免許証の様式(栄養士法施行規則3条1項の別記2号様式及び調理師法施行規則3条の様式2)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度中に各令を改正し、用紙の大きさの指定を廃止する。		栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第2号)を令和5年3月6日付けで公布・施行し、栄養士法施行規則第2号様式で規定する様式の免許証の様式及び調理師法施行規則様式第2号で規定する調理師の免許証の様式について、用紙の大きさの指定を廃止する旨を各令に付加する。	【厚生労働省】栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)【令和5年3月6日付け厚生労働省健康局通知】 https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_99	厚生労働省健康局	
5【厚生労働省】 (5)8020運動・口腔保健推進事業 8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画等の提出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、様式の簡略化等を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (43)8020運動・口腔保健推進事業 8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画等の提出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、様式の簡略化等を行つた。 【措置済み(令和5年3月28日付け令和5年度8020運動・口腔保健推進事業計画・実績報告様式)】	令5で、8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画・実績報告様式において事業の記載欄等を削除する等の簡素化を行い、地方公共団体へ周知した。	【厚生労働省】令和5年度8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画・実績報告様式】 https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_100	厚生労働省医政局衛生保健課	
5【厚生労働省】 (39)介護保険法(平9法123) (ii)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事業の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法 123) (ii)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、地 方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・当該計画の効率的な作成に資するよう、複数の手引や報告書に記載されるる手引作成、進捗管理ツール等を改めて整理した手引の作成や、調査の手引や報告書に記載されるる手引作成、進捗管理ツール等を改めて整理した手引の作成や、調査の手引や報告書に記載されるる手引作成等の自動集計ツールの作成・改修を行い、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年4月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)】 ・当該計画に記載する目標については、令和5年度中に告示を改正し、必要に応じて中長期で設定することが可能であることを明確化する。	当該計画の効率的な作成に資するよう、複数の手引や報告書に記載されてる手引作成・進捗管理の手引等を改めて整理した手引の作成や、調査の手引・分析に係る負担軽減のための自動集計ツールの作成・改修を行い、地方公共団体に通知した。 当該計画に記載する目標について、令和5年度に告示を改正し、必要に応じて中長期で設定することが可能であることを明確化した。	【厚生労働省】第9期介護保険事業(支援)計画の作成に向けた研究事業について(情報提供)【令和5年4月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡】 【厚生労働省】令和6年厚生労働省告示第18号	厚生労働省老健局介護保険計画課	
5【農林水産省】 (14)有機農業の推進に関する法律(平18法112) 有機農業の推進に関する施策についての計画(7条。以下この事項において「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令4法37)16条。以下この事項において「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み(令和4年10月11日付け農林水産省農産業部農業環境対策課長通知)】		有機農業の推進に関する施策についての計画(以下、「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(以下、「基本計画」といふ。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合には、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。	【農林水産省】有機農業の推進に関する法律に基づく推進計画に係る運用について(令和4年10月11日付け農林水産省農産業部農業環境対策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_103	農林水産省農産業部農業環境対策課
5【厚生労働省】 (35)特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭39法134) (i)特別児童扶養手当の認定の申請書等の提出については、申請者等及び地方公共団体の負担を軽減するため、政令を改正し、令和5年の所得状況の届出(施行規則4条)から、都道府県へのオンラインによる提出を可能とする。		特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置するオンラインシステムによる認定請求書等の事務手続について(令和5年7月3日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部企画課長通知)を各都道府県・指定都市民生活部(局)長宛てに通知。	【厚生労働省】特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置するオンラインシステムによる認定請求書等の事務手続について(令和5年7月3日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部企画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_105	厚生労働省社会・接護局
5【厚生労働省】 (35)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (ii)特別児童扶養手当証書(施行令13条4項)については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和5年10月までに必要な措置を講ずる。	<令5> (24)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (i)特別児童扶養手当証書(施行令13条4項)については、地方公共団体の事務負担軽減のため、政令を改正し、これを廃止した。 【措置済み(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第317号))】	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令により、特別児童扶養手当証書を廃止した。	【厚生労働省】特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について【令和5年11月6日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部企画課長通知】	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_106	厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

国/機関/機関決定記載内容 (機関名/におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省(4)】【厚生労働省(3)】 児童福祉法(昭22法律164)及び住民基本台帳法(昭42法律81) 都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等(以下「児童等」という)に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用の扶養義務者等に対する事務については、省令を改正し、費用微収の対象となる児童等の生存確認の実施等に係る要件の変更の実施を行った場合に、住民基本台帳システムから機関保存本人確認情報の提供を受けることができるようとするとともに、都道府県、知事保存本人確認情報を利用できることとする。 【措置済み(住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第69号)】	都道府県が児童等に対する費用微収に関する事務をする際に、住民基本台帳ネットワークシステムから機関保存本人確認情報の提供を受けることができるようするとともに、都道府県が児童等に対する費用微収の対象となる児童等の生存確認の実施等に係る要件の変更の実施を行った場合に、住民基本台帳システムから機関保存本人確認情報の提供を受けることができるようとするとともに、都道府県、知事保存本人確認情報を利用できることとする。	【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年12月5日付け総務省令第69号)	https://www.cao.go.jp/bunken-soushishin/eienbousyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4,109		総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法律210)、クリーニング業法(昭25法律207)、調理師法(昭33法律147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法律145)及び製薬衛生師法(昭41法律115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報を連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案田舎 の属性	関係省	提案 の属性	提案 方合	提案事項 の属性	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案年における既終了な 闇黙計画(新規)	
R4	117	06.環境・ 衛生	その他	関西圏、山陰・ 近畿圏、大阪・ 府、兵庫県、和 歌山県、鳥取 県、徳島県	デジタル 化、総務 省、厚生労 働省	B. 地方 に対する 規制級 和	住民基本台帳法第20条の11、 第30条の5、別表第三、別表 第五、行政手続における規制 の個人を識別するための番号 の利用に関する法律第9条、 第19条第1項、別表第一、 別表第二、医薬品医療機 器等法第36条の第2項、医薬 品医療機器等法施行規則第 159条第7項第2号、第159 条の3第1項、第59条第11項、第 159条の12項第9 項	登録販売者登録制度手続につい て「医薬品等情報 登録・届出システム(仮称)」に上 り直セグメンタル化し、都道府 県において同システムを活用できるよう求め る。	販売従事登録の登録申請、登録事項変更、登録登録再交付の申請等については、現在、申請書類・添付書類とともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載の添付)が申請者にとって大きな負担となっている。これは、改正原戸籍謄本等で取り寄せられる状況を繰り返すことである。 このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者が義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないとある。この登録証が必要と判断してはじめて届出がされる。 この登録閑散期について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同じシステムによって、1年に1回程度の頻度で地方公的団体情報システム(機関等)に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされない、資格保有者を把握する等の作業を自動化(行)ことによって、現状における課題を解消する活用を考えられる。 しかし、同じシステムの令和6年度実用開始時には、税・社会保険等に係る32資格のみが対象され、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていな い。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	
R4	118	03.医療・ 福祉	指定都市	熊本市、船橋 市、長崎市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	障害者の日常生活及び社会生 活に支障を及ぼすための 法律第20条第2項、(障害者 支援区分認定調査区 分認定調査員マニアル) (平 成26年4月厚生労働省社会・ 接護局障害保健福祉部)	障害支援区分認定調 査のオンライン化	障害者総合支援法に基づく居住地特例制度に入所する者や、地域及び他の施設に居住する者等への障害支援区分認定調査については、原則、市町村職員(若しくは委託を受けた指定一般相談支援事業者の派遣職員)等が現地に赴き実施している。対象施設が遠方やへき地にあって、委託可能な事業者が見つからない場合は、調査のためだけに職員が現地に出向かなければならず、旅費や移動時間の負担がかかる。 なお、令和7年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から臨時の取扱いとして、施設での対面調査が困難な場合は、医師・看護師等が同席するなど一定の要件下でオンラインによる調査が可能とされ、当市においても実際にオンラインでの調査を行ったが、対面調査と同じ精度の結果を得ることができ、資料作成を含め、特に支障はなかった。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	
R4	119	03.医療・ 福祉	指定都市	熊本市、高知県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための 法律第77条及び78条、地域生 活支援事業実施要綱記2- 24	重度訪問介護利用者の大学修 学支援事業、重度訪問介護利用者の大学修 学支援事業は、対象者に対する修学に係る支援体制 等が構築できまでの間ににおいて支援を提供する ものとされており、大学等に係る要件として、大学等に おいて、常に介護を要するよう重度の障害者に対する 支援体制の構築に向かって取り組んでおり、看護士に大 学生等の介護の負担を減らすことを目的としている。そ のうえ、必ずしも大学等に係る支援体制の構築が 困難と認められる場合でも、支援対象とする ことを可能としていただきたい。	当市において以下のような事例があり、支援の必要性はあるものと判断できるもの、大学が支援体制に向けた計画を構築できる見込みがないことをもって、対象学生が必要な支援の提供を受けられないことは学生にとって利益であると見れる。 ①利用希望学生が、通学支援を希望したが、大学として、交通機関を利用して通学する学生を自家心で大学まで常時介助することは現実的に困難であることから、大学が対象者に対する支援体制の構築に向けた計画を策定できなかった。 ②医師のケアが必要な学生が入学する場合、看護師など有資格者による支援が必要であるが、大学として看護師を雇用する予算の確保が困難であるため、大学が対象者に対する支援体制の構築に向けた計画を策定できなかった。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.yosan.html	
R4	120	03.医療・ 福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第6条の2の2第55 号、厚生労働省告示第122号 児童発達支援ガイドライン	重心児童所支援事業の 支援方法の見直し	重心児童は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態であるため、手取せぬ体調不良等で急遽児童発達支援を欠席するケースが多い、急な欠席があった場合には、事業者はすでに人員等を配備している間に合わせて、現行の規制算定では実際の利用者数により算定が行われることから、欠席したに係る報酬が算定されない現行制度においても、欠席時対応加算と、原則4回を限度に所定単位数(94単位)の報酬が認められているが、都道府県で実施する場合の所定単位数(2,098単位)と比べると著しく低く、事業所の運営に影響を及ぼしている。 当市としては、国の児童発達支援ガイドラインにおいて、「重心児童に対する心身や健康的な状態、病気の状況等を十分に考慮し、活動や休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようすることが必須である」とや、「障害のある子どもを育てる家庭に対して、障害の特徴に配慮し、育児の実践性を高めることが最も重要なことから、重心児童に対する柔軟な支援の実施を可能とすること」である。 これまで該当の市町に高額療養費の支給申請書類の提出が困難になっていたが、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が掲示募集により施行され、どちらに市町村の判断により別段の定めをすることによって、申請書類の提出が可能になった。一方で都道府県では、市町村に取扱いがつかない、都道府県の市町村が連携会議で議論を行い、事務手続を簡素化するための規制を実現するための今後簡素化を都道府県単位で検討し、会議やアドバイザリーミーティング等で協議を進めていく。 しかし、厚生労働省告示第122号「児童発達支援ガイドライン」では、都道府県の市町村が「事務手続を簡素化するための規制を実現する」との趣旨で、都道府県の市町村が「児童の発達状況の資質では、70未満(全世界)で簡素化実施済が1都道府県、検討中が30都道府県」と記載されている。この簡素化(申請次回以降の自動振込)を標準化することで、効率化を図ることができると考える。また、令和4年4月から不妊治療の保険適用が始まり、その高額療養費の対象者は新たに出てくる。長期的に多数回の受診が必要な被保険者や家族への身体的負担、心理的負担も懸念されることから、早期に検討の必要がある。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.yosan.html	
R4	121	03.医療・ 福祉	施行特 例市	伊勢崎市、館林 市、渋川市、藤 岡市、安中市、 桐生市、上野 村、南牧村、中 之条町、嬬恋 村、東吾妻 町、片品村、玉 村町、板倉町、 明和町、千代田 町、大泉町、邑 楽町	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	国民健康保険法、国民健康保 険法施行規則第27条の16	国民健康保険に係る高 額療養費の支給申請簡 素化の標準化	国民健康保険法施行規則の改正により、高額療養費支 給申請簡素化(申請次回以降の自動振込)を義務付ける ことを求めた。	これまで該当の市町に高額療養費の支給申請書類の提出が困難になっていたが、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が掲示募集により施行され、どちらに市町村の判断により別段の定めをすることによって、申請書類の提出が可能になった。一方で都道府県では、市町村に取扱いがつかない、都道府県の市町村が連携会議で議論を行い、事務手続を簡素化するための規制を実現するための今後簡素化を都道府県単位で検討し、会議やアドバイザリーミーティング等で協議を進めていく。 しかし、厚生労働省告示第122号「児童発達支援ガイドライン」では、都道府県の市町村が「事務手続を簡素化するための規制を実現する」との趣旨で、都道府県の市町村が「児童の発達状況の資質では、70未満(全世界)で簡素化実施済が1都道府県、検討中が30都道府県」と記載されている。この簡素化(申請次回以降の自動振込)を標準化することで、効率化を図ることができると考える。また、令和4年4月から不妊治療の保険適用が始まり、その高額療養費の対象者は新たに出てくる。長期的に多数回の受診が必要な被保険者や家族への身体的負担、心理的負担も懸念されることから、早期に検討の必要がある。	—
R4	122	03.医療・ 福祉	施行特 例市	伊勢崎市、館林 市、渋川市、藤 岡市、安中市、 桐生市、上野 村、南牧村、中 之条町、嬬恋 村、東吾妻 町、片品村、玉 村町、板倉町、 明和町、千代田 町、大泉町、邑 楽町	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	国民健康保 険法第26条の1 項、第2項及び第 3項の規定によ る	国民健康保 険法第26条の1 項の規定によ る	市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保運 営委託した場合に、国民健康保険給付費等交付金 の請求事務の見直し	平成30年度からの保険者の都道府県化以降、市町村は国保運営に交付金の収納事務を委託し、国保運営は市町村を経由することなく、都道府県から国保運営に請求額を通知することとなり、都道府県から国保運営に請求額を支払うこととなり、都道府県から都道府県への請求事務は残ったままとなっており、かつ、市町村から都道府県への請求額を通知することとなり、都道府県から都道府県への請求額を支払うこととなる。 なお、都道府県については、国保運営からの請求がなくとも県内の診療報酬支払分の総額を把握している。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	123	03.医療・ 福祉	施行特 例市	伊勢崎市、沼田 市、館林市、渋 川市、藤岡市、 安中市、桐生市、 上野村、南牧 村、中之条町、 嬬恋村、東吾妻 町、片品村、玉 村町、板倉町、 明和町、千代田 町、大泉町、邑 楽町	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	国民健康保 険法第58条第2 項、新型コロナウ イルス感染症 による国民健康保 険手当金判断基 準の周知等につ いて	新型コロナウ イルス感染症に 係る国民健康保 険手当金判断基 準の周知等につ いて	新型コロナウ イルス感染症に 係る国民健康保 険手当金判断基 準の周知等につ いて	国民健康保険法第58条第2項の規定により、市町村は条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるとしている。 新型コロナウイルス感染症流行に伴い、令和2年3月に厚生労働省連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給等について」により各市町村、国民健康保険組合に対して傷病手当金の支給について検討するよう通知があり、当市において支給を行っているところ。 本件についてはコロナの長期化に伴い、当初想定されていた支給期間が大幅に延長されており、支給要件等に関する判断基準(後進症等の取扱いなど)は複雑化しており、現状状況から見直しを要するなどして、判断基準が困難なケースが増えている。については、市町村におけるQ&A等においても見直しを行っているところ。 しかし、これまで想定していた支給期間が大幅に延長されており、支給要件等に関する判断基準(後進症等の取扱いなど)は複雑化しており、現状状況から見直しを要するなどして、判断基準の明確化、周知等を行つて提案するもの。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	124	03.医療・ 福祉	施行特 例市	伊勢崎市、沼田 市、館林市、安 中市、桐生市、 みどり市、藤岡 市、上野村、南 牧村、中之条 町、嬬恋村、東 吾妻町、片品村、 玉村町、板倉町、 明和町、千代田 町、大泉町、邑 楽町	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制級 和	「就労移行支 援事業、就労継 続支援事業(A型、 B型)における 就労移行支 援事業、就労継 続支援事業(A 型、B型)における 留意事項について」 (平成19年4月2 年4月2日付け 障障第0402001 号)2(2)④	障害福祉サービス における就労移行支 援事業、就労継 続支援事業(A型、 B型)における 就労移行支 援事業、就労継 続支援事業(A 型、B型)における 留意事項について の実績報告書の 提出等の見直し	障害福祉サービス における就労移行支 援事業、就労継 続支援事業(A型、 B型)を実施している事業者は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合せ、支給決定市町村に提出することとされている。 市町村は、この実績報告書を「施設外就労支援加算」の審査に活用しているが、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「施設外就労支援加算」が廃止された。報酬改定以前は施設外就労は加算の扱いであるが、報酬改定後は「施設外就労支援加算」の扱いが把握できなくなってしまったため、審査時に於て施設外就労支援の実績報告書により提出している。 しかし、これまで想定していた支給期間が大幅に延長されており、支給要件等に関する判断基準(後進症等の取扱いなど)は複雑化しており、現状状況から見直しを要するなどして、判断基準の明確化、周知等を行つて提案するもの。	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	

対応方針(闇議決定)記載内容 (担当省)・(実施年)・(件名)	最終の対応方針(闇議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【デジタル庁】(3)【厚生労働省】(19)【厚生労働省】(3) 通訳案内士法(昭24年法210)、クリーニング業法(昭25年法207)、看護師法(昭33年法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35年法145)及び製薬衛生法(昭41年法114) 全国通訳案内士、クリーニング師、看護師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日闇議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (4) 疫情下の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (4) 疫情下支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、以下のとおりとする。 ・現在、臨時的な取扱いとして可能としている情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査(以下この事項において「臨時的オンライン調査」といふ)について、今後も当分の間、当該取扱いを継続した上で、臨時のオンライン調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に実施する認定調査に係る質疑応答集を整備するなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・臨時オンライン調査の運用実態を調査した上で、一定の要件を満たすことが推定できる場合には、情報通信技術の進展を踏まえつつ、当該技術を一層活用した方法による調査を継続的に実施することを可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】(障害支援区分に認定に関するQ&A(質疑応答集))	<令6> 【令6】 厚生労働省】 (49) 疫情下の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (49) 疫情下支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、「新型コロナウイルス感染症による障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その3)」(令1)厚生労働省・社会・接護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡等で下記要件を満たす場合は、当該事務連絡に記載のとおり取扱いしてもらうことによる認定調査を実施する方針であることを明記するなどしてオンラインによる認定調査及び調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合における取扱いによる調査の実施に係る質疑応答集を作成し、都道府県に文書で周知した。 【措置済み】(障害支援区分に認定に関するQ&A(質疑応答集))	障害支援区分認定調査については、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、対面での調査が困難な場合には、臨時的な取扱いとして認められておりオンラインでの調査が引き続き可能であることについて、各都道府県宛てに事務連絡を出し、周知した。	【厚生労働省】障害支援区分について(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害支援区分通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_118	厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害福祉課
5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (iv) 国民健康保険保険料交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行方方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (iv) 国民健康保険保険料交付金(75条の2)の請求事務については、市区町村の負担を軽減する観点から、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に行方方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 【令5】 厚生労働省】 (21) 国民健康保険法(昭33法192) (ii) 都道府県から直接交付する国民健康保険料交付金(75条の2)のうち審査交付金については、市区町村の負担を軽減する観点から、市区町村から都道府県への請求事務の負担を軽減する観点から、国民健康保険保険料交付金の要綱が可能となるよう、「国民健康保険保険料交付金等交付金要綱則等について」(平29厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を改正した。 【措置済み】(令和5年8月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	国民健康保険保険料交付金の請求事務については、毎月、確定額に応じて直接支払をする場合に、市町村から都道府県に対する交付申請を不要とする。国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から直接、都道府県に対する請求を行うことを可能とした。 【令5】 厚生労働省】(75条の2)のうち審査交付金については、市区町村の負担を軽減する観点から、市区町村から都道府県への請求事務の負担を軽減する観点から、市町村から都道府県への請求額の通知と、都道府県からの交付金額が一致することを確認する事務を行うこととした。 この旨を都道府県に周知した。	【厚生労働省】「国民健康保険保険料交付金要綱則等について」の改正について(令和5年8月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_122	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (i) 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険病手当金(58条2項)については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する病手当金の支給に関するQ&A」(厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)において、多くの地方公共団体から質問を受けた事項を追加し、地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和4年10月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)					
5【厚生労働省】 (30) 国民健康保険法(昭33法192) (iv) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労に関する実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断で事業所に確認することとなるなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年9月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 【令5】 厚生労働省】 (33) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労に関する実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断で事業所に確認する旨を明示し、地方公共団体の事務負担を軽減する措置を講じた。 (i) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)については、令和5年度中に「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平19厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害保健福祉課長通知)を改正し、施設外就労に関する事業所から地方公共団体への実績報告を不要とする。	就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)における施設外就労に関する実績の把握については、事業所からの報告を不要とした上で、地方公共団体の判断で事業所に確認する旨を明示し、地方公共団体の事務負担を軽減する措置を講じた。 (i) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業(A型及びB型)については、令和5年度中に「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平19厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害保健福祉課長通知)を改正し、施設外就労に関する事業所から地方公共団体への実績報告を不要とする。	【厚生労働省】就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害保健福祉課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_124	厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部障害保健福祉課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案主体 の属性 (固体)	関係省 省	提案 の件数	提案 の件数 (固体)	規制 法等	規制 法等	提案事項 の内容	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案牛における最終的な 審議結果(新規)	
R4	125	12.その他	中核市	福井市、福井県 続務省、農 林水産省			B 地方 に対する 規制緩 和	B 地方 に対する 規制緩 和	住民基本台帳法第300~9、第 30条の10、第30条の11、第30 条の12、第30条の15、住民基 本台帳法別表1~6、第六ま での総務省令で定める事務を 定める令第2条、第3条、第4 条、第5条、森林法第10条の7 の2、第191条の4、第191条の 5	林地の権利者へ更新 に関する事務について 規制緩和	森林法第191条の4に基づく林地台帳作成・更新事務 において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑 に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を 追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可 能とすることを求める	市区町村は、現地調査や経営管理推進計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第191条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。 現在、当市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報、農業部局から提供された固定資産課税台帳等の情報とともに実施している。 また、森林所有者が転出している場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新し ししながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳は正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新し している。 また、森林所有者が転出している場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本や住民票等を当該対象市区町村に対して公用請求を を行い、法定相続人を調査する必要があり、林地台帳の更新に多くの業務時間を費している。 まことに、事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度150~200件程度行っており、法定相続人が何代 にもわたる複数回の登記手続等を繰り返すなど調査が複雑化し、法定相続人全員の現住所の特定に8ヶ月を要した事例もある。 加えて、森林所有者特定のための公用請求による業務は、今後、全般的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。 なお、都道府県においても県林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html
R4	126	12.その他	中核市	福井市、福井県 続務省、法 務省、農 林水産省			B 地方 に対する 規制緩 和	B 地方 に対する 規制緩 和	森林法第10条の7の2第1項、森林法 第191条の2第1項、森林法 規則第7条、不動産登記法 第59条、第76条の2(令和4年4 月施行の改正法で新設)、地方 税法第382条	地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係 るオンラインによる提出について、市町村の税務部局に 連絡し、林務部局もオンラインで提出を受けることと なる場合に生活保護費の 変更届出の提出を可能とし、 とりわけ相続登記義務化 に伴う森林所有者の 変更届出の見直し	現在、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係 るオンラインによる提出について、市町村の税務部局のみがその提供を受けることが可能となっていると理解している。当市では、登記所から通知された登記情報から森林所有者等に関するものについて、森林法第191条の2第1項に基づく内部利用のため、税務部局がエクセルデータを作成し林務部局に送付している。そのため、税務部局においてエクセ ルデータの作成等事務負担が生じているほか、林務部局においては、新たな森林の土地の所有者情報の把握に時間を使い、速やかな変更手続事務の履行ができるとしている。 また、令和4年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請手続が義務化されることで、相続による森林所有者の変更に関する情報は必ず登記所へ届出ができるようになるため、相続による森林所有者の変 更の場合は、森林法第10条の7の2第1項に基づく市町村長への届出は不要となると考える。また、売買や贈与等による森林所有者の変更の場合も、登記手続きがなされれば森林法第191条の2第1項に基づ いては二重の手続が義務付けられることとなるとともに、市町村にによって届出に係る事務負担が引き続き発生することとなる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	
R4	127	03.医療・ 福祉	都道府県 大坂府、福島 県、福井県、滋 賀県、京都府、 京都市、堺市、 兵庫県、神戸 市、和歌山県、 奈良県、関西広 域連合	厚生労働省			B 地方 に対する 規制緩 和	B 地方 に対する 規制緩 和	生活保護法第50条の2、第54 条の2第2項、第5、第6項	指定介護機関について 介護保険法に基づく 要介護の届出が あった場合に生活保護費 の届出に基づく届出があつた ものとみなす	生活保護法の改正により平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護事業について、生活保護法においてもみなし指定されることになったが、事業者の変更、廃止、休止、再開(以下「変更等」とい う)、の届出義務は残っている。また、法改正以前に指定・許可を受けた介護事業においても介護保険法上の変更等の届出も必要となっていた。 生活保護法において変更等の届出が必要な事項については、介護保険法にて同事項が届出され管理されているにも関わらず、同時に生活保護部局には届出されず失念されるケースが多く、正確な指定情報 の把握に時間を要したり困難となることがあり、介護券の発行等の業務に支障をきたしている。また、介護機関も複数窓口へ同様の届出義務を負い、過剰な事務負担を強いしており、行政においては、介護保険法と 生活保護法における重複した変更入力や管理事務が生じ非効率を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	
R4	128	03.医療・ 福祉	都道府県 大坂府、滋賀 県、京都府、京 都市、堺市、兵 庫県、神戸市、 和歌山県、奈良 県、関西広域連 合	厚生労働省			B 地方 に対する 規制緩 和	B 地方 に対する 規制緩 和	生活保護法第49条の2第2項、 法第51条第2項、法第54条の2 第5項、第6項	指定介護機関について 介護保険法に規定する 介護機関でなくつたこと とをもって指定取扱等 を可能とすること	指定介護機関に関する事項については、法第54条の2第5項において準用する法第51条第2項各号に基づき処理している。医療機関の指定取消については、法第51条第2項第1号において 法第49条の2第2項のより指定をしてはならない事項に該当するに至ったときを規定し、当該医療機関が医療保険法に規定する保険医療機関でないとき(同項第1号)を掲げている。指定介護機関も法 第54条の2に基づき介護保険法に基づく指定介護機関が介護扶助を行うこととされているが、法第54条の2第5項において、法第49条の2第2項第1号においては準用しないこととされており、指定取消の要件に介護保 険法をもって生活保護法の指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法上で指定の効力を失う若しくは効力の停止が生じたものとみなすことが可能となるようされた。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	
R4	129	09.土木・ 建築	都道府県 大阪府、京都 市、堺市、兵庫 県、神戸市、和 歌山県、奈良 県、関西広域連 合	経済省、厚 生労働省、國 土交通省			B 地方 に対する 規制緩 和	B 地方 に対する 規制緩 和	空家等対策の推進に関する特 別措置法第10条、第12条、 第14条、空家等に關する施設を 総合的かつ計画的に実施 するための基本的な指針(3)(3) 「特定空家等に対する措置」 情報提供等有者等に関する 情報提供が地方公務員 法第34条の守秘義務に 抵触しない旨、各ガイド ライン(1)、地方公務員法第34 条	市町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑 に特定し、空家等に対する措置を実施する特別措置法 第1「空家法」、第2「空家等に対する情報提供等及び 措置を円滑に行なうるための指針(3)(3)「特定空家等に対する措置」 情報提供等有者等に関する 情報提供が地方公務員 法第34条の守秘義務に 抵触しない旨、各ガイド ライン(1)を明確化 することを求める	市区町村が空家等所有者を円滑に特定し、空家等に対する措置を実施する特別措置法第1「空家法」、第2「空家等に対する情報提供等及び措置を円滑に行なうるための指針(3)(3)「特定空家等に対する措置」 情報提供等有者等に関する情報提供が地方公務員 法第34条の守秘義務に 抵触しない旨、各ガイド ライン(1)を明確化することを求める	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	
R4	130	01.土地利 用(農地除 く)	都道府県 広島県、全国知 事会	国土交通省			B 地方 に対する 規制緩 和	B 地方 に対する 規制緩 和	国土利用計画法第9条	土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策 定の義務化の廃止	本計画の目的とされている「土地利用の総合調整機能」については、農振法、森林法、都市計画法等の土地利用に関する個別法に基づき実質的な調整が行われており、本計画の調整機能は形式的なものとなっ ている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	
R4	131	05.教育・ 文化	都道府県 広島県、宮城 県、全国知 事会、中国地方知 事会	外務省、文 部科学省			B 地方 に対する 規制緩 和	B 地方 に対する 規制緩 和	日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める	地域の実情に応じた日本語教育を推進する方が地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、既て基本方針の策定について規定する必要はない。(当県では、日本語教育を推進するため)地域日本 語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプランを策定済である。 また、当県アクションプランは市町役員割引や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。 このほか、国の基本方針の見直し(横ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じて柔軟に見直しを行なべきである。(当県アクションプランは横ね3年ごと見直し)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	
R4	132	01.土地利 用(農地除 く)	都道府県 広島県	国土交通省			B 地方 に対する 規制緩 和	B 地方 に対する 規制緩 和	国土利用計画法第7条	都道府県国土利用計画の策定における負担軽減のため、都道府県での策定を不要とするよう求める	県計画について、基本的な方針は全国計画と同様であることから当県では国土利用計画(県計画)は当面の間策定しておらず、土地利用基本計画等の運用で対応している。(ただし、土地利用基本計画について一		

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度 管 理	分 野	提案団体 の属性	関係省 府	提 案 内 容 (問題)	提 案 事 項 (問題)	求 める措 置 の具 体 的 な内 容	具体的な事例		提案中における最終的な 審査結果(結果)
							提 案 方 法 合 等	上位計 画	
R4 133	03.医療・ 福祉	都道府県 広島県、広島市、 全国知事会	厚生労働省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための 法律	都道府県障害福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	上位計画(都道府県障害者計画:当県障害者プラン)の生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画として位置付けているが、上位計画と同じ内容を記載している部分が多く、類似する計画となっており、別途新たな計画を策定する意義が乏しいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 134	03.医療・ 福祉	都道府県 広島県、広島市、 全国知事会	厚生労働省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	児童福祉法第33条の22	都道府県障害児福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	上位計画(都道府県障害者計画:当県障害者プラン)の生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画として位置付けているが、上位計画と同じ内容を記載している部分多く、類似する計画となっており、別途新たな計画を策定する意義が乏しいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 135	02.農業・ 農地	都道府県 広島県、宮城 県、広島市、全 国知事会	農林水産省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	家畜排せつ物の管理の適正化 並びに規制の促進に関する法律 (平成11年法律第112号)第8 条	家畜排せつ物の利用促進並 びに規制の策定に係る上位計 画等における代替を可とすることを 求める。	当県においては、「2025当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、家畜排せつ物の適正管理と畜産経営の環境整備について方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要な いと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 136	02.農業・ 農地	都道府県 広島県、宮城 県、広島市、全 国知事会	農林水産省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	酪農及び肉用牛生産の振興に 關する法律(昭和29年法律第 182号)第2条の3	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画における負担 軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを 求める。	当県においては、「2025当県農林水産業アクションプログラム」をはじめとして、毎年、和牛の生産から販売の取組方針や酪農経営の強化等の方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ない と考える。 (肉用牛生産の近代化に関する方針、肉用牛の飼養頭数の目標、肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項の一部が重複記載)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 137	05.教育・ 文化	都道府県 広島県、全国知 事会	文部科学省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	スポーツ基本法第10条	地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める	スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされている。一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁長通知(第64号)によると、「『地方スポーツ推進計画』を策定していない市区町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市区町村に対し積極的な対応を促すこと」とされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 138	06.環境・ 衛生	都道府県 広島県、愛媛 県、全国知事会	環境省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	瀬戸内海環境保全特別措置 法(昭和48年法律第110号)第4 条	瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画との一体的の策定	当該計画で定めている施策のうち、水質の保全・管理、海ごみ対策について、他の法令で義務付けられた計画(環境基本計画)に記載している施策と重複しており、別途新たな計画を策定する意義が乏しい。 水質汚濁防止法に基づき総量削減計画を別途定めており、削減の目標年度、削減の方針など内容が重複する方針となっており、関係都府県において別途新たな方針を策定する意義が乏しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 139	06.環境・ 衛生	都道府県 広島県、愛媛 県、全国知事会	環境省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	瀬戸内海指定物質削減 指導方針の策定に係る他の 計画との一體的の策定	瀬戸内海指定物質削減指導方針における負担軽減のため、内容が重複する他の計画での代替を可とすることを求める。	水質汚濁防止法に基づき総量削減計画を別途定めており、削減の目標年度、削減の方針など内容が重複する方針となっており、関係都府県において別途新たな方針を策定する意義が乏しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 140	06.環境・ 衛生	都道府県 広島県、宮城 県、広島市、愛 媛県、中国地方 知事会	環境省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	地球温暖化対策の推進に關す る法律	地方公共団体温室効果 ガス排出削減等実行計画の策 定における負担軽減として計 画策定に係る負担軽減	温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策によりところが大きい。 温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策によりところが大きい。 温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策によりところが大きい。 温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策によりところが大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 141	03.医療・ 福祉	都道府県 広島県、宮城 県、広島市、愛 媛県、中国地方 知事会	内閣官房	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	新型インフルエンザ等対策 別措置法(平成24年法律第31 号)第7条第9項	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に 係る特定公的負担を軽減するため、軽微な変更時の手続 きの簡素化を求める。	国の計画変更に伴う変更や組織改編に伴う変更など、県として独自性を出す要素がない変更や明らかに軽微な変更を行なう場合があるが、特措法7条9項では、変更を行な際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を(必ず)聽かなければならぬことになっているため、軽微な変更等の場合は、改定手続きを簡略化できるよう提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 142	09.土木・ 建築	都道府県 広島県	国土交通省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	港湾法第3条の3	港湾計画改訂に伴う技 術的支援	平成31年に当県港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約5年、また環境調査や調査検討費などの事業費として486百万円要してあり、補助制度がないため単県費で大きな負担となつていい。 そのため改訂において必要となる各種データについて提供いただきたいところであるが、今後はより多様なデータ提供や社会動向分析等の技術的支援を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 143	12.その他	都道府県 広島県、宮城 県、広島市、愛 媛県	デジタル 庁、総務省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	行政手続における物件の個人 登録を識別するための番号の利 用等に關する法律別表第1、別表 第2	マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録制度が開始することから、同様に、マイナン バーを活用して、行政手続に係る手数料等を可とすること	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)にも盛り込まれている、行政手続におけるキャッシュレス化の推進に向け、本県においては、行政手続における手数料等について、クレジットカードによる電子納付を可とする予定であるが、クレジットカードやQRコードによる決済手段を持たない申請者は、メリットを享受できないほか、当県においても、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支 払いが必要となり、一定の負担が生じる。 (背景) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」の利用が可能となった。 これにより、預貯金口座の登録等がなされることがから、この情報を活用し、行政手続に係る手数料等の利用を可能とすることで、住民サービス向上、業務効率化を図りたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4 144	06.環境・ 衛生	都道府県 広島県、宮城 県、広島市、愛 媛県、中国地方 知事会	デジタル 庁、総務省、 法務省、環境省	B.地 方 に 對 する 規 制 級 和	廃棄物の処理及び清掃に關す る法律第14条、第14条の4、 15条、廃棄物の処理及び清掃 に關する法律施行規則第9条 の2、第10条の4、第10条の 12、第10条の16、第11条	産業廃棄物処理業許可申 請書類における住民 票及び登記事項証明書 についてマイナンバーの 登録を可能とすること	廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されおり、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。ま た、これにより電子申請への移行が困難となつていい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案田舎 の属性	関係府省 ・機関	提案 区分	規制法等	提案事項 （審査名）	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 調整結果（細筆）	
R4	145	06.環境・衛生	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	厚生労働省	A.権限移譲	「ふくらはしの衛生確保について(1)（昭和58年12月2日付環境乳第59号）」「ふくらはしの処理者の認定基準について(2)（令和元年10月31日生食發1031第6号）」「ふくらはしの取扱い及びふくらはしの認定に関する規制(ガイドライン)について(3)（令和2年5月1日生食發601第10号）」	ふくらはしの処理者の資格要件等について全国標準化を図るために、通知により各自治体に条例等の策定を求めるのではなく、法に規定することを求める。	通知により、各自治体において条例等を策定し、ふくらはしの処理者の認定について規定している。そのため、各自治体により認定方法や資格要件に違いが生じている。	通知によつて、「都道府県等開催のふくらはしの処理者の認定の受け入れ」についても示されているが、各自治体により認定方法や資格要件が異なるため、異動元の自治体の認定基準が厚生労働省が示すふくらはしの処理者の認定基準を満たしたものかを確認する必要がある。	—	
R4	146	10.運輸・交通	都道府県	広島県、宮城县、愛媛県	国土交通省	B.地方に対する規制緩和	港則法第31条第1項、海上交通安全部第40条第1項、同法第31条第7項、同法第41条第1項、同法第41条第7項、同法第41条第8項、同法第41条第9項、同法第41条第10項、同法第41条第11項、同法第41条第12項、同法第41条第13項、同法第41条第14項、同法第41条第15項、同法第41条第16項、同法第41条第17項、同法第41条第18項、同法第41条第19項、同法第41条第20項、同法第41条第21項、同法第41条第22項、同法第41条第23項、同法第41条第24項、同法第41条第25項、同法第41条第26項	水質調査等に係る海上での採水作業等について、以下の許可申請の届出等に係る規制緩和	【現行制度について】当県においては水質調査等のため、委託を始めた海上での採水作業を実施している。 【支障事例】水質調査等に際しては、港則法及び海上交通安全法上の海上保安庁長官の届出を不要とすること	【現行制度について】港則法においては、採水作業等に係る規制緩和等に係る許可申請の届出等に関する規制緩和の範囲の提出など作業権が大きくなる。 【支障事例】水質調査等に際しては、港則法及び海上交通安全法上の海上保安庁長官の届出を不要とすること	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	147	12.その他	都道府県	広島県、宮城县、広島市、中国地方知事会	総務省	B.地方に対する規制緩和	最高裁判所裁判官国民審査法第14条	国による最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、各都道府県選舉管理委員会がそれを印刷原稿を作成するのを許可する。各都道府県選舉管理委員会に提出する投票用紙についての審査と監査を実施する。	当県において、令和3年10月の第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象裁判官11名のうち1名の氏名を誤記した印刷原稿を作成し、それにより印刷したものを作成した。その後、県内市町の選舉管理委員会からの指摘により印刷誤りが発覚したため、改めて正しい氏名に修正したものを作成し、市町へ再配付した。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	148	08.消防・防災・安全	都道府県	広島県、宮城县、愛媛県、中国地方知事会	経済産業省	B.地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設設立地対策等交付金交付規則	石油貯蔵施設設立地対策等交付金申請に係る都道府県経済事務の見直し	実質的に市内町村等が策定する計画などに基づいた事業実施のとりまとめたる目的となっており都道府県にとっては、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられる。 ①昨年度末時点での石油貯蔵量の報告:4月中頃 ②交付金および都道府県の事務交付金の交付申請:上期申請(毎年5月16日から5月31日までの間)、下期申請(10月16日から10月31日までの間) ③実績報告:交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の4月10日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに次の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月20日)まで ④その他、各種変更があった場合の変更申請手続。	石油貯蔵施設設立地対策等交付金について、都道府県が市内町村等が策定する計画などに基づいた事業実施のとりまとめたる目的となっており都道府県にとっては、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられる。 石油貯蔵施設設立地対策等交付金申請に係る都道府県経済事務の見直し	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	149	02.農業・農地	都道府県	広島県、宮城县、中国地方知事会	農林水産省	B.地方に対する規制緩和	国有農地等事務取扱交付金	国有農地等事務取扱交付金に対する規制緩和	平成30年西日本豪雨による害虫復旧工事の実施にあたり、工事施工業者の人材不足により、年度内に工事完了まで至らない可能性があったため、改めて次年度に予算確保し直さなければならぬ事態となつた。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka_yosan.html	
R4	150	12.その他	都道府県	広島県、宮城县、愛媛県	総務省	B.地方に対する規制緩和	令和4年度普通交付税及び地方債の額の算定に係る方針例交付金の額の算定に係る基礎数値等について(照会)（令和4年4月6日付け総財政局第37号）	普通交付税算定に係る地方債額等の把握時期、方法の見直し	普通交付税算定に係る地方債額等の把握時期、方法の見直し	普通交付税算定に係る地方債額等の把握時期、方法の見直し	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	151	12.その他	都道府県	広島県、宮城县、広島市、愛媛県、中国地方知事会	総務省	B.地方に対する規制緩和	—	新型コロナ感染症対策に係る総務省通知について、総務省調査・照会(一斉調査)システムを活用して県・市町に一斉周知するのと、県を対象して市町総務・財政担当課へ周知するものと区分するなど、柔軟な対応を要請する。	令和元年度以降、総務省から市町村担当課までに送付される新型コロナ感染症対策の通知を県内市町に通知しているが、令和3年5月以降は、感染拡大等の状況もあり、ほぼ毎日通知している。 ①市町職員の勤務条件に関する技術的助言 ②厚生労働省の都道府県衛生主管課がての通知(市町の衛生担当課にも周知される)を市町の総務・財政担当課にて周知するものであるが、大半の通知が(2)に該当する。	—	
R4	152	12.その他	中核市	豊田市	総務省	B.地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第171条の7第1項において、「(当初の履行期限に当初の履行期限後に行方不明者の貸付の特約又は処分をした日から十年を経過した後において)と定められており、「十年を「五年」と改正し、改正民法の一概則5年期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。」	地方自治法施行令第171条の7第1項において、「(当初の履行期限に当初の履行期限後に行方不明者の貸付の特約又は処分をした日から十年を経過した後において)と定められており、「十年を「五年」と改正し、改正民法の一概則5年期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。」	地方自治法施行令第171条の7第1項において、「(当初の履行期限に当初の履行期限後に行方不明者の貸付の特約又は処分をした日から十年を経過した後において)と定められており、「十年を「五年」と改正し、改正民法の一概則5年期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。」	—	
R4	153	03.医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B.地方に対する規制緩和	身体障害者福祉法施行規則第23条第2項	身体障害者手帳の申請に係る写真提出及び手帳の記載事項等の義務表示の義務付け廃止	身体障害者手帳の申請に係る写真提出及び手帳の記載事項等の義務表示の義務付け廃止	身体障害者手帳の申請に係る写真提出及び手帳の記載事項等の義務表示の義務付け廃止	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (2)港則法(昭23法174)及び海上交通安全法(昭47法115) 港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等(港則法31条1項及び15条並びに海上交通安全法40条1項及び7項並びに41条1項及び48項)に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。	港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、各都道府県主幹部局長に対して通知した。	【国土交通省】港則法及び海上交通安全法に基づく許可等申請手続について(令和5年2月22日付け海上保安庁交通部航行安全課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_146	海上保安庁交通部企画課、航行安全課	
5【総務省】 (3)最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法138) 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、都道府県選舉管理委員会の事務負担を軽減するため、次回の最高裁判所裁判官国民審査から、中央選舉管理会が都道府県選舉管理委員会に提供する、審査予定裁判官の氏名を印刷原稿に転記可能な電子ファイルの種類を拡充する。	令和6年10月27日に執行された第26回最高裁判所裁判官国民審査において、審査予定裁判官の氏名を、印刷原稿に転記可能な電子ファイル(エクセルファイル)でも提供した。	【総務省】最高裁判所裁判官国民審査に付される裁判官の氏名等について(令和6年10月15日付け中央選舉管理会委員長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_147	総務省自治行政局選舉部選舉課	
5【経済産業省】 (9)石油貯蔵施設立地対策等交付金 石油貯蔵施設立地対策等交付金については、以下とおりとする。 ・交付申請については、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【経済産業省】 (9)石油貯蔵施設立地対策等交付金 石油貯蔵施設立地対策等交付金について、電子メール等による電子ファイルでの提出のみでも申請可能な旨、事務連絡により各都道府県に通知した。 【経済産業省】石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度改正及び運用変更について(令和5年3月23日付け資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課事務連絡)	交付申請書類について、電子メール等による電子ファイルでの提出のみでも申請可能な旨、事務連絡により各都道府県に通知した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_148	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (2)身体障害者福祉法(昭24法283) 身体障害者手帳の交付申請時の写真の提出(施行規則2条1項)及び同手帳への写真の表示(施行規則5条2項)については、やむを得ない場合に容認できることとして地方公共団体等の意見を踏まえて検討し、令和5年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部企画課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (29)介護保険法(平9法123) (i)指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業者及び指定(介護予防)通所リハビリテーション事業者が事業所ごとに働くべき従業者の員数及び施設に係る基準の見直しについては、社会保障審議会の意見を聽いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (45)訪問リハビリテーション事業所については、当該事業所を拡充する観点から、令和8年度介護報酬改定において、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった場合等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)】 (i)訪問リハビリテーション事業所については、当該事業所を拡充する観点から、令和6年度介護報酬改定において、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった場合には、当該事業所の指定があつたものとみなすことを可能とした。 【措置済み(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号))】	訪問リハビリテーション事業所については、当該事業所を拡充する観点から、令和8年度介護報酬改定において、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった場合等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)】 (i)訪問リハビリテーション事業所については、当該事業所を拡充する観点から、令和6年度介護報酬改定において、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があつた場合には、当該事業所の指定があつたものとみなすことを可能とした。 【措置済み(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号))】	【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_154	厚生労働省老健局老人保健課
5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249) (i)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出等(10条の8)については、電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態を調査した上で、市町村の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (i)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項、以下この事項において「伐採造林届出書」という。)については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・省令を改正し、電力送配電施設の保守に係る線下伐採をする場合には伐採造林届出書の提出を不要とした。 【措置済み(森林法施行規則一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第51号))】	電力送配電施設の保守に係る線下伐採の届出等の実態調査の結果を踏まえて、電力送配電施設の保守に係る線下伐採については、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出を不要とするため、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)を改正した(令和5年9月29日公布、令和6年1月1日施行)。	【農林水産省】森林法施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第51号)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_155	林野庁森林整備部計画課
5【総務省(8)】 消防法(昭23法186) 消防水利の基準(昭39消防庁告示7)における消防栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できるよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【総務省(3)】 4【厚生労働省(6)】 (6)消防法(昭23法186) 消防栓を設置する水道配管の管径については、消防水利の基準(昭39消防庁告示7)3条1項の要件を満たした場合には、地域の実情に応じて緩和ができるよう、告示を改正し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	消防水利の基準第3条第3項を新設し、消防栓を設置する管については、解析及び実測により、消防栓の取水可能水量が毎分1立方メートル以上であると認められるときは、管の直径を75ミリメートル以上とすることができるとした。 また、この場合において、消防栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消防活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならないこととした。	【総務省】「消防水利の基準の一部を改正する件の公布について」(令和5年12月25日付け消防庁消防・救急課長通知) 【厚生労働省】「消防水利の基準の一部改正について」(令和5年12月25日付け厚生労働省健康・生活衛生局水道課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_156	総務省消防庁消防・救急課 厚生労働省 健康・生活衛生局水道課
5【厚生労働省】 (29)水道法(昭32法177) (i)給水区域の境界に近接し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、水道事業者における事務の実態を把握した上で、業務の委託(24条の3第1項)により活用しやすくなるために必要な方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【国土交通省】 (6)水道法(昭32法177) (i)給水区域の境界に近接し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、業務の委託(24条の3第1項)による分水及び区域外給水の解消に係る取組事例を都道府県、水道事業者等に通知した。 【措置済み(令和6年3月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局水道課事務連絡)】	給水区域の境界に近接し、かつ、配水管が布設されていない小規模な地域への給水については、迅速な給水に資するよう、業務の委託(24条の3第1項)による分水及び区域外給水の解消に係る取組事例を都道府県、水道事業者等に通知した。	【厚生労働省】第三委託の手法による分水及び区域外給水の解消について(令和6年3月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局水道課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_157	厚生労働省健康・生活衛生局水道課 国土交通省水管・国土保全局上下水道企画課
5【内閣府(10)】 文部科学省(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業 幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。	—	幼稚園型認定こども園において、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請に係る事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に対して周知した。	【内閣府】文部科学省】幼稚園型認定こども園における特別な支援を要する子供の受け入れに対する財政支援における事務負担の軽減について(周知)】(令和5年3月7日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、文部科学省高等教育局私学私学助成課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_159	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課、特別支援教育課、高等教育局私学私学助成課
5【厚生労働省】 (40)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) (ii)入院の勧告(19条1項)又は措置(同条3項)の実施主体については、入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等と、当該対象者の居住地を管轄する都道府県知事等との間で、入院の対象者への迅速な対応に支障が生じないよう連携・調整できる場合には柔軟に取り扱って差し支えないことを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	—	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における入院の勧告又は措置の実施主体について、入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等と、当該対象者の居住地を管轄する都道府県知事等との間で、入院の対象者への迅速な対応に支障が生じないよう連携・調整できる場合には柔軟に取り扱って差し支えないことを明確化し、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて(令和5年1月11日最終改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_160	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:付1付3のもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【環境省】 (9)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70) 自動車使用管理計画(33条)については、都道府県及び事業者の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減する。 【措置済み(自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令)(令和4年内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)】 ・大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる命令で定める台数に含まれないことを明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み(令和4年11月28日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)】	省令を改正し、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減する。 大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる命令で定める台数に含まれないことを明確化し、関係都府県に通知。	【環境省】自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令(令和4年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号) 【環境省】自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条及び第34条に規定される対象自動車について(令和4年11月28日付け環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)		https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_161	環境省水・大気環境局自動車環境対策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (7)地域再生法(平17法24) (ii)地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【内閣府】 (4)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、当該年度事業費の2割以内の減額に係る国への報告を不要とするなど、事務手続を見直し、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年4月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)】	令和5年度事業に係る軽微変更報告事務から。 ・都道府県経由で報告事務を行っていた市区町村事業について、市区町村から国への直接報告を可能とすること。 ・事業着手前に報告の完了を求めていたことについて、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であることが確認できれば、事業着手後の報告も可能とすること。 ・当該年度事業費の2割以内の減額のみの場合は報告が必ずしも必要ではないとしていたことについて、報告を不要とすること。 について、措置を講じた(令和5年4月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)		—	内閣府地方創生推進事務局
5【総務省】 (27)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3法19) 過疎地域持続的発展方針(7条1項。以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項。以下この事項において「計画」という。)については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を日付に通知する。	過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画について、一体のものとして策定する場合の留意事項を都道府県に通知した。	【総務省】過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画の効率的な策定について(令和7年3月14日付け総務省自治行政局過疎対策室事務連絡) 【総務省】効率的な策定を行う場合のイメージ		https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_166	総務省自治行政局過疎対策室
5【農林水産省】 (6)酪農及び肉牛生産の振興に関する法律(昭29法182) 都道府県及び市町村における酪農及び肉牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局。以下この事項において「計画」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。 ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一緒にものとして策定することが可能であることを明確化する。	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(協議決定)記載内容 (掲載年)におけるもの)	最終的対応方針(協議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局	
5【国土交通省】 (13)公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の地域対応活用については、地域対応活用計画の承認手続の迅速化を図るために、地方整備局等から当該計画の承認事例を収集し、当該事例や、承認に当たっての留意事項を、会議等を通じて地方整備局等及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。	—	地方公共団体及び地方整備局等の公営住宅担当者向けの研修会等において、地域対応活用計画の承認事例や承認に当たっての留意事項等を周知した。	【国土交通省】「公営住宅管理研修会資料(令和4年度開催)」	https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_175	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
5【厚生労働省】 がん診療連携拠点病院の指定に関する事務 がん診療連携拠点病院等の医師の配置に関する要件の在り方については、地域におけるがん診療の状況や遠隔診療の活用状況等を踏まえつつ、次期「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(令4厚生労働省健康局)の改定に向けて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—	
5【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾患医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾患医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)については、新規に開設する医療機関又は業局においても速やかに指定を受けることができるよう、新規に開設する医療機関又は業局については、指定小児慢性特定疾患医療機関又は指定医療機関の指定日と同日とすることを可能とした。	【厚生労働省】「指定小児慢性特定疾患医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知) 【厚生労働省】「指定医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_177	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課		
5【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾患医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾患医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)については、新規に開設する医療機関又は業局においても速やかに指定を受けることができるよう、「指定小児慢性特定疾患医療機関の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局局子保健課長通知)及び「指定医療機関の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局局子保健課長通知)を改正し、新規に開設する医療機関又は業局について、「指定小児慢性特定疾患医療機関又は指定医療機関の指定日を保険医療機関及び保険業局(健康保険法(大11法70)63条第3項)等の指定日と同日とすることを可能とした。 【厚生労働省】(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	【厚生労働省】「指定小児慢性特定疾患医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知) 【厚生労働省】「指定医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_178	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課		
5【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾患医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾患医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条)については、新規に開設する医療機関又は業局においても速やかに指定を受けることができるよう、「指定小児慢性特定疾患医療機関の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局局子保健課長通知)及び「指定医療機関の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局局子保健課長通知)を改正し、新規に開設する医療機関又は業局について、「指定小児慢性特定疾患医療機関又は指定医療機関の指定日を保険医療機関及び保険業局(健康保険法(大11法70)63条第3項)等の指定日と同日とすることを可能とした。 【厚生労働省】(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	【厚生労働省】「指定小児慢性特定疾患医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知) 【厚生労働省】「指定医療機関の指定について」の一部改正について(令和5年11月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_178	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課		
5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (i) 土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画(9条1項)について」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。	—	土地利用基本計画制度の運用に際して、各都道府県がより効率的に当該制度を運用できるよう、「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、その旨を都道府県に通知した。	【国土交通省】「「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」の改正について」(令和5年3月15日付け国土交通省国土政策局通知)	https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_179	国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室	
—	—	—	—	—	—	
5【個人情報保護委員会】(1) ITテクノロジーによる行政手続における個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 行政手続における個人情報を識別するための番号の利用等に関する事務(個人利用事務)の情報通報(19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保護委員会への届出行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平28個人情報保護委員会規則)3条1項)から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (機密件名におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
4【個人情報保護委員会(4)(ii)】 【デジタル庁(10)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護委員会規則1)7条)について は、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	4【個人情報保護委員会】 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護委員会規則1)7条)について は、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【指針済み(令和6年3月22日付け個人情報保護委員会事務局長通知)】 ・個人情報保護評価書(以下この事項において「評価書」という。)に記載するリスク対策の検討に資するよう、評価書の記載項目となっているリスク対策の実施状況に係る自己評価について、十分であると評価できる具体的な水準を最終とした。また、評価書様式及び記載要領において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」(平26特定個人情報保護委員会告示6)の参考箇所及び概要を踏まえ、地方公共団体における事務の適切な取扱いを規定する。 【指針済み(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局長通知)】 ・地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行いうまんぱー保護評価システムを改修し、地方公共団体に通知した。 【指針済み(令和6年10月1日付け個人情報保護委員会事務局参事官通知)】 ・特定個人情報保護評価書(以下この事項において「評価書」という。)に記載するリスク対策の検討に資するよう、評価書の記載項目となっているリスク対策の実施状況に係る自己評価について、十分であると評価できる具体的な水準を最終とした。また、評価書様式及び記載要領において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」(平26特定個人情報保護委員会告示6)の参考箇所及び概要を踏まえ、地方公共団体における事務の適切な取扱いを規定する。 【指針済み(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局長通知)】 ・地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行いうまんぱー保護評価システムを改修し、地方公共団体に通知した。 【指針済み(令和6年3月22日付け個人情報保護委員会事務局参事官通知)】 ・特定個人情報保護評価書(以下この事項において「評価書」という。)に記載するリスク対策の検討に資するよう、評価書の記載項目となっているリスク対策の実施状況に係る自己評価について、十分であると評価できる具体的な水準を最終とした。また、評価書様式及び記載要領において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」(平26特定個人情報保護委員会告示6)の参考箇所及び概要を踏まえ、地方公共団体における事務の適切な取扱いを規定する。 【指針済み(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局長通知)】 ・地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行いうまんぱー保護評価システムを改修し、地方公共団体に通知した。 【指針済み(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局長通知)】 ・地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行いうまんぱー保護評価システムを改修し、地方公共団体に通知した。 【指針済み(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局長通知)】 ・地方公共団体の事務の効率化に資するよう、評価書の提出・公表を行いうまんぱー保護評価システムを改修し、地方公共団体に通知した。	特定個人情報保護評価に関する規則7条第1項及び第2項に規定する全項目評価書の公示及び住民等からの意見聴取について、インターネットを利用した方法によることも可能である旨を規則及び指針に明記した。 ・基礎項目評価書中「リスク対策の自由記述式の欄の記載例を掲載した。 ・基礎項目評価書中「リスク対策に関する具体的な措置の実施状況について」(2)十分であると評価できる具体的な水準を示す。 【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価に関する規則一部を改正する規則及び特定個人情報保護評価指針一部を改正する件の関連資料の掲載等について(周知)(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局事務連絡) 【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価指針一部を改正する件の施行について(周知)(令和6年10月1日付け個人情報保護委員会事務局参事官通知)	個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価指針の解説(平成26年4月20日付個人情報保護委員会、令和6年3月27日最終改正) 【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価に関する規則一部を改正する規則及び特定個人情報保護評価指針一部を改正する件の関連資料の掲載等について(周知)(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局事務連絡) 【個人情報保護委員会】特定個人情報保護評価指針一部を改正する件の施行について(周知)(令和6年10月1日付け個人情報保護委員会事務局参事官通知)	https://www.cato.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_182	個人情報保護委員会事務局監視・監督室
5【デジタル庁】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)情報提供等の記録(2条1項)において、事務処理割り等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体における当該記録の具体的な実施に資するよう、実施に当たっての留意点を「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコアデータマネジメント)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知する。 ・情報提供等の記録の誤りを防止する観点から、マイナンバーカードにおける情報連携に係る留意点等を、令和4年度に開催予定の説明会等を通じて地方公共団体に周知する。	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)	情報提供等の記録において、事務処理割り等により追記が必要となった場合に行われる当該記録のオンラインによる追記の事務について、実施に当たっての留意点を「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコアデータマネジメント)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知する。 ・情報提供等の記録の誤りを防止する観点から、マイナンバーカードにおける情報連携に係る留意点等を、令和4年度に開催予定の説明会等を通じて地方公共団体に周知する。	一	一	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ ID認証担当情報提供NWST
6【総務省】 (23)地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人の年度計画(27条1項)の作成及び年度評価(78条の2第1項1号)については、国立大学法人の例を踏まえ、これを廃止する。	・全項目評価書の公示及び住民等からの意見聴取(同規則7条1項及び2項)について、オンラインを利用した方法によることも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	中期計画に定める事項として、中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止する地方独立行政法人法の改正を含む第13次地方分権一括法案を、第21回通常国会に提出し、令和5年6月13日成立(令和5年法律第58号)。令和5年6月16日に公布・通知。	総務省】文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について(令和5年6月16日付け総務省自治財政局長、文部科学省高等教育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_185	総務省自治財政局財務調査課 文部科学省高等教育局大学教育・入試課
7【経済産業省】 (3)電気工事士法(昭35法139) 電気工事士の免状の交付申請等に係る添付書類(施行規則6条及び8条)については、申請者及び都道府県の事務負担の軽減に資するよう、令和4年度中に省令を改正し、当該申請に係る添付書類の要件を整備することにより、オンラインによる申請が可能であることを明確化する。	【指針済み(特定個人情報保護評価指針一部を改正する件(令和6年3月29日付け個人情報保護委員会事務局長通知)】 ・特定個人情報保護評価書(以下この事項において「評価書」という。)に記載するリスク対策の検討に資するよう、評価書の記載項目となっているリスク対策の実施状況に係る自己評価について、十分であると評価できる具体的な水準を示す。また、評価書様式及び記載要領において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」(平26特定個人情報保護委員会告示6)の参考箇所及びその概要を掲載し、地方公共団体に通知した。	従来は、電気工事士免状の交付又は再交付を申請する場合、写真2枚を提出する必要があったが、省令を改正し、電気工事士免状の交付申請の際に必要な写真の枚数についての規定を削除し、オンラインによる申請が可能であることを明確化した。	【経済産業省】電気工事士法施行規則一部を改正する省令(令和4年12月14日付け経済産業省令第98号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_187	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【国土交通省】 (31)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空き家対策総合支援事業における空き家対策総合実施計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(平16国土交通省次官)を改正し、空家等対策計画(6条)に記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。	—	空き家対策総合支援事業における空き家対策総合実施計画について(「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(平16国土交通省次官)を改正し、空家等対策計画に記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化について、地方公共団体に対して通知した。 加えて、空き家対策総合実施計画を策定する民間事業者等を構成員とする協議会等との連携方法について、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会である必要はなく、市区町村の判断で柔軟に対応が可能である旨を地方公共団体にに対して通知した。	【国土交通省】「住宅市街地総合整備事業制度要綱新旧対照表」(令和5年3月31日改正) 【国土交通省】「空き家対策総合支援事業における計画策定の合理化について」(令和5年3月31日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_198	国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【農林水産省】 (3)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会による最適化活動(6条2項)については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不斷の見直しを行う。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (12)デジタル田園都市国家構想推進交付金のうち、地方創生テレワークタイプの変更交付申請に係る手続については、以下の措置を講ずる。 ・事業計画に影響しない計画の文書等の修正については、令和4年10月から、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施する事が可能となるよう、令和4年10月から、変更申請の機会を拡充し、その旨を地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)	—	地方公共団体に対し、事業計画に影響しない計画の文書等の修正については、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とともに、変更申請の機会を拡充する旨を通知した。 (デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更交付申請について(令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡))	—	—	内閣府地方創生推進室
5【農林水産省】 (15)農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) 農地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類について、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る費用等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能(施行規則第3条1項1号)であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。 【措置済み】(令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)	—	農地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る費用等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知した。	【農林水産省】農用地利用配分計画の都道府県知事の認可に係る添付書類の省略について(令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通知) https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_202	農林水産省経営局農地政策課	
5【農林水産省】 (5)児童手当法(昭26法249) (ii)森林經營計画(11条)における主伐上限材積(施行規則38条8号)については、森林經營計画の新規作成又は変更の際に主伐上限材積が支障となる具体的な事例を実態調査により把握した上で、支障を解決するために活用可能な手法を整理し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。	—	令和4年末までに森林經營計画の主伐上限材積が支障となった具体的な事例の実態調査を実施したところ、18県から42件の超過検討事例の報告があり、その多くは既存制度で対応可能であるとかから、これらを含む主伐上限材積の増加方策を整理し、令和4年3月1日の会議で都道府県に周知した。	【農林水産省】「令和4年度森林計画関係業務担当者会議資料(抜粋)」(令和5年3月1日開催) https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_203	林野庁森林整備部計画課	
5【内閣府】 (3)児童手当法(昭46法73) (4)児童手当及び特例給付の認定、支給等の事務のうち受給資格者たる公務員が退職する場合等における事務については、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職する場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し周知することや、退職後の居住市町村(特別区を含む)から当該受給資格者に対して認定の請求を促す通知をすることを検討し、令和5年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための事務処理の在り方については、上記措置の状況等を踏まえ、必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	←令5→ 5【内閣府】 (10)児童手当法(昭 46 法 73) 児童手当及び特例給付(以下の事項において「児童手当等」といふ。)の受給資格者たる公務員が退職した場合については、居住市町村(特別区を含む)に対する児童手当等の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職した場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し、府省及び地方公共団体に令和5年内に通知する。	令和6年3月25日に、「公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理ガイドライン」を各府省庁及び各地方公共団体の児童手当担当部局に送付し、当該ガイドラインを参考に、引き続き各所轄廳において児童手当の適正な支給に向けて取り組むよう周知した。	【こども家庭庁】「公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理ガイドライン」第1.0版(令和6年3月) https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_204	こども家庭庁育成局育成環境課児童手当管理室	
5【国土交通省】 (15)土地区域整理法(昭29法119) 土地区域整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取(76条2項)については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、会議等を通じて地方公共団体に令和5年内に周知する。	—	上地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、令和5年4月19日開催の令和5年度全国市街地整備主管課長会議資料において周知した。	【国土交通省】「令和5年度全国市街地整備主管課長会議資料」(令和5年4月19日開催) https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_205	国土交通省都市局市街地整備課	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 季別 管理	分野	対象団体 の属性	地政 団体	関係府省	対象 区分	根拠法令等	対象 事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な事実事例		提出申における最終的な 調整結果(個別案)	
									官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善	官庁会計システム(ADAMS II)による地方交付税交付金支払事務処理期限の改善		
R4	206	12.その他	都道府県 岩手県、宮城 県、秋田県	義務者	B. 地方 に対する 規制緩 和	地方交付税法	官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善	官庁会計システム(ADAMS II)による地方交付税交付金支払事務処理期限の改善	官庁会計システム(ADAMS II)による地方交付税交付金等の支払事務は、総務省からの示達日の同日又は1日後(各都道府県で支出し決定通知(確認入力)の処理を行わなければならない)に、連絡あり次第、速やかに対応が必要となるなど、示達日の同日中に処理が必要な場合、県の担当者は土産の連絡を持ち続けることのほか、いすゞの交付の場合でも共通で、示達日から処理限まで1日程度の猶予が必要と考える。(参考)	官庁会計システム(ADAMS II)による地方交付税交付金等の支払事務は、総務省からの示達日の同日又は1日後(各都道府県で支出し決定通知(確認入力)の処理を行わなければならない)に、連絡あり次第、速やかに対応が必要となるなど、示達日の同日中に処理が必要な場合、県の担当者は土産の連絡を持ち続けることのほか、いすゞの交付の場合でも共通で、示達日から処理限まで1日程度の猶予が必要と考える。(参考)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	
R4	207	02.農業・ 農地	町 美咲町	農林水産省	B. 地方 に対する 規制緩 和	農業の有する多面的機能の發 揮の促進に関する法律、多面的 機能支払交付金実施要綱、中 山間地域等直接支払交付金実 施要綱、環境保全型農業直 接支払交付金実施要綱	日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払、環境保全型農業直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払の簡素化	日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払、環境保全型農業直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払の簡素化	日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払、環境保全型農業直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払の簡素化	日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払、環境保全型農業直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払の簡素化	日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払、環境保全型農業直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の多面的機能支払の簡素化	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka_yosan.html
R4	208	02.農業・ 農地	町 美咲町	農林水産省	B. 地方 に対する 規制緩 和	中山間地域等直接支払交付金 実施要綱、中山間地域等直接 支払交付金実施要綱、中山 間地域等直接支払交付金実施 要綱	中山間地域等直接支払制度の対象農地を拡充すること 及び畠地の加入要件の緩和	中山間地域等直接支払制度の対象農地を拡充すること 及び畠地の加入要件を緩和することを求める。	現行の中山間地域等直接支払制度は平野部での所持格差を正す目的に実施されており、水田甲中の制度になっている。しかしながら、畠の水稲下落に耕作をやめ果樹園などに転換する者、保全管理を行なう者、圃場管理でなくする者等がいる。現在の中山間地域等直接支払制度は、耕作の水稲下落に耕作をやめ果樹園などに転換する者、保全管理を行なう者、圃場管理でなくする者等がいる。現在の中山間地域等直接支払制度は、耕作の水稲下落に耕作をやめ果樹園などに転換する者、保全管理を行なう者、圃場管理でなくする者等がいる。	現行の中山間地域等直接支払制度は平野部での所持格差を正す目的に実施されており、水田甲中の制度になっている。しかしながら、畠の水稲下落に耕作をやめ果樹園などに転換する者、保全管理を行なう者、圃場管理でなくする者等がいる。現在の中山間地域等直接支払制度は、耕作の水稲下落に耕作をやめ果樹園などに転換する者、保全管理を行なう者、圃場管理でなくする者等がいる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	
R4	209	02.農業・ 農地	都道府県 富山県	農林水産省	B. 地方 に対する 規制緩 和	農業振興地域の整備に関する 法律施行令(昭和44年政令第 254号)第10条第1項第4号	農業振興地域の整備に関する 法律施行令(昭和44年政令第 254号)第10条第1項第4号	農業地区域内における土地の用途区分の変更に係る 農業振興地域整備計画の変更について、現状では1-1 クターを超えない場合「軽微な変更」が可能とされて いるが、「軽微な変更」を可能とする面積を2-1クター までとする面積要件の緩和、または面積要件の撤 廃を求める。	農業地区域内における土地の用途区分の変更に係る 農業振興地域整備計画の変更について、現状では1-1 クターを超えない場合「軽微な変更」が可能とされて いるが、「軽微な変更」を可能とする面積を2-1クター までとする面積要件の緩和、または面積要件の撤 廃を求める。	現状では農業地区域内における土地の用途区分の変更に係る農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「法律施行令」という。)第10条第1項第4号において1-1クターを超えない場合は「軽微な変更」(※)で可能とされている。 ※軽微な変更:更に際の県の同意、及び計画案の公告範囲及び異議申出期間(45日)が不要であり、通常の計画変更に比べて手続きの簡素化及び迅速化が図れる。 (具体的な支障事項)	現状では農業地区域内における土地の用途区分の変更に係る農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「法律施行令」という。)第10条第1項第4号において1-1クターを超えない場合は「軽微な変更」(※)で可能とされている。 ※軽微な変更:更に際の県の同意、及び計画案の公告範囲及び異議申出期間(45日)が不要であり、通常の計画変更に比べて手続きの簡素化及び迅速化が図れる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	210	07.産業振 興	都道府県 山口県、中国地 方知事会、九州 地方知事会	警察庁	A. 権限 移譲	中小企業等協同組合法施行令 第32条、中小企業団体の組織 に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立 認可等に関する事務の 都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく以上の都道府県の 区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変 更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に對 する処分等の事務について、警察庁から都道府県へ権 限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事務が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要し た例では、ハチンホール事業、自動車学校事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定められる事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けたことからまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行なわなければならず、県内活動地区に対する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管部分の認可実績は、過去3年間で0件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省(経済産業省)及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管部分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うこととなつた。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事務が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要し た例では、ハチンホール事業、自動車学校事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定められる事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けたことからまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行なわなければならず、県内活動地区に対する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管部分の認可実績は、過去3年間で0件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省(経済産業省)及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管部分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うこととなつた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	
R4	211	07.産業振 興	都道府県 山口県、中国地 方知事会、九州 地方知事会	金融庁	A. 権限 移譲	中小企業等協同組合法施行令 第32条、第33条、中小企業団体の組織 に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立 認可等に関する事務の 都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく以上の都道府県の 区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変 更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に對 する処分等の事務について、地方財務局から都道府県へ権 限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事務が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要し た例では、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定められる事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることが遅れる間に過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行なわなければならず、県内活動地区に対する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管部分の認可実績は、過去3年間で0件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省(経済産業省)及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管部分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うこととなつた。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事務が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要し た例では、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定められる事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることが遅れる間に過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行なわなければならず、県内活動地区に対する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管部分の認可実績は、過去3年間で0件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省(経済産業省)及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管部分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うこととなつた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	
R4	212	07.産業振 興	都道府県 山口県、中国地 方知事会、九州 地方知事会	義務者	A. 権限 移譲	中小企業等協同組合法施行令 第32条、中小企業団体の組織 に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立 認可等に関する事務の 都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく以上の都道府県の 区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変 更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に對 する処分等の事務について、内閣府から金融庁に権限を委託されたものに限り について、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事務が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要し た例では、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定められる事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることが遅れる間に過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行なわなければならず、県内活動地区に対する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管部分の認可実績は、過去3年間で0件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省(経済産業省)及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管部分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うこととなつた。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事務が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要し た例では、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定められる事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることが遅れる間に過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行なわなければならず、県内活動地区に対する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方財務局所管部分の認可実績は、過去3年間で0件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省(経済産業省)及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管部分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うこととなつた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【総務省】 (1) 地方交付税法(昭25法121)及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平11法17) 地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達日については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日程とする。	—	地方交付税交付金及び地方特例交付金に係る示達日については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和4年6月定期交付分の支払い以降、可能な限り時間に余裕を持って支払に関する事務を処理することができる日程を設定している。	—	—	総務省自治財政局交付税課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
4【警察庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭22法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、内閣総理大臣の所管に属するものうち国家公安委員会の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 4【警察庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181) 国家公安委員会の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年内に移譲する。 事務の区分、個別に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 国家公安委員会の事務・権限のうち、施行令5項及び6項において、外務省、農林水産省、経済産業省又は国土交通省から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年内に移譲する。 事務の区分、個別に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。	事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。	【警察庁】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_210	警察庁長官官房企画課
4【金融庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 中小企業等協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務・権限であって、内閣総理大臣から金融庁長官に委任されるもののうち財務局長又は財務支局長に委任される事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等のうち金融庁長官の所管に属するものに係る内閣総理大臣の事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 4【金融庁】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181) 金融庁の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年内に移譲する。 事務の区分、個別に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 金融庁の事務・権限のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年内に移譲する。 事務の区分、個別に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。	事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。	【金融庁】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_211	金融庁企画市場局秘書課
4【総務省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって総務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 4【総務省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181) 総務省の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年内に移譲する。 事務の区分、個別に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 総務省の事務・権限のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年内に移譲する。 事務の区分、個別に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。	事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。	【総務省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_212	総務省自治行政局行政課 総務省情報流通行政局秘書課 総務省総合通信基盤局データ通信課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度 管 理	分 野	提案団体 の属性	提案 事項 の属性	関係府省	提 案 方 式	提 案 事 項 の 内 容	具体的な支障事例	提案事 業 方 式 の 概 要 説 明		
R4	213	07.産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	法務省	A.権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、法律事務所事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定めている事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅延する。また、事業協同組合は各省庁に対し手続を行わなければならず、県内を活動する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における法務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で7件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行なうことができない。 こうした状況に鑑み、法務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	
R4	214	07.産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	文部科学省	A.権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、各種学校事業、宗教事業、スポーツ施設提供事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定めている事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅延する。当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続を行わなければならず、県内を活動する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における文部科学省所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行なうことができない。 こうした状況に鑑み、文部科学省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	
R4	215	07.産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	厚生労働省	A.権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、労働者派遣事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定めている事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅延する。当該組合員が、組合加入による利益を含むるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続を行わなければならず、県内を活動する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における厚生労働省所管分の認可等の実績は、過去3年間で9件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行なうことができない。 こうした状況に鑑み、厚生労働省が所管する事業(移譲済みの地方厚生局所管事業を除く)を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	
R4	216	07.産業振興	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	環境省	A.権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、一般廃棄物処理事業、並みん動物飼育事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定めている事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3ヶ月要するため組合員の新規加入手続が遅延する。当該組合員が、組合加入による利益を含むるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続を行わなければならず、県内を活動する組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方環境事務所所管分の認可等の実績は、過去3年間で9件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行なうことができない。 こうした状況に鑑み、地方環境事務所が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	
R4	217	05.教育・文化	指定都市	横浜市	文部科学省	B.地方に対する規制緩和	文化財保護法第35条、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金に対する国庫補助金の交付手続	指定文化財修繕等に対する国庫補助金の交付先拡大	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金について、文化財の指定管理者である公益財団法人を申請者とし、国から法人に直接補助金を交付することを可能にする。	重要文化財帆船日本丸の文化財的価値を保つ目的で行なわれる修繕については、国庫補助金を活用しているが、木材等の加工等に数年間を要する修繕は、予算年度主義である地方自治体の予算にはなじみにくい。そのため、指定管理者である公益財団法人を申請者として、同法人が集めた寄附金をもって国庫補助金を申請しようとしたが、所有者ではないため認められなかった。

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年:付記なしのもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
4【法務省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって法務省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「令5>」 4【法務省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 法務省の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 法務省の事務・権限のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。	事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。	【法務省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_213	法務省民事局民事第二課司書士土地家屋調査士係 法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第一係
4【文部科学省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって文部科学省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「令5>」 4【文部科学省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 文部科学省の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 文部科学省の事務・権限のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。	事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。	【文部科学省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_214	文部科学省大臣官房統務課兼行政改革推進室
4【厚生労働省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、厚生労働省が所管する職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「令5>」 4【厚生労働省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 厚生労働省の事務・権限(職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限)のうち、施行令30条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 厚生労働省の事務・権限(職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限)のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。	事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。	【厚生労働省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_215	厚生労働省職業安定局需給調整事業課
4【環境省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協同組合等であって環境省の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「令5>」 4【環境省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 環境省の事務・権限のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 環境省の事務・権限のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の閣与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。	事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、政令を改正し、令和6年12月28日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。	【環境省】中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年12月27日政令第399号)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_216	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(闇議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(闇議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (33) 薬剤師法(昭35法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できることにより不在となる場合に、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、以下の措置を講ずる。 ・離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令4厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長)について、「離島等の診療所」には、「過疎地及びべき地等の医師不足の地域の診療所」が含まれることを明確化し、地方公共団体に周知する。 【措置済み】(令和4年10月7日 全国薬務主管課長協議会)	—	「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号・板政総発0323第3号)における過疎地、べき地の取扱いについて、「離島等の診療所」には「過疎地及びべき地等の医師不足の地域」も含まれることを薬務主管課長協議会において説明し、その後メールでも内容を周知した。	—	—	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
5【国土交通省】 (18) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (i) 工業団地造成事業に関する都市計画法において定める「宅地の利用計画」については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、令和5年4月17日開催の令和5年度全国都市計画主管課長会議において周知した。 (ii) 工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。 (iii) 工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更(都市計画法63条)については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。	—	(i) 工業団地造成事業に関する都市計画法において定める「宅地の利用計画」については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、令和5年4月17日開催の令和5年度全国都市計画主管課長会議において周知した。 (ii) 工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、令和5年4月17日開催の令和5年度全国都市計画主管課長会議において周知した。	【国土交通省】「令和5年度全国都市計画主管課長会議資料」(令和5年4月17日開催) https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_220	国土交通省都市局都市計画課、市街地整備課	
5【国土交通省】 (18) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (i) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律(昭39法145)) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律(昭39法145)) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律(昭39法145)) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律(昭39法145)) (ii) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏近郊整備法22条及び近畿圏近郊整備法31条)については、令和4年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	造成工場敷地の譲受人の資格については、製造工場等を自ら建設しつつ当該施設を賃貸する者等も含まれることを明確化し、都府県及び政令市に対して事務連絡を発出しした。 (10) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律(昭39法145)) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律(昭39法145)) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律(昭39法145)) (iii) 造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏近郊整備法22条及び近畿圏近郊整備法31条)については、令和4年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】(令和5年8月28日付け国土交通省国土政策局広域地方政策課事務連絡)	【国土交通省】「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(令和5年8月28日付け国土交通省国土政策局広域地方政策課事務連絡) https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_221	国土交通省国土政策局広域地方政策課	
5【国土交通省】 (23) 土地利用計画法(昭49法92) (iv) 土地利用審査会(39条)の運営については、類似の審査会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた対応が可能な旨を、土地利用審査会の運営を効率化している取組事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	—	土地利用審査会の効率的な運用の参考と並ぶように、類似の審査会等と統合して運用を行うこと、書面やオンラインによる開催を行うこと及び委員の任期を長期間とすることが可能であることについて、取組事例と併せて、都道府県及び指定都市に通知した。	【国土交通省】「国土利用計画法に基づく土地利用審査会の運営について」(令和5年3月22日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡) https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teisanbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_222	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野 の属性	提案団体 の属性	関係省 府	提案 機関	提案 事項 (重複)	提案 方針	提案事項 (重複)	求めら る措置の具 体的内容	具体的な支 障事例	提案半 年に おける終 了率 (重複)										
R4	223	03.医療・福祉	施行特例市	茅ヶ崎市、福島県、閑市	厚生労働省	国民健康保険法第6条、国民健康保険における「世帯主」の規定について(平成13年12月25日) (保発第291号) (都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知)	B 地方 に対する 規制緩 和	国民健康保険法第6条、国民健康保険における「世帯主」の規定について(平成13年12月25日) (保発第291号) (都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知)	次の①または②を実施することにより、世帯主に支払能力がなく国民健康保険に加入している世帯員に支払能力がある場合に、世帯員から徴収することを可能にするよう改める。 ①国民健康保険法における納付義務者については世帯主とされているが、世帯主を付めた加入者全員に連帯して納付義務を負わせる ②国民健康保険法における「世帯主」の取扱いについて(平成13年12月25日) (保発第291号)により、擬制世帯主について「世帯主の変更を希望する場合、擬制世帯主の届出を得て、改めて国民健康保険における世帯主の変更を可能とする」という規定がある場合に、変更可能とする。	国民健康保険法第6条により、保険料は被保険者の属する世帯の世帯主から徴収することとなっており、滞納処分の対象も世帯主である。このため、世帯員に收入があるにも関わらず世帯主が年金受給者や収入がない者にになっている場合等、世帯主に滞納処分の対象となる財産がなく時効の完成による不納欠損として処理せざるを得ないこととなり、国民全員が公平に保険料を負担することで成立している本制度の根幹に関わる部分に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html										
R4	224	12.その他	施行特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	住民基本台帳法第17条、第30条の10、第30条の12、戸籍法第27条の3	B 地方 に対する 規制緩 和	住民基本台帳法第17条、第30条の10、第30条の12、戸籍法第27条の3	戸籍事務において現住所等の本人確認情報を検査するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができる必要な措置を講ずること。	【支障事例】 住民基本台帳法の本人確認情報の検査ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市でも130件以上ある戸籍の届出に住戸の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために市町村へ向かうため電話で記載内容の照会をしなくてはならない。また市町村を置いている者の本籍地市町村からの照会に回答しなくてはならない。 【制度改正の必要性】 住民票では、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しかどうかが確認ができるにも関わらず、全国の市町村が住所地市町村へ向かうため電話照会を行っている。また戸籍の届出先の市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票の検索や取り扱いが市町村の電話番号であるの確認とともに事務処理が発生している。これにより日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用できることことで解決される。 【支障の解決策】 住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用できることことで解決される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html										
R4	225	12.その他	施行特例市	茅ヶ崎市	総務省、法務省	住民基本台帳法第9条第2項、第56条第1号、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減	B 地方 に対する 規制緩 和	住民基本台帳法第9条第2項、第56条第1号、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減	戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第8号、第58条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	【執行制度について】 戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。 【支障事例】 戸籍の届出を受付した市町村は住所地市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を付送する必要があるが、当市では戸籍の届出を受付してから決裁するまでに最低数日、長くて2週間程度時間が掛かるため、戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をするまでに必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する手業が発生し、1件あたり20分程度余計に処理時間を要している。 【制度改正の必要性】 戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全国の市町村において戸籍の届出を受付した市町村へ電話照会を行っている。電話照会を行っている市町村は、各市町村で戸籍の届出を受付するため電話がつかない、こじら多く、世帯主氏名の確認ができないまま、世帯主氏名の情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、市町村に住む者がいる者から当市に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をするまでに必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する手業が発生している。これにより日々無駄な時間と時間を多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認しないといつ住民票を取得してもらう必要があり、住民票が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の「通知を受け付ける住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、当市では住所地市町村に世帯主氏名を通知し、記載しておらず、戸籍の届出を受け付ける際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。 【支障の解決策】 戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号の世帯主の氏名を記載事項とする号を削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html										
R4	226	12.その他	施行特例市	茅ヶ崎市	総務省	情報通信技術の活用による行政手続等による利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信技術の利用による行政手続等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条第1項及び第3項に規定しているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止	B 地方 に対する 規制緩 和	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信技術の利用による行政手続等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条第1項及び第3項に規定しているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止を求める。	マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行又は交付を行わないこととされたために、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存続していることから、当市では毎日、1件あたり1分掛かり通知カード管理簿への入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理をしなくてはならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付業務や交付前設定処理業務に支障をきたしている。	マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行又は交付を行わないこととされたために、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存続していることから、当市では毎日、1件あたり1分掛かり通知カード管理簿への入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理をしなくてはならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付業務や交付前設定処理業務に支障をきたしている。 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html											
R4	227	12.その他	施行特例市	茅ヶ崎市	法務省	戸籍事務取扱準則第55条	B 地方 に対する 規制緩 和	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。	戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く)が規定されているため、全て電子メールで通知され電子化されていても開けず全紙で印刷し縫つっている。また、法務局による現地指導において、(9)(21)に該当する書類は全て紙で印刷し収録番号を取得して保存するように指摘を受けていた。市町村が開けず全紙で印刷しないかの確認など、事務処理が発生している。これらにより日々無駄な時間と時間を多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認しないといつ住民票を取得してもらう必要があり、住民票が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の「通知を受け付ける住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、当市では住所地市町村に世帯主氏名を通知し、記載しておらず、戸籍の届出を受け付ける際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。 【支障の解決策】 戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることを明確化することで解決する。	戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く)が規定されているため、毎年200件近くある法務局からの通知を添付する紙を含め紙で印刷している。 【制度改正の必要性】 当市では支所、出張所窓口でも法務局から戸籍事務取扱準則第55条に基づき、紙での保管を法務局から求められているため、法務局からの通知を全て印刷し、毎年数千枚以上の紙を保管しており、印刷する時間及び保管管理の事務負担が多く、対応に苦慮している実態がある。昨年度も管轄の支局に相談したが、戸籍事務取扱準則第55条が改正されない限り紙での保管を求める運用に変動がない旨の回答があつた。 【支障の解決策】 当該旧氏方の者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をい。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書類を添付して削除する。	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることを明確化することで解決する。 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html									
R4	228	12.その他	施行特例市	茅ヶ崎市	総務省	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条	B 地方 に対する 規制緩 和	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項に於ける戸籍の記載事項における流用の認容	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入と設置」に於ける交付決定(令和3年7月27日付け)後、運送など入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たす車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業の中止し、交付金充当額を減額する事が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用する事が認められていないことから、下期申請として12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハート事業を公募設計し、臨時会議を開催して補正予算の可否を受けることによって、手順で対応することができた。 例年、上期申請において交付限度額の上限で充当できる金額を立て、進捗管理に万全を期しているところである。電源や地域地盤に対する交付金のうち4～5ヶ月の事業着手が可能でないものの比較すると、本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。	戸籍情報連携システムの設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から東海地方公共団体に所定の金額が交付し市町村にあつては都道府県を経由した間接交付されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16～5/31、下期:10/16～10/31)で行われている。 当町では、令和3年における交付対象事業の一つとして「消防ポンプ自動車の購入

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管 理	分野 の属性	提案主体 (団体)	関係省 府	提案 方 法	提案 方 法	提案事 項 の属性	求める措 置の具体的 な内容	具体的な支障事例			提案中における最終的な 支障結果(既定)
								支障事例	支障事例	支障事例	
R4 230	07.産業振興	都道府県 福井県	経済産業省	B. 地方 に対する 規制緩 和	中小企業における経営の承継 の円滑化に関する法律第12条 第7条、第12条、第13条 の見直し	中小企業経営承継円滑化法に係る事務について、国 から都道府県への施設移設及びこれまでの制度改 正により、都道府県の事務量が増加している。 については、令和3年度に制度追加がされた所在不明 株主に関する会社法の特例はじめとする、都道府県 が行う認定や報告審認事務における必要書類を削減 し、手続きの簡素化を行うことを求める。	【現行制度について】 平成29年度に中小企業経営承継円滑化法(以下「円滑化法」という。)の事業承継税制及び金融支援の認定事務が国から都道府県に移譲された。平成30年度以降、事業承継税制制度が逐次、拡充されるとともに、令和2年度には金融支援の制度拡大、令和3年度には所在不明株主に関する会社法の特例制度が新設された。 【支障事例】 上記制度改正に伴い、都道府県の認定事務等が大幅に増加しており、効率的な業務遂行に支障が生じている。下記に例として挙げている事業承継税制の認定や金融支援の認定に係る事務については、審査や書類準備による再提出依頼、再提出書類の検査等を経て、1件あたり3~4時間の作業時間を要している。また、認定後の年次報告については、認定後5年間継続して提出されるため、認定件数の過年度累 計が年々増加するため、事務量が年々増加している状況である。 （例）事業承継税制の認定数：平成20～平成29年度 8件 平成30～令和1年度 58件 平成30～令和2年度 0件 平成30～令和3年度 4件	【制度改正の必要性】 都道府県の認定事務が大幅に増加しているため、必要書類の削減や手続きの簡素化を行うことで支障が解決するに考える。 【支障の解消策】 事業承継税制、金融支援、所在不明株主に関する会社法の特例における、都道府県が行う認定や報告審認事務に係る必要書類の削減し、手続きの簡素化を行うことで支障が解決するに考える。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html		
R4 231	03.医療・ 福祉	指定都市 浜松市	内閣府、文 部科学省、厚 生労働省	A.権限 移譲	医療前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律(認定こども園 法)、就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律施行規 則、子ども・子育て支援法、子 ども・子育て支援法施行規則、 児童福祉法、児童福祉法施行 規則	医療開設施設・事業の 変更届出事項に当該事 業の認可等の権限を有する 者が条例等で定め ができるようにする こと	認定こども園、保育所、地域型保育事業、小規模保育事業(事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに�し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとしている事項 認定こども園、保育所、地域型保育事業に係る法令においてそれが規定されている。 保育開設施設は3つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令に規定された事項をそれぞれ届け出る必要があることから、事業者等に おいては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要が生じるなど負担が大きくなり、加えて、届出されや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地 方自治体が把握する必要の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担がない。	認定こども園、保育所、地域型保育事業、小規模保育事業(事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに�し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとしている事項 認定こども園、保育所、地域型保育事業に係る法令においてそれが規定されている。 保育開設施設は3つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令に規定された事項をそれぞれ届け出る必要があることから、事業者等に おいては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要が生じるなど負担が大きくなり、加えて、届出されや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地 方自治体が把握する必要の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担がない。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html		
R4 232	03.医療・ 福祉	指定都市 浜松市	文部科学省	B. 地方 に対する 規制緩 和	認定こども園施設整備交付 金交付要綱第3条	認定こども園施設整備交付 金を間接補助から直接補助 に変更することを求める。	認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直 接補助に変更することを求める。	認定こども園の幼稚園機能部分等(活用する)「認定こども園施設整備交付金」については、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直 接補助に変更することを求める。 一方で、認定こども園の保育機能部分等(活用する)「保育所等整備交付金」については、既にから市町村への直接補助が行われており、都道府県の予算化や補助金交付要綱に縛られることがなく事 業の運営が可能である。 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、現在設立が検討されていること家庭への移管が予定されている。この機会に、両交付金が国から政令指定都市等への直接補助と なり、取り扱いにすることを求める。	認定こども園の幼稚園機能部分等(活用する)「認定こども園施設整備交付金」については、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直 接補助に変更することを求める。 一方で、認定こども園の保育機能部分等(活用する)「保育所等整備交付金」については、既にから市町村への直接補助が行われており、都道府県の予算化や補助金交付要綱に縛られることがなく事 業の運営が可能である。 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、現在設立が検討されていること家庭への移管が予定されている。この機会に、両交付金が国から政令指定都市等への直接補助と なり、取り扱いにすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	
R4 233	12.その他	中核市 尼崎市、宮城県 神奈川県	総務省	B. 地方 に対する 規制緩 和	地方自治法第252条の27、252 条の37	内部統制制度導入に伴 う包括外部監査の彈 力的な取扱いについて	内部統制制度導入した地方公共団体において、包 括外部監査と地方公共団体が事前に協議し、双方 の合意を得た場合には包括外部監査における監査項目 を地方公共団体が任意で設定できるよう制度改正を 求める。	制度改正の必要性】 当市では、外部監査委員会も含む監査委員会を2名とも民間から選任するなど、これまでにも監査機能の充実に努めてきたなか、このたび、中核市においては努力義務である内部統制制度を導入することとした。し かし、事務負担が過剰になり、取組機能化(作業化)をすることになれば、内部統制は、それらの問題意識のもと、実効性のある構築を目指しており、内部統制を推進していくツールの1つとして包括外部監査を活用できれば効率的、効果的と考えるが、地方自治法では、包括外部監査人が監 査項目を選定する規定は存在していることから、市が監査監査を第3のに運用できない。 【支障の解消策】 内部統制の推進とともに必要な顧問したく課題等にに対して重点的に監査を実施する上が効率的、効果的であることに加え、内部統制制度において抽出したリストへの対応策のひとつとして監査を組み込むことも考 えられることがあり、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合、市が監査項目を任意で設定できるよう地方自治法を改正いたたき。	制度改正の必要性】 当市では、外部監査委員会も含む監査委員会を2名とも民間から選任するなど、これまでにも監査機能の充実に努めてきたなか、このたび、中核市においては努力義務である内部統制制度を導入することとした。し かし、事務負担が過剰になり、取組機能化(作業化)をすることになれば、内部統制は、それらの問題意識のもと、実効性のある構築を目指しており、内部統制を推進していくツールの1つとして包括外部監査を活用できれば効率的、効果的と考えるが、地方自治法では、包括外部監査人が監 査項目を選定する規定は存在していることから、市が監査監査を第3のに運用できない。 【支障の解消策】 内部統制の推進とともに必要な顧問したく課題等にに対して重点的に監査を実施する上が効率的、効果的であることに加え、内部統制制度において抽出したリストへの対応策のひとつとして監査を組み込むことも考 えられることがあり、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合、市が監査項目を任意で設定できるよう地方自治法を改正いたたき。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	
R4 234	12.その他	都道府県 秋田県、福井県、 山形県、宮城県、 岩手県	内閣府	B. 地方 に対する 規制緩 和	地域女性活躍推進交付金 の採択において、地方公共 團体の制度化により、複数 年度の計画期間を認め ること及び交付要件の緩 和	地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共 團体の制度化により、地域の実情に応じた実効性 の取組を実現するため、複数年度の計画期間を認め ること及び交付要件の緩和	地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共 團体の制度化により、地域の実情に応じた実効性 の取組を実現するため、複数年度の計画期間を認め ること及び交付要件の緩和	地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共 團体の制度化により、地域の実情に応じた実効性 の取組を実現するため、複数年度の計画期間を認め ること及び交付要件の緩和	地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共 團体の制度化により、地域の実情に応じた実効性 の取組を実現するため、複数年度の計画期間を認め ること及び交付要件の緩和	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka_yosan.html	
R4 235	03.医療・ 福祉	都道府県 秋田県、青森 県、岩手県	厚生労働省	B. 地方 に対する 規制緩 和	「児童福祉法による児童入所利 用申請手続の簡易化並 びに申請手続の利用する場合に かかる費用の算定」(厚生労 働省令第86号)第4条の 支弁額の算式及び支弁の方 法2種類費等の費用の使途及び 各月の支弁額の算式(「里親に 委託されている児童が保育所 へ入所する場合等の取扱いに ついて」(平成18年8月1日付 け児童家庭令第1回令に「里親に 委託されている児童が保育所 へ入所する場合等の取扱いにつ いて」)	里親委託されている未就学児の保育所利用する場合 の交付要件における支弁額の算定の見直し	児童福祉法による児童入所利 用申請手続の簡易化並 びに申請手続の利用する場合に かかる費用の算定について、支 弁額の算式及び支弁の方 法2種類費等の費用の使途及び 各月の支弁額の算式(「里親に 委託されている児童が保育所 へ入所する場合等の取扱いに ついて」(平成18年8月1日付 け児童家庭令第1回令に「里親に 委託されている児童が保育所 へ入所する場合等の取扱いにつ いて」)	児童福祉法による児童入所利 用申請手続の簡易化並 びに申請手続の利用する場合に かかる費用の算定について、支 弁額の算式及び支弁の方 法2種類費等の費用の使途及び 各月の支弁額の算式(「里親に 委託されている児童が保育所 へ入所する場合等の取扱いに ついて」(平成18年8月1日付 け児童家庭令第1回令に「里親に 委託されている児童が保育所 へ入所する場合等の取扱いにつ いて」))	児童福祉法による児童入所利 用申請手続の簡易化並 びに申請手続の利用する場合に かかる費用の算定について、支 弁額の算式及び支弁の方 法2種類費等の費用の使途及び 各月の支弁額の算式(「里親に 委託されている児童が保育所 へ入所する場合等の取扱いに ついて」(平成18年8月1日付 け児童家庭令第1回令に「里親に 委託されている児童が保育所 へ入所する場合等の取扱いにつ いて」))	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka_yosan.html	
R4 236	09.土木・ 建築	都道府県 秋田県、岩手 県、福井県、 湯沢市、鹿角 市、由利本庄 市、湯上川市、 大仙市、仙北市、 三種町、八郎 潟町、東成瀬 村、八王子市、 新潟県、高知県	国土交通省	B. 地方 に対する 規制緩 和	社会資本整備総合交付金 システム名称「社会資本 整備総合交付金システム (SCMS)」	社会資本整備総合交付 金システム名称「社会資本 整備総合交付金システム (SCMS)」等の更なる改 善	社会資本整備総合交付 金システム名称「社会資本 整備総合交付金システム (SCMS)」等の更なる改 善	支障事例は数多くあり、全ての事項についての説明は困難であるが、次のよう支障事例が存在する。 1.予算要旨手続において、前年度及び前年度の予算分配額等を入力するが、前年度等の交付申請や完了実績、前年度等の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されている のにのみみらず、自動反映されないため、再度入力が必要となる。このよう支障事例は、いずれの申請手続においても同様であり、特に簡単な改修が必要となる。 2.都道府県は市町村からの申請及び問い合わせに応じなければならないが、システムについて説明や研修等を受けておらず手探りで応答しており、事務負担が過大となっている。「ある質問」は、各団体からの問 合せ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に応対可能な国への問合せ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間は事務が停滞す る。 3.作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力があるが、左端に表示される要素案名が固定されていないため、入力画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀 なさざる。 4.各申請に手続において同一の数値を入力する事項がある。一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要である。 5.実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内調表についての手順を説明されなければならないが、システムについて説明や研修等を受けておらず手探りで応答しており、事務負担が過大となっている。「ある質問」は、各団体からの問 合せ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に応対可能な国への問合せ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間は事務が停滞す る。 6.システムで表示されている入力欄の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。 7.完了予定期月欄がカレンダーからの選択方式となっており、別要素案名の欄へのコピー・アンド・ペーストが出来ないため、操作性が非常に悪い。	支障事例は数多くあり、全ての事項についての説明は困難であるが、次のよう支障事例が存在する。 1.予算要旨手続において、前年度及び前年度の予算分配額等を入力するが、前年度等の交付申請や完了実績、前年度等の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されている のにのみみらず、自動反映されないため、再度入力が必要となる。このよう支障事例は、いずれの申請手続においても同様であり、特に簡単な改修が必要となる。 2.都道府県は市町村からの申請及び問い合わせに応じなければならないが、システムについて説明や研修等を受けておらず手探りで応答しており、事務負担が過大となっている。「ある質問」は、各団体からの問 合せ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に応対可能な国への問合せ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間は事務が停滞す る。 3.作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力があるが、左端に表示される要素案名が固定されていないため、入力画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀 なさざる。 4.各申請に手続において同一の数値を入力する事項がある。一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要である。 5.実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内調表についての手順を説明されなければならないが、システムについて説明や研修等を受けておらず手探りで応答しており、事務負担が過大となっている。「ある質問」は、各団体からの問 合せ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に応対可能な国への問合せ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間は事務が停滞す る。 6.システムで表示されている入力欄の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。 7.完了予定期月欄がカレンダーからの選択方式となっており、別要素案名の欄へのコピー・アンド・ペーストが出来ないため、操作性が非常に悪い。	https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省庁におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【経済産業省】 (8)中小企業における経営の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制及び金融支援に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和5年度中にホームページで周知する。	<令5> 5【経済産業省】 (8)中小企業における経営の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制及び金融支援に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和5年度中にホームページで周知する。	令和4年12月に「経営承継円滑化法申請マニュアル【相続税、贈与税の納税猶予制度の特例】」等を、令和6年3月に「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル「金融支援」」を改訂した上で、制度利用者に対して中小企業庁のHPにて公表するとともに、各経済産業局を通じて、変更の旨を都道府県に周知した。	経済産業省】経営承継円滑化法申請マニュアル「相続税、贈与税の納税猶予制度の特例」(令和4年12月版改定) 【経済産業省】中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル「金融支援」(令和6年3月)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#4_230	中小企業庁事業環境部財務課
5【内閣府(1)】文部科学省(2)】厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、事業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和5年度中にホームページで周知する。	--	事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に対して通知した(「児童福祉法等に規定する変更届出事項に関する一覧表について」(令和5年6月8日付こども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡))。 なお、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえた点検の検討を行ない、地方公共団体からの意見を踏まえ、各届出事項については見直しを行わないこととした。	こども家庭庁】文部科学省】児童福祉法等に規定する変更届出事項に関する一覧表について」(令和5年6月8日付こども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡) 【こども家庭庁】文部科学省】「児童福祉法等に係る施設及び事業等の変更届出等における届出事項等の見直しに係る調査について」(令和6年3月5日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#4_231	こども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
5【文部科学省】 (20)認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【こども家庭庁】 (18)認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金については、令和5年度から保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村への直接交付する。 【措置済み(令和5年8月22日付けこども家庭庁長官通知)】	両交付金を一本化し、認定こども園の幼稚園機能部分についても国から都道府県を介した間接補助から地方自治体への直接補助にすることとした交付要綱を発出した。	こども家庭庁】「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」(令和5年8月22日付けこども家庭庁長官通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#4_232	こども家庭庁成育局保育政策課
--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--
5【国土交通省】 (34)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、令和4年度中に社会資本整備総合交付金システムを改修し、操作性等を改善する。	--	社会資本整備総合交付金システムにおいて、予画面を表示させた入力方法の選択を可能にした上で、入力必須項目欄/入力任意項目欄を明確化する改修を実施。 目付項目について直接入力及びコピー・貼り付けによる入力を可能にする改修を実施。	--	--	国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省庁におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【経済産業省】(2)【国土交通省(14)】 ガス事業法(昭39法51)、電気事業法(昭39法170)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報等について、空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報を明確化し、供給事業者及び市町村(特別区を含む。)に令和4年度中に通知する。	電気又はガスの供給事業者等の保有する契約情報等については、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づき、市町村長(特別区の区長を含む。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報を明確化し、供給事業者及び市町村(特別区を含む。)に令和4年度中に通知する。	電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等については、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき各事業者への提供依頼について(情報提供)。(令和5年3月29日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室事務連絡)	【経済産業省】電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき各事業者への提供依頼について(情報提供)。(令和5年3月31日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_237	資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室・電力・ガス事業部電力産業・市場室 国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【国土交通省】 (19)豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」(令3国土交通省)において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱(令3国土交通省)において、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【国土交通省】 (11)豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73) 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱(令3国土交通省)において、市町村が主体となり計画を作成し、道府県ではなく市町村が主体となり計画を作成し国土交通省に提出することも可能とした。	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱(令3国土交通省)において、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【国土交通省】豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱及び豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱の改正について(令和5年3月14日付け国土交通省国土政策局長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_239	国土交通省国土政策局地方振興課
5【文部科学省】 (12)子どもの読書活動の推進に関する法律(平13法154) 都道府県子ども読書活動推進計画(9条1項)及び市町村子ども読書活動推進計画(9条2項)の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることができることを明確化し、地方公共団体に令和4年内に通知する。	合和4年12月28日付けの事務連絡「都道府県及び市町村における子供読書活動推進計画」の策定等について(周知)において、地方公共団体の判断により、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることができるることを明確化し、地方公共団体に通知した。	合和4年12月28日付けの事務連絡「都道府県及び市町村における子供読書活動推進計画」の策定等について(周知)において、地方公共団体の判断により、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることができるることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】都道府県及び市町村における子供読書活動推進計画の策定等について(令和4年12月28日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_240	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
5【総務省】 (3)調査・照会(一斉調査)システム 県が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知する。 【措置済み(令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)】	県が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知する。	県が地方公共団体に対し調査を行う場合には、地方公共団体の負担軽減の観点から、調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施するよう促すため、関係府省に通知した。	【総務省】調査・照会(一斉調査)システムの利用について(周知) (令和4年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_241	総務省地域力創造グループ地域政策課
5【農林水産省】(4)【国土交通省(11)】 国土調査法(昭26法67) 農地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林大臣等へ申請する。農林水産大臣より国土交通大臣の承認(19条7項)を得た上で、その成果と地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」(昭56農林水産省農地改良改善局)を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。	都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とした。	都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とした。	【農林水産省】国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通知(令和5年4月1日最終改正))	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_242	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (1)私人に支出の事務を委託することができる経費(施行令165条の3第1項)については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住専用地域等に存する施設に係る用途変更の許可については、施設の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するため許可した事例を収集し、地方公共団体に通知した。	用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住専用地域等に存する施設に係る用途変更の許可については、施設の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するため許可した事例を収集し、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】施設の用途変更に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の事例について(令和5年1月19日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_244	国土交通省住宅局市街地建築課
5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法20) (1)用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住専用地域等に存する施設に係る用途変更の許可については、施設の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するため許可した事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	既存の公團利用者又は専用的な公團利用者の利便の確保等に資するものであれば、市郡公團の利用を主とする施設として認められ、市郡公團法における公團施設としてシェアサイクルボートの設置が可能であることを明確化し、周知した。 なお、「コミュニティサイクル」や「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を貸す事業の用に供されている自転車駐車場についても同様である。	既存の公團利用者又は専用的な公團利用者の利便の確保等に資するものであれば、市郡公團の利用を主とする施設として認められ、市郡公團法における公團施設としてシェアサイクルボートの設置が可能であることを明確化し、周知した。 なお、「コミュニティサイクル」や「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を貸す事業の用に供されている自転車駐車場についても同様である。	【国土交通省】市郡公團にシェアサイクルボートを設置する場合の取扱いについて(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)	https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_245	国土交通省都市局公園緑地・景観課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 事項	提案方合等	提案方合等	提案方合等	提案方合等	提案方合等	提案方合等	提案方合等	提案方合等	具体的な施策事例	提案中における最終的な 審査結果(結果)	
R4	252	06.環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B. 地方に対する規制緩和	地政課地盤変化対策の推進に関する法律第21条、気候変動適応計画第12条	地政課地盤変化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画とともに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。	地政課地盤変化対策実行計画に関する法律第21条に基づき、国の「地盤変化対策計画」に則して、都道府県及び市町村が定めるものと規定されている。気候変動適応計画は気候変動適応法第12条に基づき、国の「気候変動適応計画を策定するよう努力規定」が定められている。地方公共団体の計画は国の計画を基に各自治体の実情に合わせて策定する仕組みとなっているが、市町村で計画が重複する部分が多い。また、温室効果ガス削減については、エネルギー政策に大きく左右され、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策もしくはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自治体での計画に盛り込むのが難しい。計画策定に際し、目標値を定めるにあたっては各自治体がCO2排出量の詳細なデータを調査し、有識者などの専門家の意見を聞く必要があり、膨大な予算と事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html							
R4	253	06.環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B. 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条、神戸市廃棄物の適正化、再利用及び環境美化に関する条例第3条第1項	一般廃棄物処理計画の策定にあたり、指針の記載事項における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画における実施のため必要な事項について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)」から構成されている。また、それぞれ、ここに記載する部分(みことみ処理基本計画及びみことみ処理実施計画)と生活排水に関する市町村は、一般廃棄物の処理を実施する責任を有する者として、本指針等を参考しつつ、廃棄物処理法第5条の3に規定する廃棄物減量等を推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、「一般廃棄物処理計画を策定すること」となっており、当市においては環境保全審議会に諮問する形式で審議に時間を要し、策定までに2年を費している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html							
R4	254	06.環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B. 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条	分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止	リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするために必要不可欠である計画内に各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において得られる分別収集量を適合する割合を算出する方法を規定する(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式により代替措置が可能となるように計画を廃止。	容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する5ヵ年計画を定め、3年ごとに見直しをしなければならない。また、一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならぬ。環境省が定める「市町村分別収集計画策定の手引き」は94ページになり、排出見込み量等の算出方法などが細かく記載されており、策定に労力を費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html						
R4	255	06.環境・衛生	指定都市	神戸市	環境省	B. 地方に対する規制緩和	令和3年12月16日「令和4年環境循環型社会形成推進地域計画の提出について」環整第1523号	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。	市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等のために循環型社会形成推進交付金事業を実施するには、循環型社会形成推進地域計画の策定が要綱で定められている。環境省が定める「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」は67ページにわたり、記載事項が細かく定められているため策定に多大な事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html						
R4	256	08.消防・防災・安全	指定都市	神戸市	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条、第18条	交通安全計画の市町村に対する策定努力義務の廃止	交通安全計画にかかる法律上の努力義務規定を廃止し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと	交通安全対策基本法により、市町村は都道府県計画に基づく市町村交通安全計画(5年計画)の作成に努めることとし、この計画策定のために条例により市町村交通安全対策会議を設置することができるとしている。計画策定には、交通安全対策会議(委員約20名)への諮問やパブリックコメントなど、手続きに相当の時間と労力を要する。また、市町村交通安全計画は、県計画と重なる部分も多く、県計画に網羅されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html						
R4	257	05.教育・文化	指定都市	神戸市	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	食育基本法第18条	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	当市では多様な団体が食に関する課題や取組の方向性を共有し、地域社会に応じ、効果的に連携・協力して食育を推進していくために必要な計画として市町村食育推進計画を策定している。同計画の策定は目的的には努力義務とされているが、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)で策定率目標100%とされており、毎年、国土からも都道府県からも別々に計画策定状況の報告が求められている。しかし、現行計画の対象期間は基本的に状況が変わることはなく、毎年・全国一律での報告は不要であると考える。報告を求める項目を計画中やホームページに掲載している場合や現行計画の対象期間中は報告を不要とする旨を柔軟に対応求めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html						
R4	258	06.環境・衛生	指定都市	神戸市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	食品衛生法第24条、第70条	食品衛生監視指導計画の策定に係る弹性的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略可能とすること	食品衛生監視指導計画の策定に係る弹性的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略可能とすること。	食品衛生監視指導計画は都道府県等が、地域の実情を踏まえて、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導を効果的かつ効率的に行うことの目的として、年度ごとの計画として策定するものとされている。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならず、策定後、国に報告を求めるため、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html						
R4	259	03.医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	結核対策特別引進事業実施計画策定の廃止または簡素化	結核対策特別引進事業実施計画策定の廃止または簡素化	結核対策特別引進事業実施計画策定の廃止または簡素化	結核対策特別引進事業実施計画の策定は結核対策の推進に資することを目的とする「結核対策特別引進事業」の補助交付申請の要件とされている。申請においては交付申請が事業にかかる計画書だけでなく、当市の結核対策会議の年次年度計画書を作成しなければならない。2022年度(令和4年度)までは、厚生労働省の「結核に関する特定感染症予防指針」に基づいて以前に策定した「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(計画期間:2016年度～2022年度)があるが、結核対策特別引進事業実施計画は年年度の計画のため、本補助申請のためだけに年年度計画に作成しており、多大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html						
R4	260	08.消防・防災・安全	指定都市	神戸市	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第23号)第6条、社会資本整備総合交付金交付要綱	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求め	市町村における「耐震改修促進計画」の策定は法的義務ではない(耐震改修促進法第6条に上り努力義務)にも関わらず、社会資本整備総合交付金において事業主体である地方公共団体が定めた耐震改修促進計画における対象事業の要件とされている。一方、同交付金を充てて対象事業を実施しようとする場合は、耐震化促進事業の概要や目標を記載した、「社会資本整備総合計画」を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。以上により、耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的義務がなく、また内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html							
R4	261	12.その他	指定都市	神戸市	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	262	05.教育・文化	指定都市	神戸市	総務省	B. 地方に対する規制緩和	地域国際交流推進大綱の認定に関する指針、地域国際交流認定大綱及び自治体国際協定大綱、地域国際交流推進大綱及び民間国際交流団体の認定について	中核的民間国際交流組織の認定において地域国際交流推進大綱及び自治体国際協定大綱、地域国際交流推進大綱及び民間国際交流団体の認定について	中核的民間国際交流組織の認定において地域国際交流推進大綱及び自治体国際協定大綱、地域国際交流推進大綱及び民間国際交流団体の認定について	中核的民間国際交流組織の認定において地域国際交流推進大綱及び自治体国際協定大綱、地域国際交流推進大綱及び民間国際交流団体の認定において地域国際協定においては、当市の総合計画においても在住外国人との共生の推進を柱に位置付け、KPIを設定し、取り組んでいくこととしており、内容に重複が見られる。また、公益財團法人国際コミュニケーションセンターは当市の外部団体であり、地域国際化協会に対する国からの各種支援を受けることだけを目的に同大綱を策定していることは実質的な策定意義が薄く、非効率的な業務になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html						
R4	263	10.運輸・交通	指定都市	神戸市	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	地域公共交通確保推進事業費補助金の要件とし、補助対象となる運行系統にかかる具体的な地図における位置づけや、後述の運行系統毎の事業費補助金交付要綱	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 (団体)	関係府省	提案 方針	提案 方針	提案 方針	提案事項 方針	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における既終了の 競争封妻(既終了)
R4	264	01.土地利 用(農地除 く)	指定都市 神戸市	国土交通省	B 地方 に対する 規制級 和	都市計画法、都市再生特別措 置法	都市計画法、都市再生特別措 置法	立地適正化計画及び総合 交通政策の趣旨を都 市計画マスタープランに 統合するとともに、同計 画による補助金等制度 の運用を可能とするこ と	都市計画マスターPLANにおける趣旨を記載 しているが、各計画を統合していくことなど あわせて、都市計画マスターPLANの決定手続をもつ て、他の計画も決定したことなどと また、各計画を統合した都市計画マスターPLANをもつ て、補助金等の制度を運用可能とすること	都市計画マスターPLANにおいては、都市計画の方針を定めるうえで、土地利用や都市交通、自然環境等に関する現況や動向を幅広く勘査し策定しているが、立地適正化計画、総合交通戦略にも同趣旨の記載 内容が見られ、非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	265	01.土地利 用(農地除 く)	指定都市 神戸市	国土交通省	B 地方 に対する 規制級 和	都市再生特別措置法	自治体において、独自に 策定している防災に關 する計画を立地適正化計 画における防災指針 とみなしること	防災に関する計画を策定していくれば、立地適正化計 画においても防災指針を策定していくこととみなしこと	平成26年度に都市再生特別措置法の改正より、コンパクトなまちづくりを促進するため「立地適正化計画」制度が創設され、本市においては「都市空間向上計画」として策定したところであるが、令和2年6月に都 市再生特別措置法が改正され、都巿における防災・減災対策(防災指針)の位置づけが義務化されたことから、今後、都市空間向上計画(立地適正化計画)の改正の際には、防災指針の追加が必要となつた。 防災指針の策定にあたっては、災害リスクの高い地域の抽出やリスクをふまえた居住誘導区域の設定・見直し、地区ごとの課題に対応した対策の検討等を要件としているところであるが、既に公表されている計画 等において、災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施していること、防災部局等において、災害に対する対応方針の検討等を実施していることから、防災指針を策定する場合、既存の計画・検討と同様の記載 内容となることが想定され、非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	266	05.教育・ 文化	指定都市 神戸市	文部科学省	B 地方 に対する 規制級 和	文化財保護法(昭和25年法律 第214号)第183条の3、第153 条第2項第26号	文化財保存活用地域計 画の策定に係る記載事 項の簡素化	文化財保存活用地域計 画の策定にあたっては、地方 自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独 自性を持ったことを彈力的に認めること	文化財保存活用地域計画の策定は一部の補助金の優遇措置などの要件とされており、策定にあたっては文化庁長官に認定を受ける必要がある。 文化庁長官の認定を前提としているため、作成について市の裁量権が低い。また認定にあたっては、国の文化審議会に諮る必要があり、文化庁からの指導に伴う内容修正等の調整事項が多く、多大な事務負担 が生じている。 法第183条の3第2項第1号関係に定められた市の概要及文化財の概要については、市域の大小で事務量が左右する。同様に、文化財の措置に関する取りまとめなどの業務についても、指定都市などは、関係する部署が多くなるため煩雑となる。 市の方針として計画の見直し・スリム化が求められている。しかし、計画を認定させるためには、法に規定する内容を満たした計画を作成する必要があるため、両者に齟齬が生じている。 意見聴取会のための協議会の運営に関する事務が発生した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	267	01.土地利 用(農地除 く)	指定都市 神戸市	国土交通省	B 地方 に対する 規制級 和	改正「所有者不明土地の利用 の均一化等に関する特別措置 法(平成20年法律第10号)」第45 条第1項、所有者不明土地等 対策事業費補助金制度要綱 (令和4年3月28日 国土第 102号)	所有者不明土地等対策計 画の他の計画との一 体的策定	所有者不明土地等対策計 画の他の計画との一 体的策定	今後増加が見込まれる所有者不明土地について、その利用の均一化等による利 用の適正化のため、市町村等が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ法改正がなされた。 この補助金が創設されたが、その利用のためには「所有者不明土地等対策計画」の策定が要件となつており、新規策定が必 要となる。当市では、所有者不明土地の管理不全や賃借料のための財務管理人申立のための手数料(事業費100万円×5倍=500万円程度、国費12/250万円程度)としての費用が想定されるが、計画策 定に必要な費用(費用、時間、労力等)が計画開催約10回にして費用約100万円、職員の時間、労力 2人×10回×10回分=約1600時間のコストが大きい。 所有者不明土地等対策については、空き家等対策と共通する点が多く、新規に所有者不明土地等対策計画を策定するとしても、管理適正化のために構・構・構や施策や実施体制整備に関する事項を記載するなど、両者に重複する部分が多いと想われる。今後二つの計画が策定されることとなると非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	268	05.教育・ 文化	指定都市 神戸市	文部科学省	B 地方 に対する 規制級 和	学校教育の情報化の推進に關 する法(令和元年6月28日法律 第47号)第4条、教育基本法 (平成18年12月22日法律第120 号)第1条	市町村において学校教 育情報化推進計画の策 定を廃止し、加えて、計 画策定を財政措置の前 提条件としないこと	市町村において学校教 育情報化推進計画の策定を廃 止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	学校教育の情報化の推進に関する法律において、学校教育の情報化に関する施策についての計画を市町村が定めるよう努めることとされている。 しかし、国の教育振興基本計画は、教育全体の政策目標のうちの一つとして「ICT活用のための基盤の整備」(目標17)を定めており、この計画を参考して定めることとされている地方公共団体の計画(第3期当 市教育振興基本計画等)と、目的及び内容が重複するため、計画の見直し等において非効率である。 また、GIGASタール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内LAN等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	269	08.消防・ 防災・安全	指定都市 神戸市	総務省	B 地方 に対する 規制級 和	平成26年4月22日「公共施設 等の総合的かつ計画的な管理 の推進について」総務省第74 号	公共施設等総合管理計 画の簡素化及び記載事 項の見直し	公共施設等総合管理計 画の簡素化及び記載事 項の見直し	国の「イフタ長寿寿命化基本計画」の行動計画にあたる、公共施設等総合管理計画は、総務省からの要請(平成26年4月)を受けて策定している。 ①各市町村の行動計画で記載済みの事項を再掲したり、計画内容と集計方法による各計画間の数値を再調整したりする必要がある。 ②次の二種類の中長期的な方針について、合意形成には時間のかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するには困難である。 また、記載すべき事項が細かく指せられているが、一部については、国からの他の機会において回答し、ホームページに公開しているデータの重複がなされるため非効率である。 一律に定められた期限には、総合管理計画の見直し・期限のこと、総合管理計画の計画期間は各都道府県でそれぞれ定めており、定められた見直し・期限と計画期間の終了が近いと、度々計画に時間を割かれること になる。また、計画期間終了(次回計画策定)に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	270	01.土地利 用(農地除 く)	指定都市 神戸市	総務省、文 部科学省	B 地方 に対する 規制級 和	令和3年4月8日3号文部施設第 17号文部科学大臣官房長通知、 平成31年1月8日30号施設第 13号、文部科学施設助成課長通 知、平成31年4月2日総務省財 務調整事務連絡	国庫補助事業申請等に 係る個別施設計画の策定 及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および 公共施設等適正管理推進事業債の前提として個別 施設計画の策定及び変更義務付けの廃止	国庫補助事業のイフタ長寿寿命化基本計画を受けて文部科学省がイフタ長寿寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度での見直しや、見直し の際に重要な項目の全ての記載を盛り込むことなども各部署に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。 文部科学省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起 債の要件とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	271	12.その他	指定都市 神戸市	個人情報保 護委員会、 デジタル庁	B 地方 に対する 規制級 和	「公金受取口座を活用した公 金給付の実施に向けた」(令和4 年3月14日付厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課事務連絡)別紙1 第4-Q13等	特定個人情報保護評価のうち、 公金受取口座活用等、 行政手続における登録等に 關する番号の利用 等に関する法律第28条、特定 個人情報保護評価に関する規 則第1条、第5条、第6条、第7 条	特定個人情報保護評価のうち、 公金受取口座活用等、 行政手續における登 録等に關する番号の利用 等に関する法律第28条、特定 個人情報保護の名義 の意見確認等の公表について は、国が括りして実施し、地方公共団体においては実 施不要とすること。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを 活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。 情報提供ネットワークシステムを活用した公金受取口座情報の取得について、国は、令和4年10月実証運用開始、令和5年1月以降の本格運用を予定しているところ、地方公共団体は、各事務における特定個人 情報保護評価(PILA)の実施が必要となる。 PILAについては、評価書の修定に加え、対象人数によっては、住民の意見募集や第三者点検、評価の公表を行わ必要があり、自治体における事務負担が大きい。 【参考】公金受取口座活用のために修正が必要となる当市の評価書の数:17	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	272	12.その他	指定都市 神戸市	デジタル庁	B 地方 に対する 規制級 和	「公金受取口座を活用した公 金給付の実施に向けた」(令和4 年3月14日付厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課事務連絡)別紙1 第4-Q13等	マイナポータルからの公金受取口座登録をもって、デ ジタル庁で定める公的給付における当該口座の利用 の意思を確認したことと地方公共団体による給付の際 の改めての利用意思確認を不要とすること。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを 活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。 国からの事務連絡により、公金受取口座情報を登録されても、個別の給付申請時に、申請者が公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公金受取口座は利用できないとされているた め、度々、意思確認のためのやりとりが発生するほか、給付申請の際に公金受取口座の利用意思ありとされたにもかかわらず、実際には公金受取口座情報自体が登録されていないといふこともあると思定され、かえって 給付事務が混乱する可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html		

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年においてのみ)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (5)障害福祉サービス事業所等に対して市町村(精神障害院除く)に明して、都道府県又は指定都市とする。以下の事項において「市町村等」という。)が任意のものとして行う訪問等事務については、指定事務受託法人(児童福祉法57条の3の4及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律11条の2)に委託することができることを明確化し、市町村等に周知する。	—	指定事務受託法人への委託について、以下のとおり明確化し、周知した。 ・行政機関が実施する障害福祉サービス事業所等に対する指導監査は、「実地指導」と「立入検査(監査)」の2種類がある。 ・指定事務受託法人に対し、文書及び物件の提示・提出の求めや質問等のために、事業所の同意を得て、単独で事業所を訪問し、調査する行為は委託可。 ・介護保険サービスと障害福祉サービスの双方の指定を受けている事業所の実地指導を同一期日で指定事務受託法人が行うこと可。 ・立入検査(監査)は、その性質上、行政機関の職員自らで執行されべきものであることから、委託不可。 ・実地指導を行なう場合は、その範囲は、相手方の任意の協力の下に行われる訪問調査や、質問等の情報収集に限られる。立入検査(監査)命令等の業務は除外。	—	—	厚生労働省保健福祉部企画監査指導室
5【文部科学省】 (8)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告(26条1項)について、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施設の成果を説明する書類の議会への提出(地方自治法(昭22法)6723条5項)を行なうことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	—	「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(周知)」(令和5年2月1日付事務連絡)において、各教育委員会は、地方自治法第23条第5項に規定する主要な施設の成果を説明する書類及び議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行なうことができる場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の義務を充足し得ること等を周知した。	文部科学省】「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(周知)」(令和5年2月1日付事務連絡)において、各教育委員会は、地方自治法第23条第5項に規定する主要な施設の成果を説明する書類及び議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行なうことができる場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の義務を充足し得ること等を周知した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_274	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
5【厚生労働省】 (4)健康増進法(平14法103)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平23法65) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平24法295) (5)厚生労働省告示(438)の期間について、政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生科学審議会地域保健健康増進委員会において検討し、令和5年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (32)健康増進法(平14法103)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平24法295) (5)厚生労働省告示(438)の期間について、政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生科学審議会地域保健健康増進委員会において検討し、令和5年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。	厚生科学審議会地域保健健康増進委員会において、国の定める基本方針(国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針及び歯科口腔保健の推進に関する基本方針)について、計画期間を12ヶ月とする旨について検討した。 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平24法295)の全部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第207号)、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第89号)】	厚生労働省】国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針及び歯科口腔保健の推進に関する基本方針)について、計画期間を12ヶ月とする旨について検討した。 厚生労働省】国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平24法295)の全部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第207号)、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第89号)】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_275	厚生労働省健康局健康課、医政局口腔保健課
5【厚生労働省】 (3)国民健康保険法(昭29法100) (4)国民健康保険受給者努力支援交付金(72条3項)の事業費分については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和5年度の申請に向け、以下の措置を講ずる。 ・当該交付金の交付基準の明確化を図った上、申請様式には可能な限り数式を活用することとし、その旨を地方公共団体に通知する。 ・当該交付金の交付基準の統合化について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、「都道府県国民健康保険局国民健康保険課」の判断に充実させ、地方公共団体に通知する。	—	当該交付金の交付基準については、Q&Aの内容を充実させること等により明確化を図る。また、申請様式には可能な限り数式を活用することとし、地方公共団体に通知する。 当該交付金の申請に向け、地方公共団体の的確な判断に資するよう、「都道府県国民健康保険特別調整交付金」の申請用紙(市町村国民ヘルスアップ事業に関するQ&A)「厚生労働省保険局国民健康保険課長通知」を充実させ、地方公共団体に通知した。	厚生労働省】令和5年度国民健康保険受給者努力支援交付金(事業費分・事業費活動分)の交付申請は厚生労働省提出用紙(令和5年4月3日付)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_276	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (4)国民健康保険特別調整交付金(72条)については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るために、令和5年度の申請に向け、以下の措置を講ずる。 ・当該交付金の交付基準の統合化について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、「都道府県国民ヘルスアップ事業」市町村国民ヘルスアップ事業に関するQ&A(「厚生労働省保険局国民健康保険課」の判断に充実させ、令和5年度に実施する当該交付金の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。	—	国民健康保険特別調整交付金の交付額に係る算定方法の簡素化及び交付申請様式の統合を図り、通知した。	厚生労働省】令和4年度特別調整交付金(FAQ)【令和4年12月5日発出】 【厚生労働省】令和5年度国民健康保険受給者努力支援交付金(事業費分・事業費活動分)交付令領について(令和5年4月3日付)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_277	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (4)国民健康保険特別調整交付金(72条)については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るために、令和5年度の申請に向け、以下の措置を講ずる。 ・当該交付金の交付基準の統合化について、地方公共団体の的確な判断に資するよう、「都道府県国民ヘルスアップ事業」市町村国民ヘルスアップ事業に関するQ&A(「厚生労働省保険局国民健康保険課」の判断に充実させ、令和5年度に実施する当該交付金の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する)。	—	国民健康保険特別調整交付金の交付額に係る算定方法の簡素化及び交付申請様式の統合を図り、通知した。	厚生労働省】令和4年度特別調整交付金(FAQ)【令和4年12月5日発出】 【厚生労働省】令和5年度国民健康保険受給者努力支援交付金(事業費分・事業費活動分)交付令領について(令和5年4月30日付)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_277	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (4)国民健康保険特別調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のようにする。 ・当該交付金の交付基準及び普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務について、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のようにする。 ・国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、国民健康保険療養給付費等負担金(70条)、普通調整交付金(72条)及び普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務について、その提出期限を延長することとし、「国民健康保険療養給付費等負担金交付手続用紙(平12厚生省施次令別紙通知別紙)」を改正するとともに、地方公共団体に通知した。 ・全国の地方単独実費助成制度を取扱ったマスクを、地方公共団体の基幹業務システム標準化検討会において開催される議論を踏まえて、以下に掲げる事項を検討し、令和8年度中に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・全国の地方単独実費助成制度を取扱ったマスクを、地方公共団体の基幹業務システム標準化検討会において開催される議論を踏まえて、以下に掲げる事項を検討し、令和8年度中に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該計算処理データを報告用システムに連携可能とすること。 ・当該計算処理データを報告用システムに連携可能とすること。	<令6> 4【厚生労働省】 (32)国民健康保険法(昭33法192) (4)国民健康保険療養給付費等負担金(70条)、普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、療養給付費等負担金算定事務について、その提出期限を延長することとし、「国民健康保険療養給付費等負担金交付手續用紙(平12厚生省施次令別紙通知別紙)」を改正するとともに、地方公共団体に通知した。 ・全国の地方単独実費助成制度を取扱ったマスクを、地方公共団体の基幹業務システム標準化検討会において開催される議論を踏まえて、以下に掲げる事項を検討し、令和8年度中に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該計算処理データを報告用システムに連携可能とすること。	国民健康保険療養給付費等負担金(70条)及び普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、療養給付費等負担金算定事務について、その提出期限を延長することとし、「国民健康保険療養給付費等負担金交付手續用紙(平12厚生省施次令別紙通知別紙)」を改正するとともに、地方公共団体に通知した。 ・全国の地方単独実費助成制度を取扱ったマスクを、地方公共団体の基幹業務システム標準化検討会において開催される議論を踏まえて、以下に掲げる事項を検討し、令和8年度中に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該計算処理データを報告用システムに連携可能とすること。	厚生労働省】令和5年度国民健康保険療養給付費等負担金(70条)及び普通調整交付金(72条)の交付申請額算定事務について(周知)【令和5年5月11日付】 【厚生労働省】国民健康保険療養給付費等負担金交付手續用紙(平12厚生省施次令別紙通知別紙)について(令和5年5月12日付)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_278	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【文部科学省】 (9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) (10)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) 学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・施設整備計画(12条2項)に開示し、必須とされている記載項目の一部については、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とすることとし、他の類似計画からの引用を可能とすることとする。 ・施設整備計画(12条2項)に開示し、必須とされている記載項目の一部について他の類似計画からの引用を可能とすることにより、周辺の施設整備計画(12条2項)に開示する見直しを行い、その旨を令和5年4月発出の施設整備計画作成要領にて対応する旨通知した。 ・施設整備計画の記載項目の一部について他の類似計画からの引用を可能とすることにより、周辺の施設整備計画(12条2項)に開示する見直しを行い、その旨を令和5年4月発出の施設整備計画作成要領にて対応する旨通知した。	<令5> 5【文部科学省】 (10)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) (11)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) (12)学校施設環境改善交付金による建築計画について、需要調査の実施等に係る施設整備計画の記載項目の一部について他の類似計画からの引用を可能とすることとする。 (13)学校施設環境改善交付金による建築計画について、需要調査の実施等に係る施設整備計画の記載項目の一部について他の類似計画からの引用を可能とすることにより、周辺の施設整備計画(12条2項)に開示する見直しを行い、その旨を令和5年4月発出の施設整備計画作成要領にて対応する旨通知した。 ・施設整備計画の記載項目の一部について他の類似計画からの引用を可能とすることにより、周辺の施設整備計画(12条2項)に開示する見直しを行い、その旨を令和5年4月発出の施設整備計画作成要領にて対応する旨通知した。	施設整備計画に開示し、必須とされている記載項目の一部について、地方公共団体において策定・公示する類似計画に同旨記載がある場合には、地方公共団体の判断により、任官に記載できる項目とすることとする。 施設整備計画の記載項目の一部について他の類似計画からの引用を可能とすることにより、周辺の施設整備計画(12条2項)に開示する見直しを行い、その旨を令和5年4月発出の施設整備計画作成要領にて対応する旨通知した。 ・施設整備計画の記載項目の一部について他の類似計画からの引用を可能とすることにより、周辺の施設整備計画(12条2項)に開示する見直しを行い、その旨を令和5年4月発出の施設整備計画作成要領にて対応する旨通知した。	【文部科学省】「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の改訂について」(令和5年3月30日付)文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知 【文部科学省】「こども家庭庁施設整備計画の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示」(令和5年文部科学省告示第38号) 【文部科学省】「学校施設環境改善交付金による施設整備計画について」(令和5年4月3日付)文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知 【文部科学省】「建築計画の調査項目の見直し及び名称変更について」(令和5年5月11日付)文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_279	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課法規係施設企画・企画監査指導室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案出本 の属性	提案 提出者	関係府省	提案 事項 審査基準	提案方法等	提案事項 審査基準	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案等における最終的な 審査結果(既ヶ付)
R4	280	12.その他	中核市	宮崎市	總務省	B. 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び情報推進会員カードの提供等に関する事務処理要領第4-3-1(1)	市町村窓口等を介さないマイナンバーカード等を介する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び情報推進会員カードの提供等に関する事務処理要領第4-3-1(1)	マイナンバーカードの更新は、オンライン（マイナーポータル等）またはコンビニのオネスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにて、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等の手続が可能とし、更新カードは本人限定受取郵便にて送付される。市役所窓口等の対面手続に限定せず、更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への提出の求め記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができるることを明文化する等、必要な措置を求める。	【現行制度】 マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法律は、平成28年1月から始まつてマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると思料され、カード普及後を見据えた改正が必須である。 【支障の解消策】 書類用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる認証等により、コンビニのオネスク端末でも手続が可能となった。 【参考】 当市のマイナンバーカード更新対象者(見込み) 令和4年度 865人 令和5年度 1,466人 令和6年度 12,167人 令和7年度 50,066人 窓口における一人当たりの手続きに要する時間:15分(申請)+15分(交付)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html
R4	281	03.医療・福祉	都道府県、全国知事会	群馬県、全国知事会	内閣府、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3、男女共同参画基本法第14条	DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画基本計画」と一体化して策定可能であることの明確化	都道府県男女共同参画基本計画について、他の計画と一緒に作成できることを明確化することにより、同計画とDV防止法に基づく「都道府県基本計画」と一緒に作成可能すること。	【現行制度について】 「男女共同参画の推進」と「配偶者からの暴力の防止」は施策として深く関連性があり、男女共同参画社会基本法で策定が義務づけられている「都道府県男女共同参画基本計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3に基づく基本計画の策定について、令和3年2月1日付で改正がなされた。 【支障事例】 DV防止法に基づく「都道府県基本計画」については、令和2年度の通知(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について 令和3年2月1日付)により、既に他の計画と一緒にして策定可能であることなどが通知されている。 【支障の解消策】 都道府県男女共同参画基本計画と他の計画と一緒にして策定可能であることなどが示されていないため、現在はこの二つの基本計画を別々に策定している。 【支障の解消策】 「都道府県男女共同参画基本計画」を他の計画と一緒にして策定できることを明確化することにより、二つの基本計画と一緒にして策定することが可能となる。 また、令和5年5月19日に成立した新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月1日施行)に基づき、県の基本計画策定義務が盛り込まれており、都道府県男女共同参画基本計画及びDV防止法に基づく都道府県基本計画も一緒に策定できるよう、基本方針に明確にしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html
R4	282	03.医療・福祉	知事会	全国知事会、群馬県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	健康寿命の延伸等を図るために心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第1条第1項	循環器病対策推進計画	循環器病対策推進計画を廃止する。	【現行制度について】 健康寿命の延伸等を図るために脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法により、都道府県へ循環器病対策推進計画の策定が義務づけられている。 【支障事例】 都道府県計画の基本となる国における循環器病対策全体の基盤となるデータ整備を行うことが求められているが、現在ではなお整備が進んでいない。 【支障の解消策】 基本計画では国が循環器病対策全体の基盤となるデータ整備を行うことが求められているが、現在ではなお整備が進んでいない。 【支障の解消策】 令和6年4月1日付の第2次都道府県基本計画の策定が求められているが、まずは計画策定にあたり必要なデータ整備(診療情報収集や提供体制整備)が先行すべきこと、必要な対応は既存計画でできることから、計画策定の見直しについて検討が必要と考えられる。 【支障の解消策】 循環器病対策推進計画を廃止し、医療計画・健康増進計画等の既存計画に必要な項目を整備することにより、支援が解決すると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html
R4	283	03.医療・福祉	知事会	全国知事会、三重県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項第4号、医療法施行規則第30条の28、がん対策基本法第12条第11条第1項	都道府県医療計画における一部の事項の策定にあたっては、開拓する計画の策定により代替可能かすること	医療計画に定めることとされているがん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、都道府県がん対策推進計画及び都道府県医療計画の策定をもって、代替可能とする。	【支障事例】 当県では、国がん対策基本法及び医療法、がん対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。 【支障の解消策】 医療法に基づき策定している「当県医療計画」においても、記載すべき疾患として「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」が含まれており、当県がん対策推進計画及び三重県循環器病対策推進計画に記載している内容の大部分が重複しており、同内容、同趣旨を複数の計画に記載している現状にある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html
R4	284	03.医療・福祉	施行特例市	所沢市	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	子育てのための施設等利用料金の支拂い返付方法等の認定(ただし、返還方法までの認定ではない)	子育てのための施設等利用料金の支拂い返付方法等の認定(ただし、返還方法までの認定ではない)	市町村は、過年度分の子育てのための施設等利用料金の支拂い返付方法等の認定(ただし、返還方法までの認定ではない)の見直し	返還額については、補正予算で算数措置し、返還期限内に返還できるよう業務を進めているが、実際の支払処理は、国からの納入通知書が届いてからでなければ行うことができない。 納入通知書が納入期限近くに届く場合、支払処理は一定の期間がかかる。期限内に支払うことができない場合には延滞金が発生し、延滞金の支払処理にかかる業務負担(約8%)が大きい。 ※延滞金は請求金額の1%で計算される。地方自治法第96条に規定する議決事項に該当するため、予算措置だけでは、議会会議も生じる。期限内に支払う準備を進めていたにも関わらず、納入通知書の到着が遅れたことによって、延滞金が発生し、市の過失と捉えられてしまうことは、納得しない事例である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html
R4	285	05.教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	社会教育法第9条の2	教育委員会への社会教育主事の置き規定の見直し	教育委員会への社会教育主事の置き規定の見直し	【現行制度】 社会教育法第9条の2において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。 【支障事例】 制度改正の必要性	—
R4	286	05.教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B. 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第五条	補欠の教育長の任期の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の任期期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求めること	【現行制度】 現行の法律は補欠の教育長の任期期間の規定があり、前任の教育長の退任理由に問わらず、後任の教育長の任期は任期期間とされるため、任期の開始日を変更することができない。 【支障事例】 制度改正の必要性	—
R4	287	12.その他	一般市	大府市	デジタル総務省、財務省	B. 地方に対する規制緩和	支障の原因ではないが、参考国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更	国所管機関からの市県民税特別徴収分の納付方法変更	国所管機関からの市県民税特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。	【支障事例】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の任期期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求めること	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/teianbosyukokka.html

対応方針(闇営決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終的対応方針(闇営決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【デジタル庁(9)(ii)】 【総務省(22)(ii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。 5【総務省】 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (3) 個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【デジタル庁(8)(ii)】 【総務省(17)(iii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。 5【総務省】 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (3) 個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	個人番号カードの表面更新などの統合端末の操作を行う事務については、市町村長(特別区の区長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務における民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大についての番号の利用等に関する法律(平25法27)」及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)を各都道府県及び各指定都市の社会保険・税金番号制度担当部長宛てに通知。 また、個人番号カード及び電子証明書の更新があり方について、令和5年度中に、市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進めることとしました。 福祉施設や医療機関において出張申請者に会合する際の市町村を経由して交付申請書を提出する場合、以下の事項に於て同じ。以外の市町村を経由して交付申請書を提出する場合、令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバーカードの作成について(令和5年8月7日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバーカード支援室長通知)	総務省】「マイナンバーカードの交付事務における民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバーカード支援室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_280	デジタル庁・民間向けサービスグループ 総務省自治行政局住民制度課マイナンバーカード支援室
5【厚生労働省】 (54) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令4法52) 都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(8条1項)及び市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条3項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一緒にして策定することを可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (41) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令4法52) 都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(8条1項)及び市町村(特別区を含む。)における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条3項)については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施設の実施に関する法律(平13法312条の3第1項及び3項)や男女共同参画社会の形成の促進に関する施設についての基本的な計画(男女共同参画社会基本法(平11法78)14条1項及び3項)など、政策的に関連の深い他の計画等と一緒にして策定することを可能であることを明確化した。 【措置済み(困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(令和5厚生労働省告示第111号))】	都道府県と市町村が策定する困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画について、他の計画等と一緒にして策定することを可能であることを明確化した。 都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(8条1項)及び市町村(特別区を含む。)における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条3項)については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施設の実施に関する法律(平13法312条の3第1項及び3項)や男女共同参画社会の形成の促進に関する施設についての基本的な計画(男女共同参画社会基本法(平11法78)14条1項及び3項)など、政策的に関連の深い他の計画等と一緒にして策定することを可能であることを明確化した。 【措置済み(困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(令和5厚生労働省告示第111号))】	厚生労働省】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第七条第一項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画について、他の計画等と一緒にして策定することを可能であることを明確化した。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_281	厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室
5【厚生労働省】 (47) がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一緒にして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。	—	都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画については、医療計画等の政策的に関連の深い他の計画と一緒にして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。	厚生労働省】がん対策推進基本計画の変更について(令和5年3月28日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】循環器病対策推進基本計画の変更について(令和5年3月28日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】医療計画と各計画との一體的策定について(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課はか事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_282	厚生労働省健康局がん・疾病対策課、医政局地域医療計画課
5【厚生労働省】 (47) がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一緒にして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。	—	都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画については、医療計画等の政策的に関連の深い他の計画と一緒にして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。	厚生労働省】がん対策推進基本計画の変更について(令和5年3月28日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】循環器病対策推進基本計画の変更について(令和5年3月28日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】医療計画と各計画との一體的策定について(令和5年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課はか事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_283	厚生労働省健康局がん・疾病対策課、医政局地域医療計画課
5【厚生労働省】 (47) がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一緒にして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。	—	子育てのための施設等利用給付交付金の返還手続については、令和4年度の返還手続から、納入期限と債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に周知した。	内閣府】令和4年度以降の子育てのための施設等利用給付交付金の返還手続に係る納入期限について(令和4年12月1日付け内閣府子ども・子育て本部参事官子ども・子育て支援担当)付給付当事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_284	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付担当
5【デジタル庁(5)(ii)】 【総務省(12)(ii)】 【財務省(3)】 地方税法(昭25法226) 国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム(eTAX)を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 事項	具体的な支障事例	提案中における最終的な 審査結果(結果)		
R4	288	07.産業振興	一般市	大府市	財務省、経済産業省	B.地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条 セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行つた特定中小企業者又は特例中小企業者の認定の拡充	【現行制度】 セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。 【制度改正の必要性】 新型コロナウイルス感染拡大による影響で、中小企業者又は特例中小企業者の認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。 令和2年度実績：第5項閑通が706件(4号認定512件、5号認定194件)、第6項閑通(危機閑通保証)が544件 令和3年度実績：第5項閑通が716件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項閑通(危機閑通保証)が33件 また、認定事務を行なう行政職員は、企業経営に対する知識が浅いもののが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。 【支障の解決策】 セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもちろんのこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。 そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能となることで、厳しい経営状況にある中小企業者の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになります。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	289	12.その他	都道府県	東京都	総務省	B.地方に対する規制緩和	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	【現行制度】 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインにおいて、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和、アーバン及び無線接続においても利用を可能すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	
R4	290	12.その他	都道府県	東京都	総務省、国土交通省	B.地方に対する規制緩和	地方自治法、都市公園法	【現行制度】 一の公の施設に同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることの明確化	【現行制度】 指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて」制度詳解と実務の手引【改訂版】(第一法規、2009)123頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい』とされています。 この規定は、公の施設の運営にかかる規制緩和の範囲を明確化するため、二以上の指定管理者を指定することができる場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することを法律上排除されていないことを明確化するため、二つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することを法律上排除されていないことを明確化するため、二つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないといい解釈が生じてしま。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	291	12.その他	都道府県	東京都	経済産業省	B.地方に対する規制緩和	計量法第72条、計量法施行令 計量法に基づく水道メーターの検定有効期間の見直し	【背景】 人口減少に伴い、料金収入の低下や労働力人口の減少が見込まれる中、水道事業者の仕組みを抜本的に見直し、デジタルトランスマートフォーメーション(DX)を推進することが求められている。なかでもDX推進によるスマートメーターの導入は、検査費用の削減や水道施設整備の効率化に大きく期待できる結果である。 東京都ではデジタル技術の導入による省エネルギー化や資源の効率化などを目標に、令和4年から令和6年までに約13万戸のスマートメーターの先行導入を計画策定している。 先行導入に当たっては、スマートメーター導入費用(購入費用+設置費用)を削減する方針を目標とし、コスト低減の促進が不可欠である。そこで、将来を見据えた更なるスマートメーター導入の収益を加速させるために、導入コストに大きな影響を与える水道メーターの検定有効期間の見直しを急務である。 【支障内容】 検定有効期間の見直性については、平成12年度の計量行政審議会において審議され、現行の8年を維持するとの判断が示された。しかし、審議当時のメーターに比して計量精度の向上等を踏まえた新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても、検定有効期間は見直されていない。 また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターは計測方式が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されてしまう。 【措置内容】 適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式別の検定有効期間を設定する必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【経済産業省】 (1)中小企業信用保険法(昭25法律264) (i)セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務については、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知する。 【措置済み(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)】	—	セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定に関する市区町村が行う手続のうち、一部の補助的業務について、市区町村と商工会議所及び商工会等との合意を前提として、商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能であることを明確化し、市区町村、商工会議所及び商工会等に通知した。	【経済産業省】中小企業信用保険法に基づく特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務における補助的業務の委託について(令和4年12月1日付け中小企業庁事業環境部金融課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_288	中小企業庁事業環境部金融課
—	—	—	—	—	—
5【総務省(2)】(国土交通省(1)) 地方自治法(昭22法律67)及び都市公園法(昭31法律79) 指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)】	—	指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】2以上の指定管理者による都市公園の管理について(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)	https://www.cho.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html#r4_290	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 国土交通省都市局公園緑地・景観課
—	—	—	—	—	—